

# 函館市控除対象特定非営利活動法人の手引 (函館市指定NPO法人制度)



平成27年 4月

令和元年 6月改正

令和2年 9月改正

令和3年 7月改正

令和4年 4月改正

令和6年 3月改正

函館市企画部企画管理課

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

条例	……………	函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成27年条例第10号）
規則	……………	函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則（平成27年規則第21号）
法	……………	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
NPO法人	……………	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
認定NPO法人	…	特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人
指定NPO法人	…	函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第2条第2項に規定する控除対象特定非営利活動法人
所轄庁	……………	特定非営利活動促進法第9条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長）
法人令	……………	法人税法施行令（昭和40年政令第97号）
法人規	……………	法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）
組登令	……………	組合等登記令（昭和39年3月23日政令第29号）

# 目 次

<b>第1章 指定NPO法人制度の概要</b> .....	<b>1</b>
1 指定NPO法人制度の概要 .....	2
(1) 指定NPO法人とは .....	2
(2) 指定NPO法人になることによるメリット .....	2
(3) 指定の要件 .....	2
(4) 欠格事由 .....	3
(5) 指定の有効期間等 .....	3
<b>第2章 指定NPO法人制度（導入編）</b> .....	<b>5</b>
1 指定NPO法人等になるまでのフロー .....	6
2 指定申出手続 .....	7
3 事前チェックシート .....	8
<b>第3章 指定NPO法人制度（解説編）</b> .....	<b>27</b>
1 指定または指定の有効期間の更新を受けるための申出手続 .....	29
(1) 指定を受けようとする場合 .....	29
(2) 指定の有効期間の更新を受けようとする場合 .....	30
(3) 指定NPO法人の役員報酬規程等の提出義務 .....	30
2 指定基準の概要 .....	36
(1) 指定の基準の概要 .....	36
(2) 欠格事由の概要 .....	39
3 指定NPO法人としての指定を受けるための基準 .....	40
4 欠格事由 .....	54
5 指定NPO法人に関する優遇措置 .....	57

<b>第4章 法人の管理・運営について</b> .....	<b>59</b>
1 指定NPO法人の報告義務 .....	60
(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の届出 .....	60
(2) 助成金の報告 .....	61
(3) その他の報告（変更の届出） .....	62
2 指定NPO法人の情報公開 .....	63
(1) 指定NPO法人の情報公開（備置き，閲覧） .....	63
(2) 指定NPO法人の情報公開（インターネット） .....	63
(3) 市長の情報公開（閲覧・謄写） .....	63
3 指定NPO法人に対する監督等 .....	65
(1) 指定NPO法人に対する報告および検査 .....	65
(2) 指定NPO法人に対する勧告，命令等 .....	65
(3) 指定NPO法人の指定の取消し .....	66
<b>第5章 法人の合併について</b> .....	<b>69</b>
1 NPO法人の合併 .....	70
2 合併法人に係る指定の基準の適用 .....	70
(1) 合併によって設立されたNPO法人が指定を行う場合 .....	70
(2) 合併後存続したNPO法人が申出を行う場合 .....	74
(3) 指定NPO法人の合併 .....	78
<b>様式集</b> .....	<b>85</b>

# 第1章 指定NPO法人制度の概要

## 1 指定NPO法人制度の概要

社会情勢の変化や多様化する地域課題に対して、新しい公共の担い手としての特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の役割がますます重要になってきています。

このようななか、平成23年6月の地方税法等の改正に伴い、地方公共団体が条例で個別に指定したNPO法人への寄附金が個人住民税の寄附金控除の対象となる「条例個別指定NPO法人制度」が新設されました。

この制度は、NPO法人の活動の充実を目指し、住民がNPO法人に寄附しやすい環境を整えようとするものです。

市民自治によるまちづくりを目指す本市としては、新しい公共の担い手であるNPO法人に対し、市民の寄附の気運を高め、その自立的活動を支援することが必要と考え、このたび、「函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例」を制定し、平成27年4月1日から施行しました。

### (1) 指定NPO法人とは

指定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織および事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき、条例等に定めた基準に適合したものとして、函館市条例による指定を受けたNPO法人をいいます（条例2②）。

### (2) 指定NPO法人になることによるメリット

#### ① 個人寄附者に対する税制上の措置

個人が指定NPO法人に対し、その指定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、個人市民税において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法314の7④四）。

#### ② 認定NPO法人の認定要件の一部に適合

指定NPO法人は、認定NPO法人の認定要件のうちパブリックサポートテスト要件（PST要件）に適合することとなります。（法45①一ハ）。

### (3) 指定の要件

指定NPO法人になるためには、次の要件に適合する必要があります（条例4）。

#### ① 公益性要件に適合すること。（ア～ウのいずれかに適合）

ア 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が10分の1以上

イ 3,000円以上の寄附者が年平均50人以上

ウ 北海道の条例により指定されている法人

#### ② 市民周知・市民参加に関する要件に適合すること。（ア、イの両方に適合）

ア（ア）～（エ）のいずれかに適合

（ア）新聞等を通じた市民に対する情報提供が年2回以上

（イ）広報資料の配置が市内の公共施設等に5カ所以上

（ウ）市民を対象とした催物開催数が年2回以上、かつ参加者が延べ50人以上

（エ）市内における事業活動へのボランティア従事者が年延べ50人以上、かつ実従事者が10人以上

イ 市内において、国、地方公共団体、企業、団体等との協働実績が年1回以上

#### ③ 基本的要件に適合すること。（ア～クの全てに適合）

ア 市内に主たる事務所があるNPO法人

イ 事業活動において、共益的活動の占める割合が50%未満

ウ 運営組織および経理が適正

エ 事業活動の内容が適切

- オ 情報公開が適切
- カ 事業報告書等の提出
- キ 法令違反、不正行為、公益に反する事実等がない
- ク 設立の日から1年を超える期間が経過している

(注) 上記①～③の基準を満たしていても、欠格事由(条例6)に該当するNPO法人は、指定を受けることはできません。

#### (4) 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当するNPO法人は指定を受けることができません(条例6)。

- ① 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある法人
  - ア 指定の取消し(条例第19条第1項第1号、第4号～第6号、第9号に該当したことにより取り消されたものを除く。②において同じ。)を受けた法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ウ NPO法、暴力団員不当行為防止法もしくは暴力団排除条例の規定に違反したことにより、もしくは刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条もしくは第247条の罪もしくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、または国税もしくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税もしくは地方税を免れ、納付せず、もしくはこれらの税の還付を受け、もしくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 暴力団の構成員等
- ② 指定の取消しを受けた場合、その指定の取消しの効力が生じた日から5年を経過しない法人
- ③ 定款または事業計画書の内容が法令または法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人
- ④ 国税または地方税の滞納処分が執行されているまたは当該滞納処分終了の日から3年を経過しない法人
- ⑤ 国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団、または、暴力団もしくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

#### (5) 指定の有効期間等

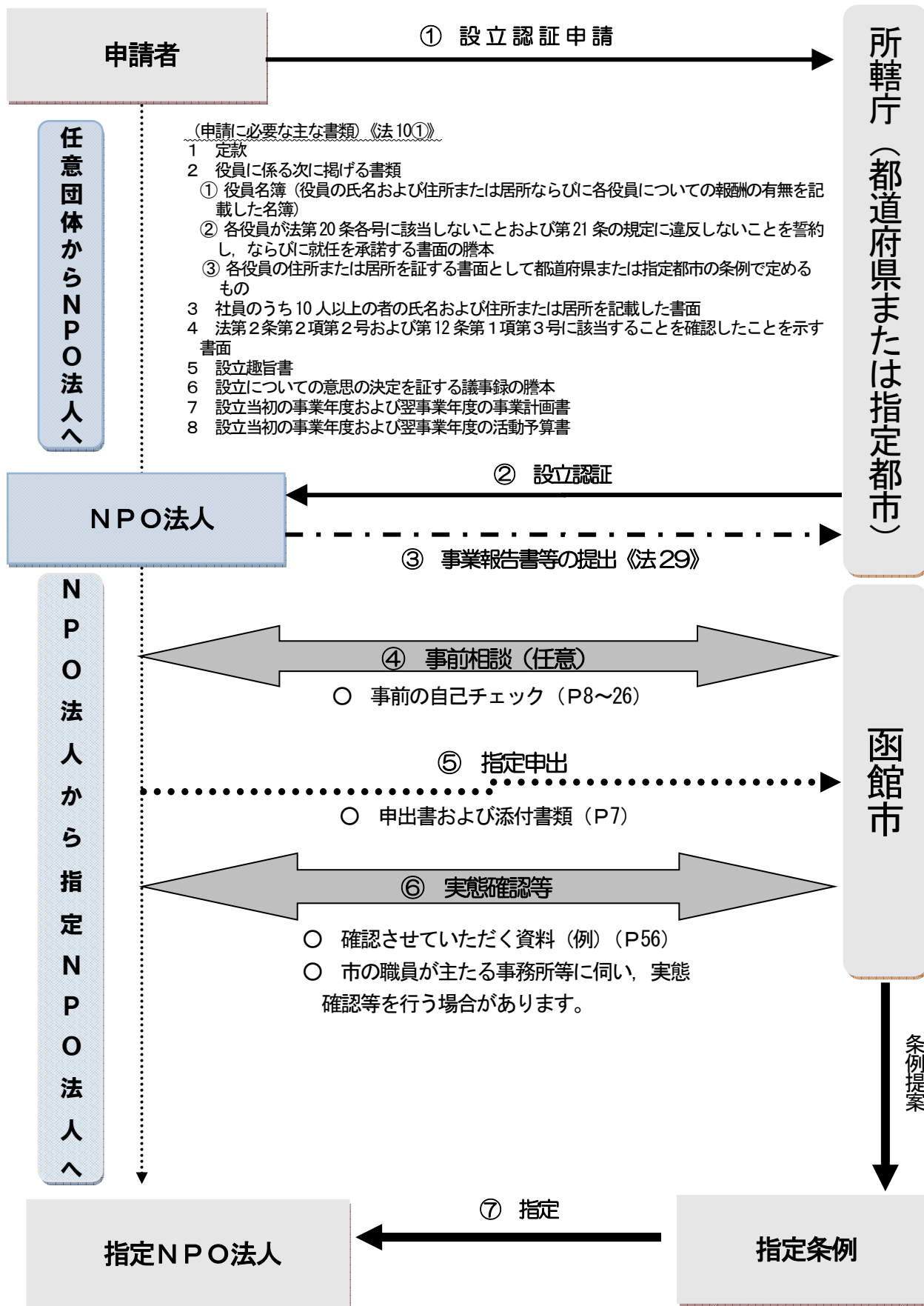
指定の有効期間は、函館市の条例により指定された日から指定された日の属する月の翌月の初日から起算して5年となります(条例9①)。

なお、指定の有効期間の満了後、引き続き指定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする指定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります(条例9②)。

## 第2章 指定NPO法人制度（導入編）



# 1 指定NPO法人になるまでのフロー



## 2 指定申出手続

指定を受けようとするNPO法人は、指定申出書（P86）等を、条例で定めるところにより、函館市に提出することとしています（条例3）。

ただし、申出書の提出に当たっては、提出日を含む事業年度の初日において、設立の日から1年を超える期間が経過している必要があります（条例4①(10)）。

### ◎ 指定を受けるための申出書およびその添付書類（条例等で定める書類）

申 出 書	
記 載 事 項	① NPO法人の名称
	② 代表者の氏名
	③ 主たる事務所の所在地
	④ その他の事務所の所在地
	⑤ 設立の年月日
	⑥ 現に行っている事業の概要
	⑦ 事業年度
	⑧ 過去の指定の有無およびその年月日
	⑨ その申出において適用する公益性要件
	⑩ 主たる事務所以外の事務所の責任者の氏名および役職名

申 出 書 の 添 付 書 類	
①	寄附者名簿（実績判定期間内の日を含む各事業年度分）
②	指定基準に適合する旨および欠格事由に該当しない旨を説明する書類
③	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
④	事業報告書（実績判定期間内の日を含む各事業年度分）
⑤	貸借対照表（実績判定期間内の日を含む各事業年度分）
⑥	活動計算書（実績判定期間内の日を含む各事業年度分）
⑦	財産目録（実績判定期間内の日を含む各事業年度分）
⑧	年間役員名簿（実績判定期間内の日を含む各事業年度分）
⑨	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名および住所または居所を記載した書面（実績判定期間内の日を含む各事業年度分）
⑩	役員名簿（法第10条第1項第2号イに規定する役員名簿）
⑪	定款等（法第28条第2項に規定する定款等）

### 3 事前チェックシート

- 指定を受けるためには、条例等に定められた次に掲げる基準等に適合する必要があります。
- 申出書の提出を検討されている方は、まず、以下の9項目のチェックポイントを確認してください。
- 項目1-①・②, 2, 3, 5-D・Eは実績判定期間において、項目1-③は申出日の前日において、項目4, 5-A・B・C, 6, 7, 8は、申出時まで継続して、各基準に適合しておく必要があります。
- 実績判定期間とは、指定基準の判定対象となる期間のことです。チェックに当たっては、直前に終了した事業年度以前の5事業年度分(初めて指定を受けようとする法人等は2事業年度分)の各科目の合計金額を使用します。詳しくは次のページでご確認ください。

#### 《チェックポイント》

① 【相対値基準】経常収入金額のうち寄附金等収入金額の割合が10分の1以上である(P10) または 1 ② 【絶対値基準】3,000円以上の寄附者が年平均50人以上である(P11) または ③ 【北海道の条例個別指定法人】北海道の条例により指定されている(P12)	適・否
ア 新聞等を通じた市民に対する情報提供が2回以上ある(P13) または イ 自ら発行した広報資料を市内公共施設等に各事業年度において5カ所以上配置している(P14) ② ① ウ 市民を対象とした催物を各事業年度2回以上開催し、かつ、参加者が延べ50人以上である(P15) または エ 市内における事業活動へのボランティア従事者が各事業年度延べ50人以上、かつ実従事者10人以上である(P16)	適・否
2 市内において、事業活動を国、地方公共団体、企業、団体等と協働している実績が ② 各事業年度1回以上ある(P17)	適・否
3 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である(P18)	適・否
4 運営組織および経理が適正である(P20)	適・否
5 事業活動の内容が適切である(P21)	適・否
6 情報公開を適切に行っている(P22)	適・否
7 所轄庁に対して事業報告書などを提出している(P23)	適・否
8 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない(P24)	適・否
9 設立の日から1年を超える期間が経過している(P25)	適・否
－ 欠格事由のいずれにも該当しない(P26) －	適・否

#### ご注意ください！

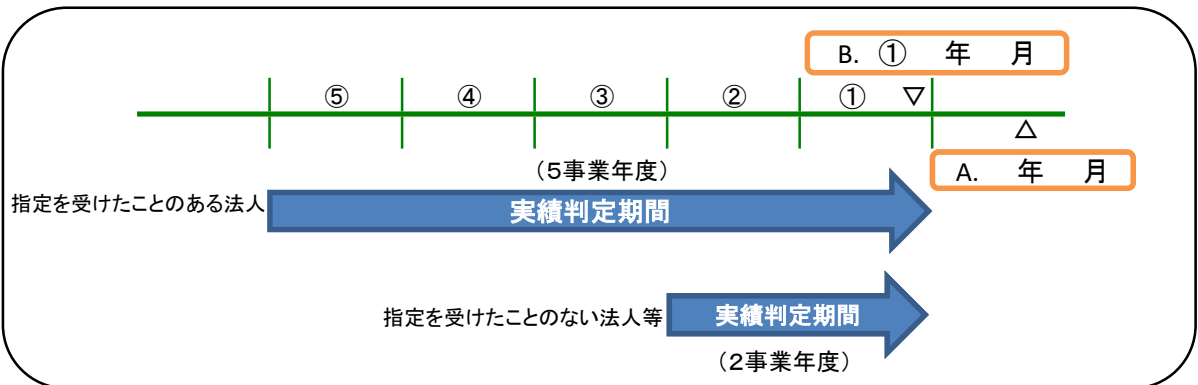
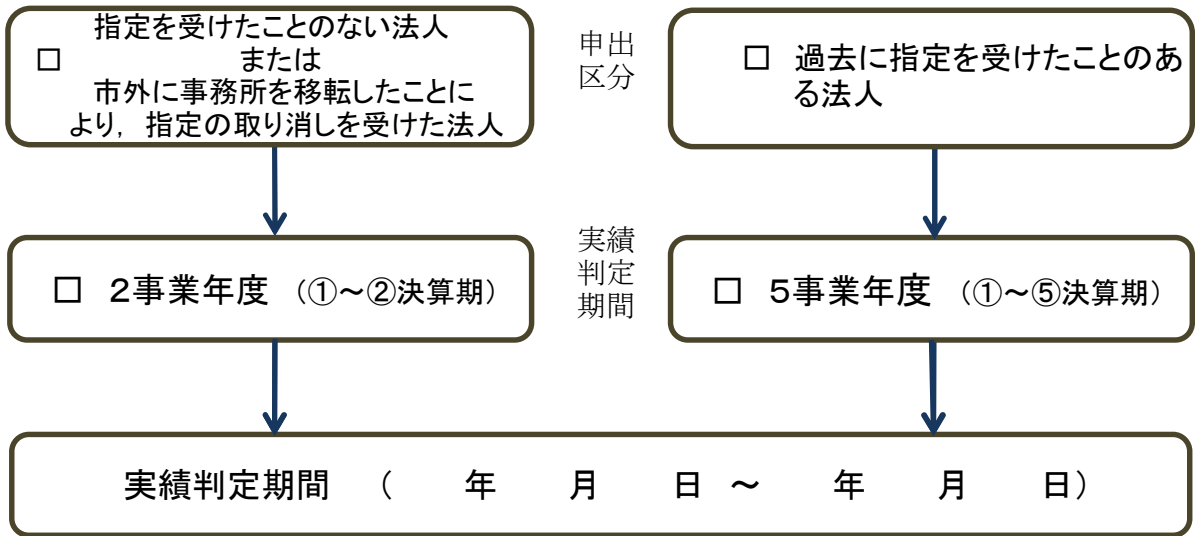
- このチェックシートは、指定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず指定を受けることができるとは限りません。
- ご不明な点がある場合や指定基準等の具体的な手続等についてお尋ねになりたい場合には、お気軽にお問い合わせください。

— 実績判定期間について —

- 実績判定期間とは、指定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に指定を受けたことのない法人等の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

A. 申出(予定)年月日 ( 年 月 日 )	B. 直前終了事業年度 (① 年 月 日 ~ 年 月 日)
---------------------------	----------------------------------

Bの1年前事業年度	② ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
Bの2年前事業年度	③ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
Bの3年前事業年度	④ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
Bの4年前事業年度	⑤ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )



☆ 基準1については、①、②、③のいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

指定基準1-① —公益性要件について—  
【相対値基準】

実績判定期間における

A. 活動計算書の「総収入金額 <sup>(注)</sup> 」	(	円)
B. 国・地方公共団体からの補助金等	(	円)
C. 資産売却による臨時収入	(	円)
D. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(	円)
E. 氏名または名称が明らかでない寄附金	(	円)
F. 差引金額(A - B - C - D - E)	(	円)

(注)「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。

実績判定期間における

G. 受け入れた「寄附金総額 <sup>(注)</sup> 」	(	円)
H. 同一者からの寄附金のうち、Gの10%を超える額の合計	(	円)
I. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(	円)
J. 氏名または名称が明らかでない寄附金	(	円)
K. 差引金額(G - H - I - J)	(	円)

(注)対価性のない助成金等を含みます。



$$\frac{\text{Kの金額( )}}{\text{Fの金額( )}} \geq 10\% \text{である}$$

はい

いいえ

( 適 )  
指定基準1-①に  
適合すると思われます

( 否 )  
指定基準に  
適合しません

※ 初めて指定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申出書に添付してください。

☆ 基準1については、①、②、③のいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

指定基準1-② —公益性要件について—  
【絶対値基準】

実績判定期間において、年間3,000円以上の寄附者の数が年平均50人以上である。

はい

いいえ

( 適 )  
指定基準1-②に  
適合すると思われます

( 否 )  
指定基準に  
適合しません

(注意事項)

- 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)およびその住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- 申請法人の役員およびその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

- ★ 実績判定期間中に、年3,000円以上の寄附者が50人以上でない事業年度がある場合には、次の算式により年平均50人となるかどうか判定してください。
- ★ 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

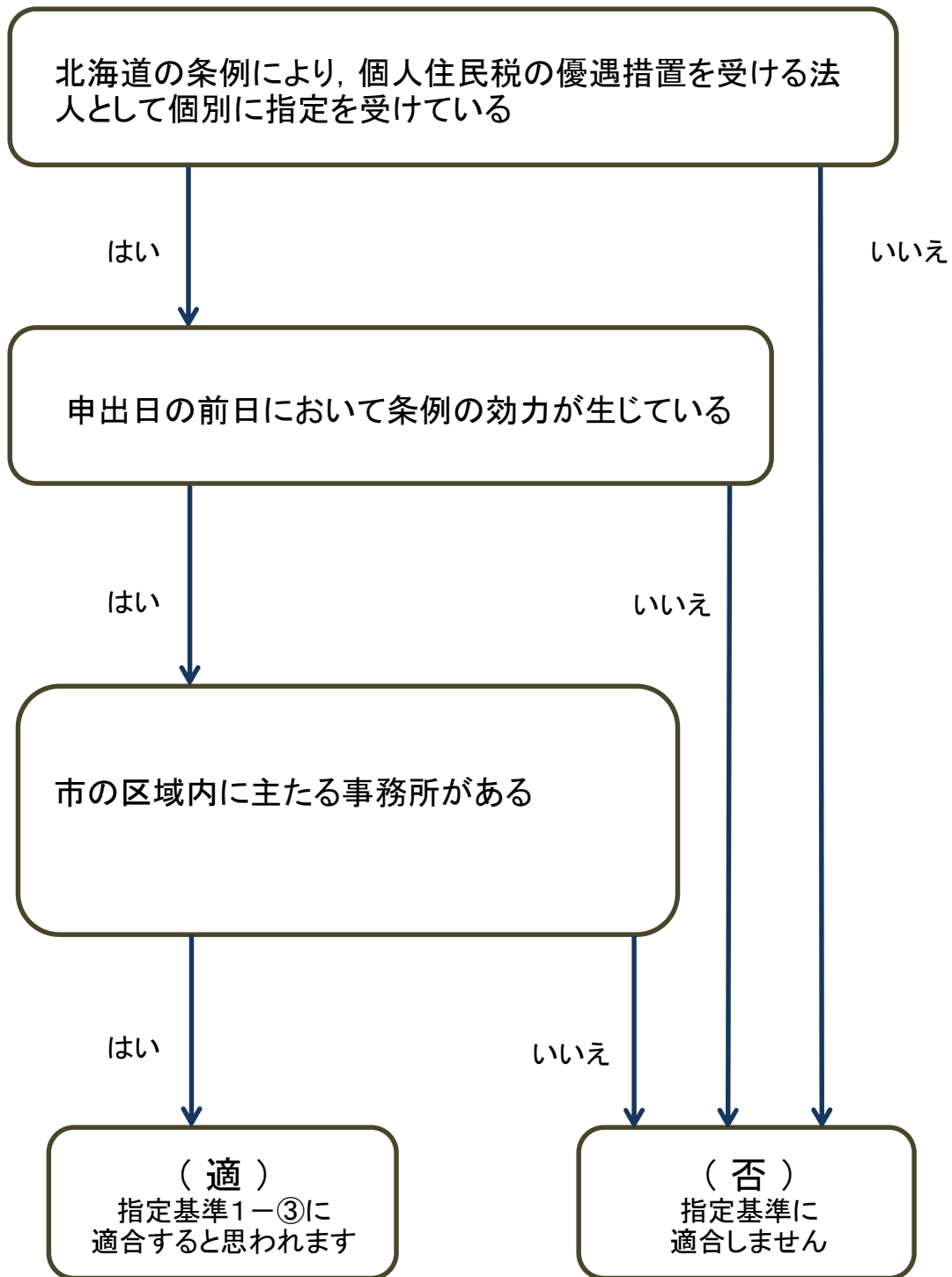
実績判定期間月数(A)					年3,000円以上の寄附者数(B)	
①	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
②	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
③	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
④	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
⑤	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
	合 計				月	人

$$\frac{Bの合計( \quad ) \times 12}{Aの合計( \quad )} = \boxed{\text{年平均} \quad \text{人}} \geq 100$$

※ 初めて指定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申出書に添付してください。

☆ 基準1については、①、②、③のいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

指定基準1-③ —公益性要件について—  
【北海道の条例個別指定法人】



☆ 基準2-①については、ア、イ、ウ、エのいずれかの基準を選択して適用いただくこととなります。

指定基準2-①-ア — 広報活動について —

各事業年度において、活動の情報を新聞等を通じて市民に対し、2回以上提供している

はい

( 適 )  
指定基準2-①-アに  
適合すると思われます

いいえ

( 否 )  
指定基準に  
適合しません

※ 新聞等

- ・ 日刊新聞誌
- ・ 市の広報誌
- ・ ラジオ(コミュニティFM放送を含む)
- ・ テレビ
- ・ 定期的に刊行している雑誌
- ・ タウン情報誌等



☆ 基準2-①については、ア、イ、ウ、エのいずれかの基準を選択して適用いただくこととなります。

指定基準2-①-イ — 広報資料の配置について —

各事業年度において、自ら発行した広報資料を市内の5以上の公共施設等に配置している(インターネットで公表している場合は4以上)

いいえ

はい

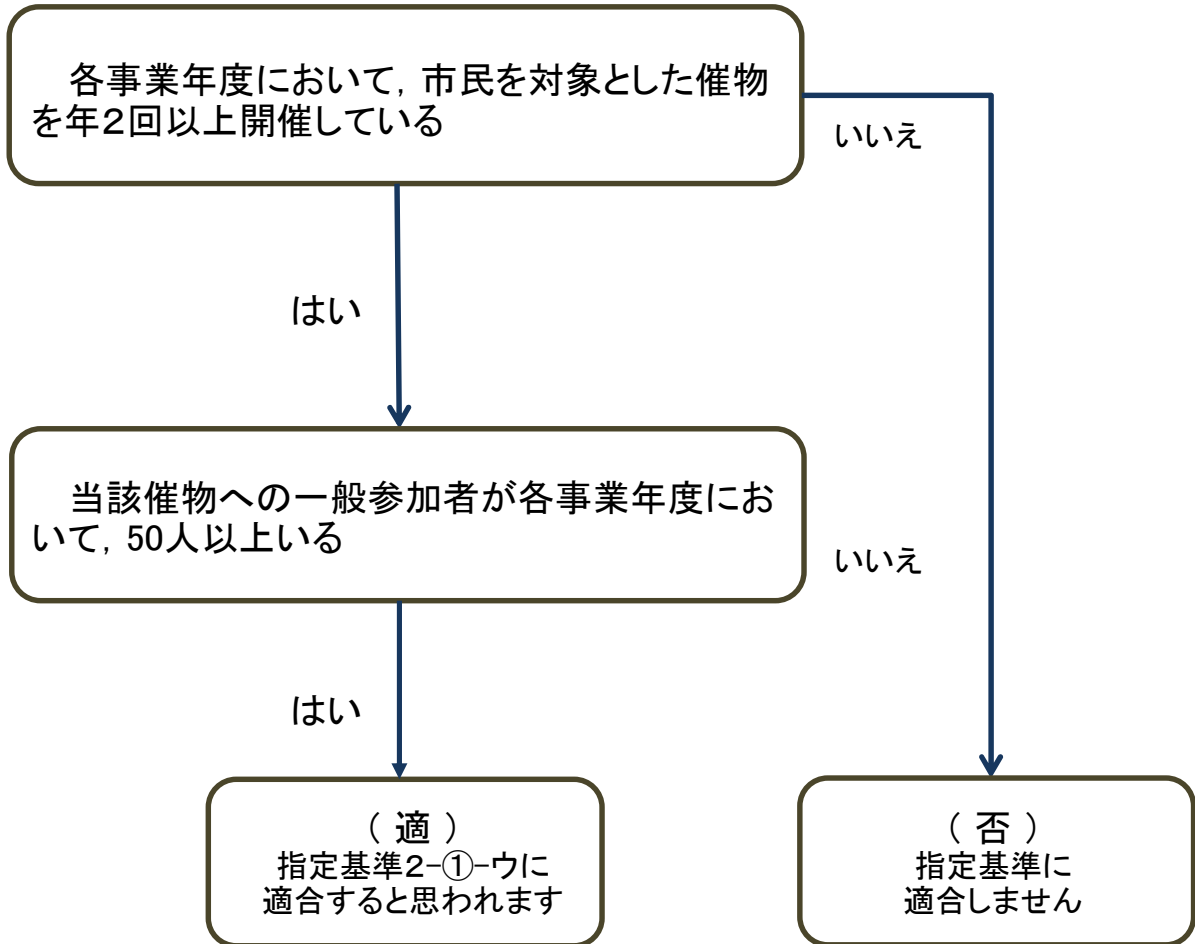
( 適 )  
指定基準2-①-イに  
適合すると思われます

( 否 )  
指定基準に  
適合しません

- ※ 広報資料  
法人自らが作成した会報誌、リーフレット、
- ※ 公共施設等
  - ・ 市役所、渡島総合振興局など行政機関
  - ・ 地域交流まちづくりセンター、公民館、図書館、体育館など公共施設
  - ・ 病院、学校、小売店、飲食店など法人の活動と関連する施設
  - ・ 自らのホームページ(1箇所としてカウント)

☆ 基準2-①については、ア、イ、ウ、エのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

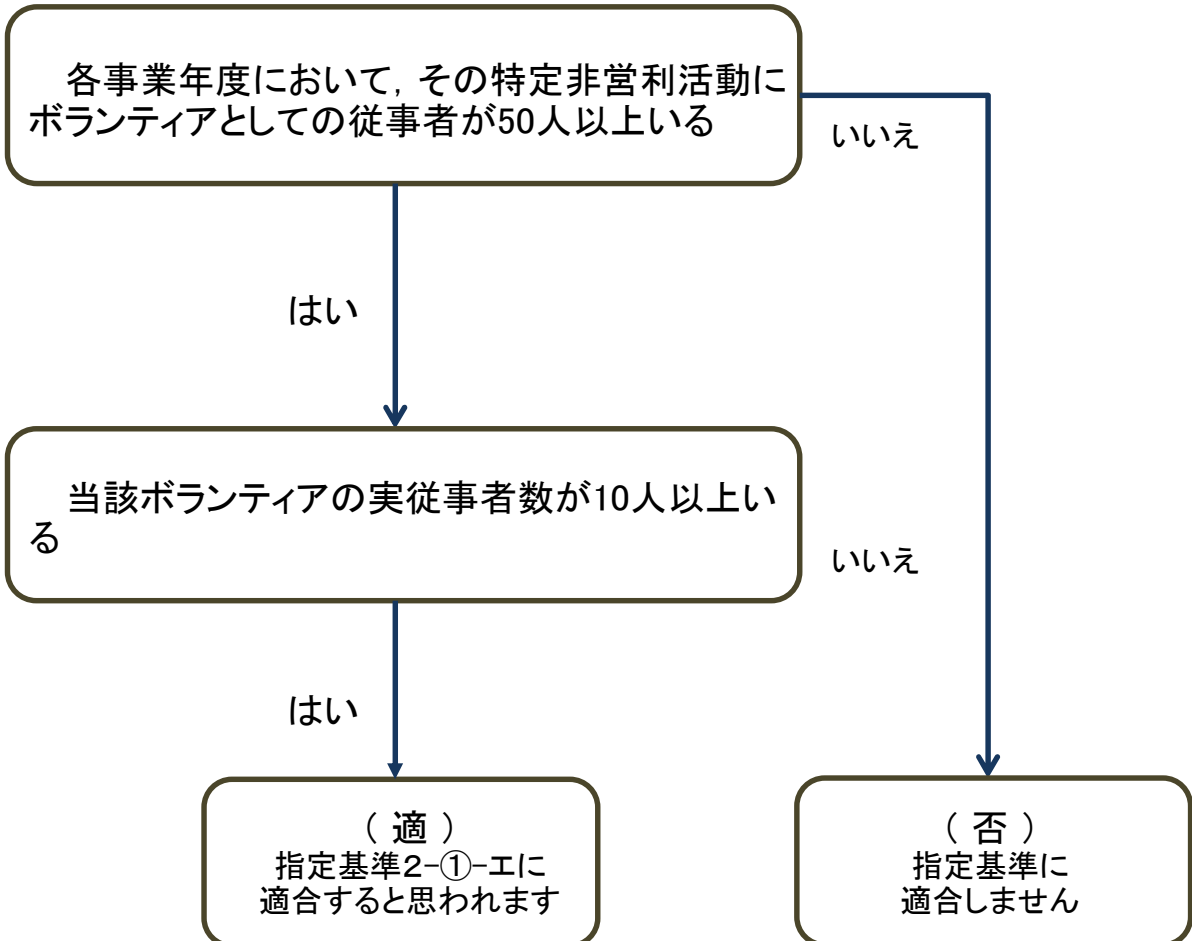
指定基準2-①-ウ — 催物の開催について —



※ 催物  
・ セミナー  
・ イベント  
・ 講習会等  
※ 一般参加者  
法人の役員、社員、職員を除く一般参加者

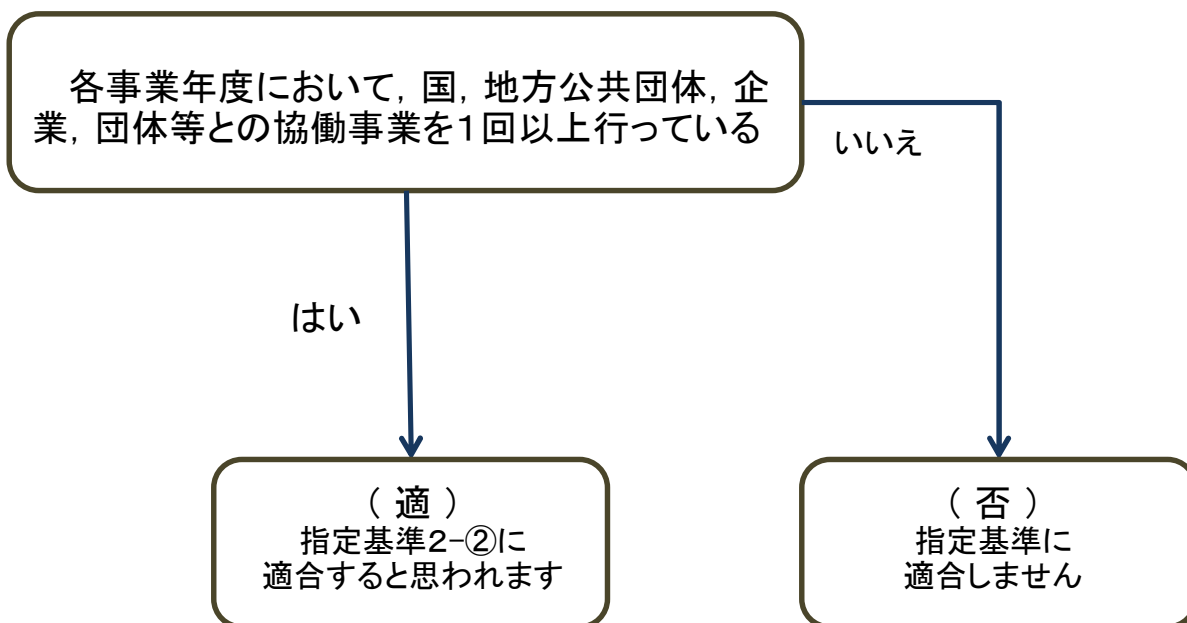
☆ 基準2-①については、ア、イ、ウ、エのいずれかの基準を選択して適用いただくこととなります。

指定基準2-①-エ — ボランティア従事者について —



※ 対象とする特定非営利活動  
法人が市民を対象として実施する事業であり、総会、理事会等法人の運営に関するものは除きます。

指定基準2-② — 協働実績について —



- ※ 対象とする協働事業  
それぞれの主体が対等な立場で協力しあう取組であり、協定書、会議録等書面で確認が可能な事業
- ※ 対象とする協働事業の相手方
  - ・ 国、地方公共団体
  - ・ 企業
  - ・ 大学、研究機関
  - ・ 町内会、自治会等地縁組織など

指定基準3 — 活動の対象について —

実績判定期間における事業活動

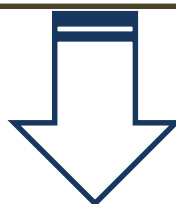
A. 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供

B. 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行

C. 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動

D. 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動

E. 特定の者の意に反した行為を求める活動



AからEの事業活動の割合は、NPO法人の事業活動全体の50%未満である

はい

いいえ

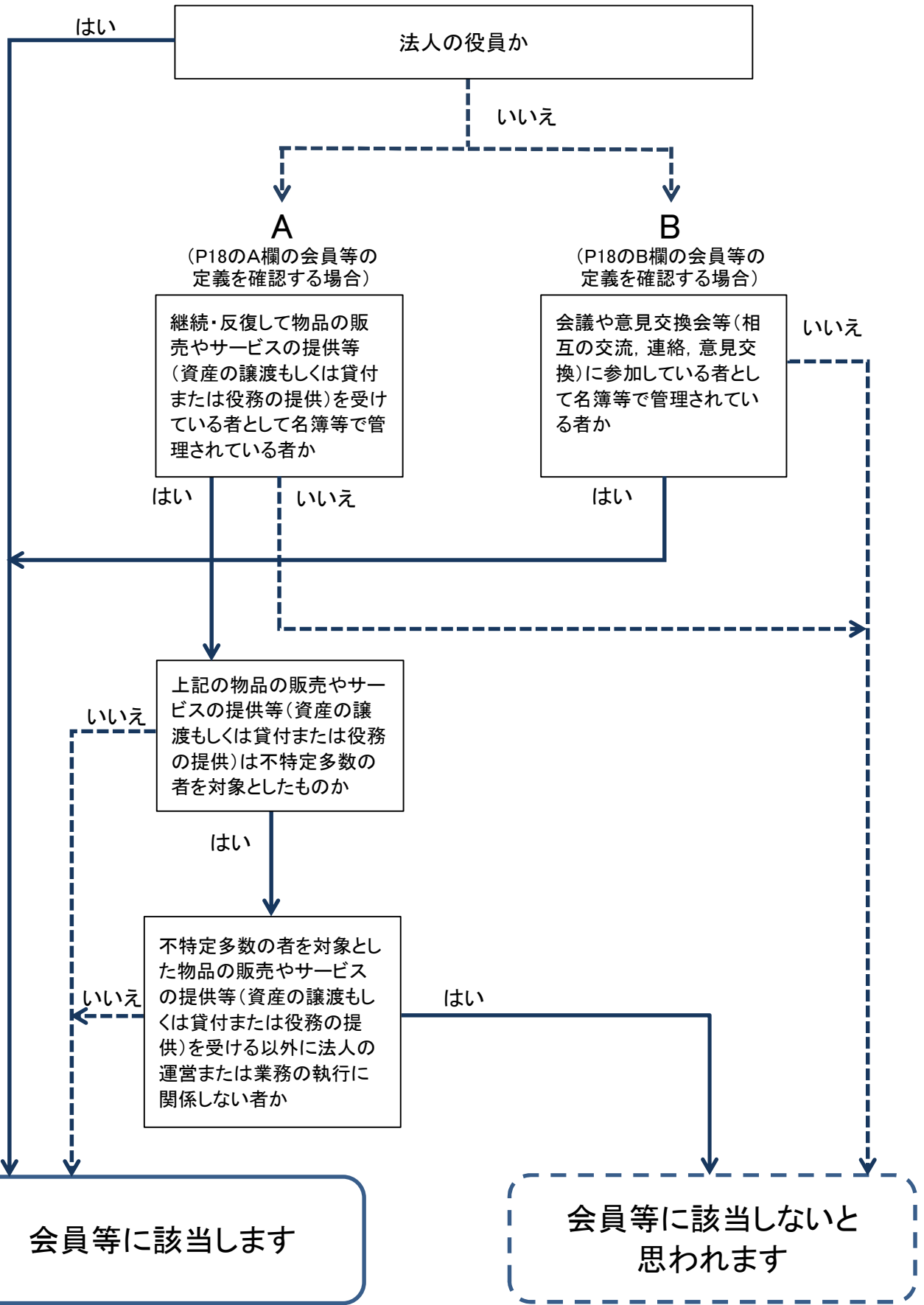
( 適 )  
指定基準3に  
適合すると思われます

( 否 )  
指定基準に  
適合しません

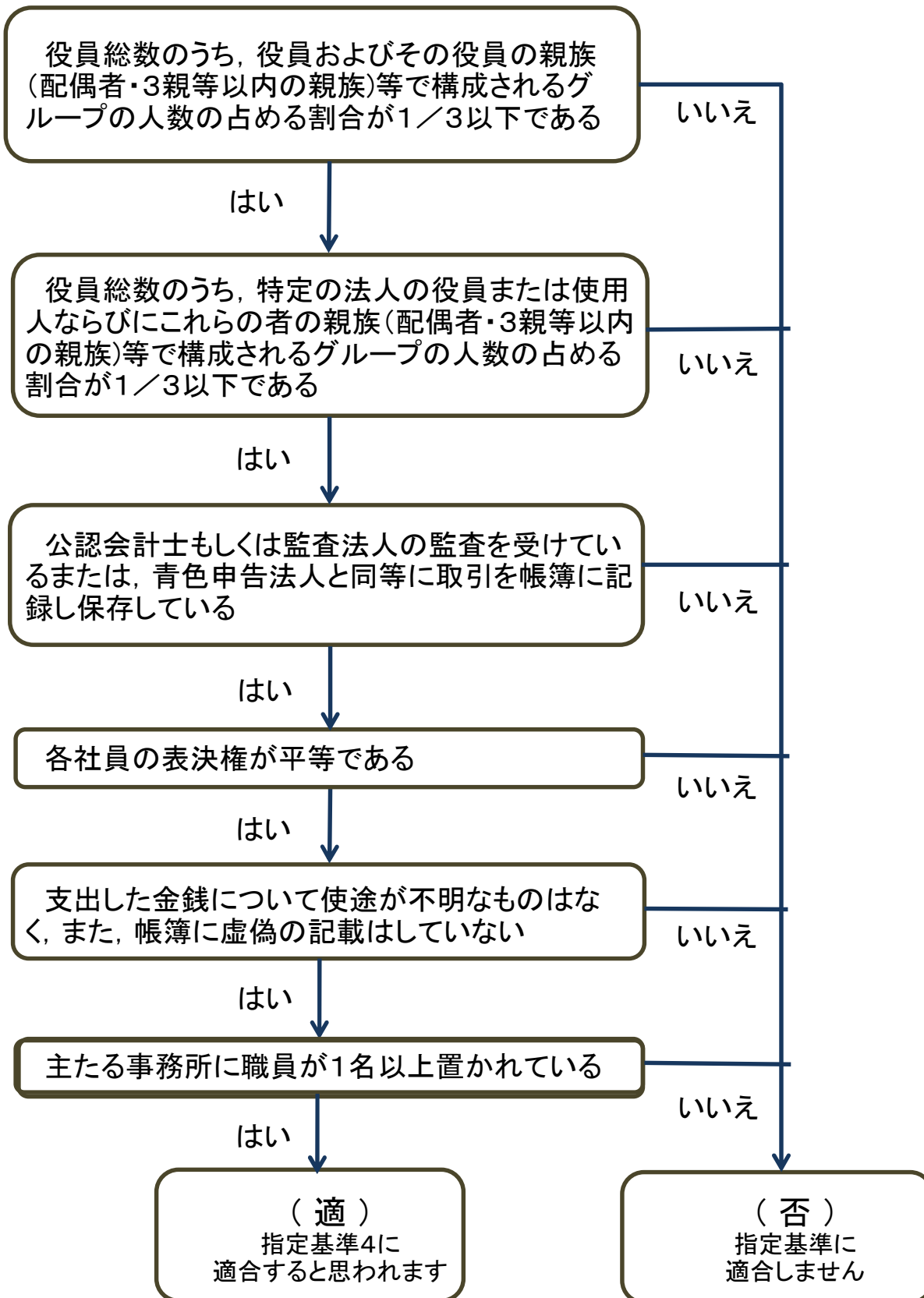
※ 「会員等」の定義については、P19を参照願います。

指定基準3

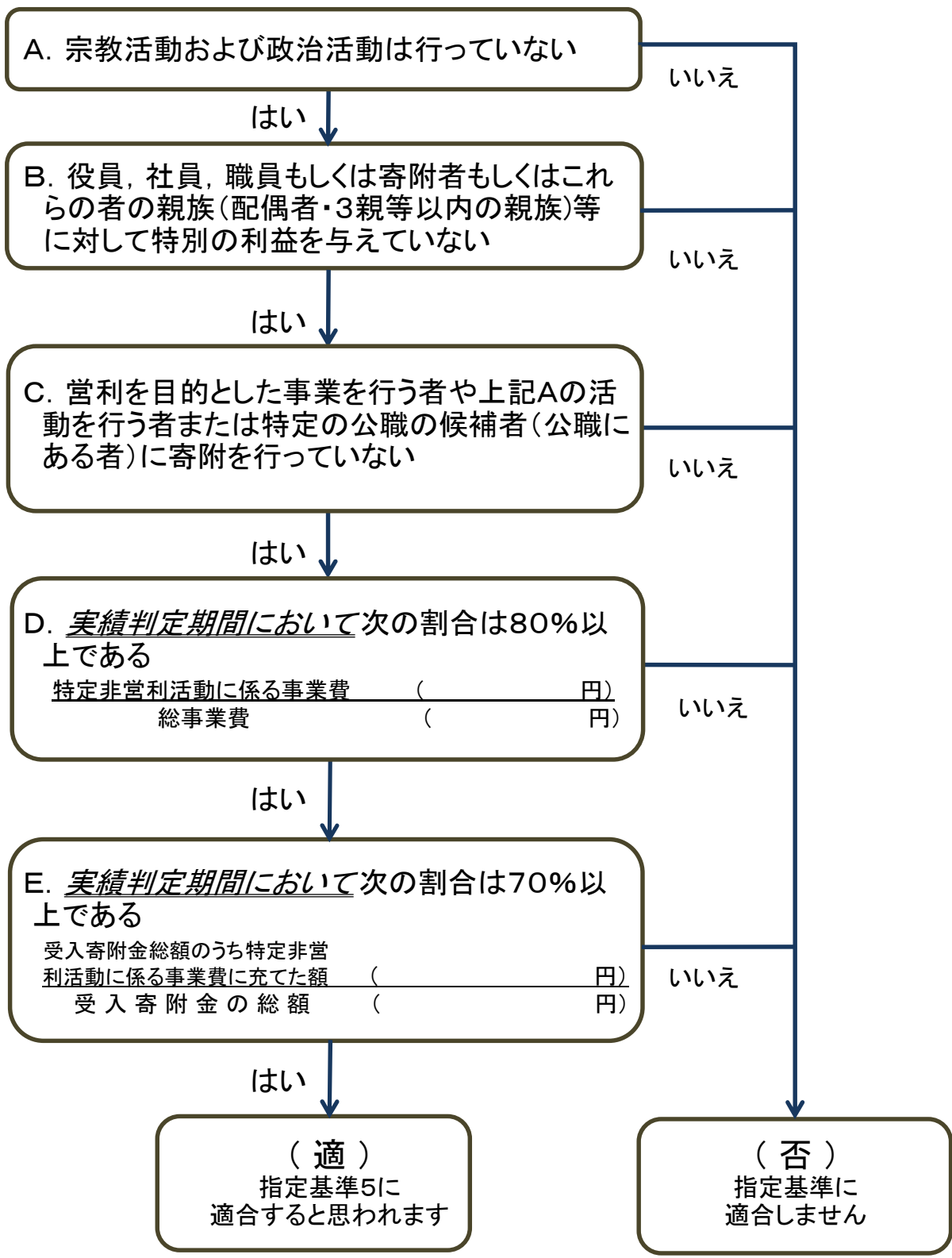
(参考)「会員等」について



指定基準4 — 運営組織および経理について —



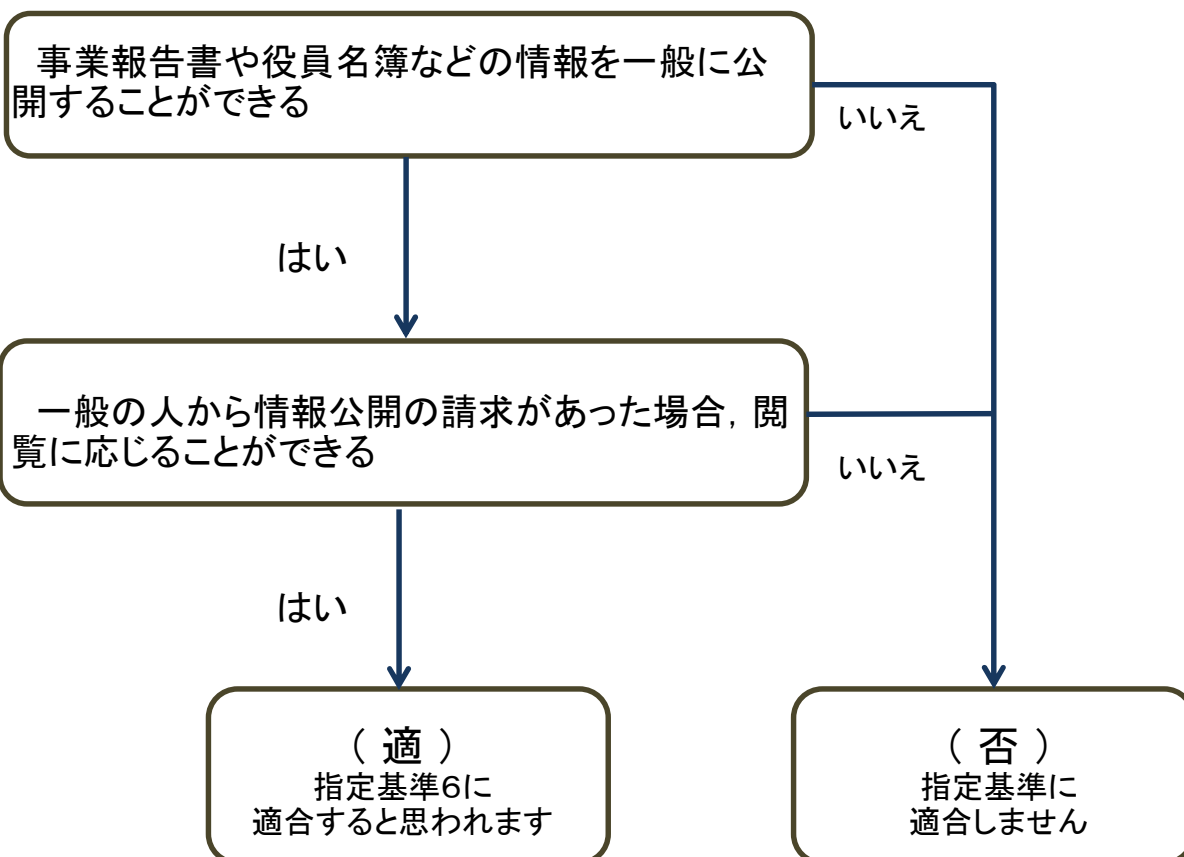
指定基準5 — 事業活動について —



※ 事業費とは、法人の事業の目的のために直接要した費用で管理費以外のものをいいます。



指定基準6 — 情報公開について —



※ 閲覧の対象となる書類

- ・ 事業報告書等、役員名簿および定款等（個人の住所または居所に係る記載の部分を除いたもの）
- ・ 各指定基準に適合する旨および欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ・ 役員報酬または職員給与の支給に関する規程
- ・ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
- ・ 助成金の支給を行った場合に事後に市長に提出した書類の写し

指定基準7 — 所轄庁への書類提出について —

各事業年度において、事業報告書等を所轄庁に提出している

はい

( 適 )  
指定基準7に  
適合すると思われます

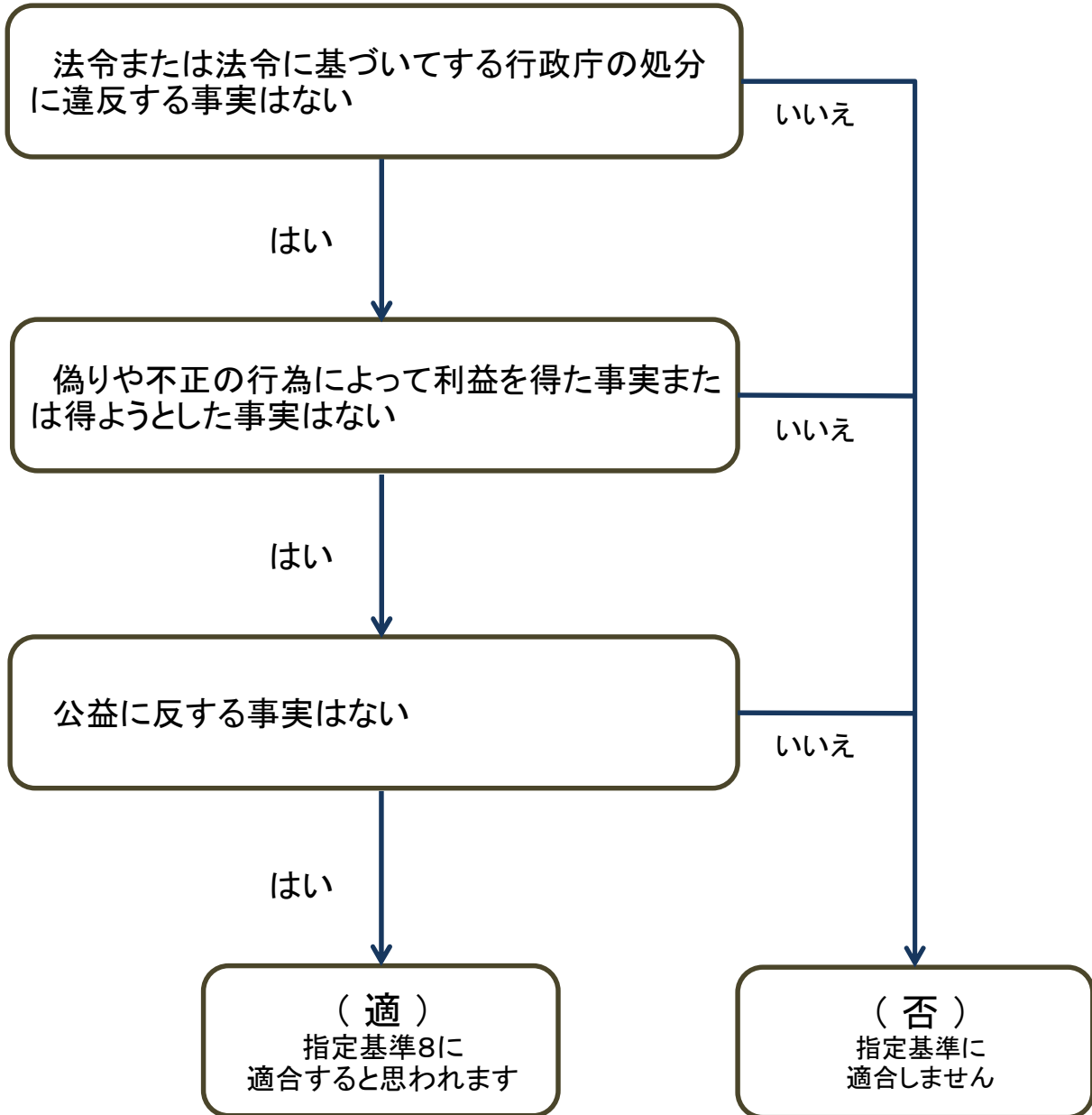
いいえ

( 否 )  
指定基準に  
適合しません

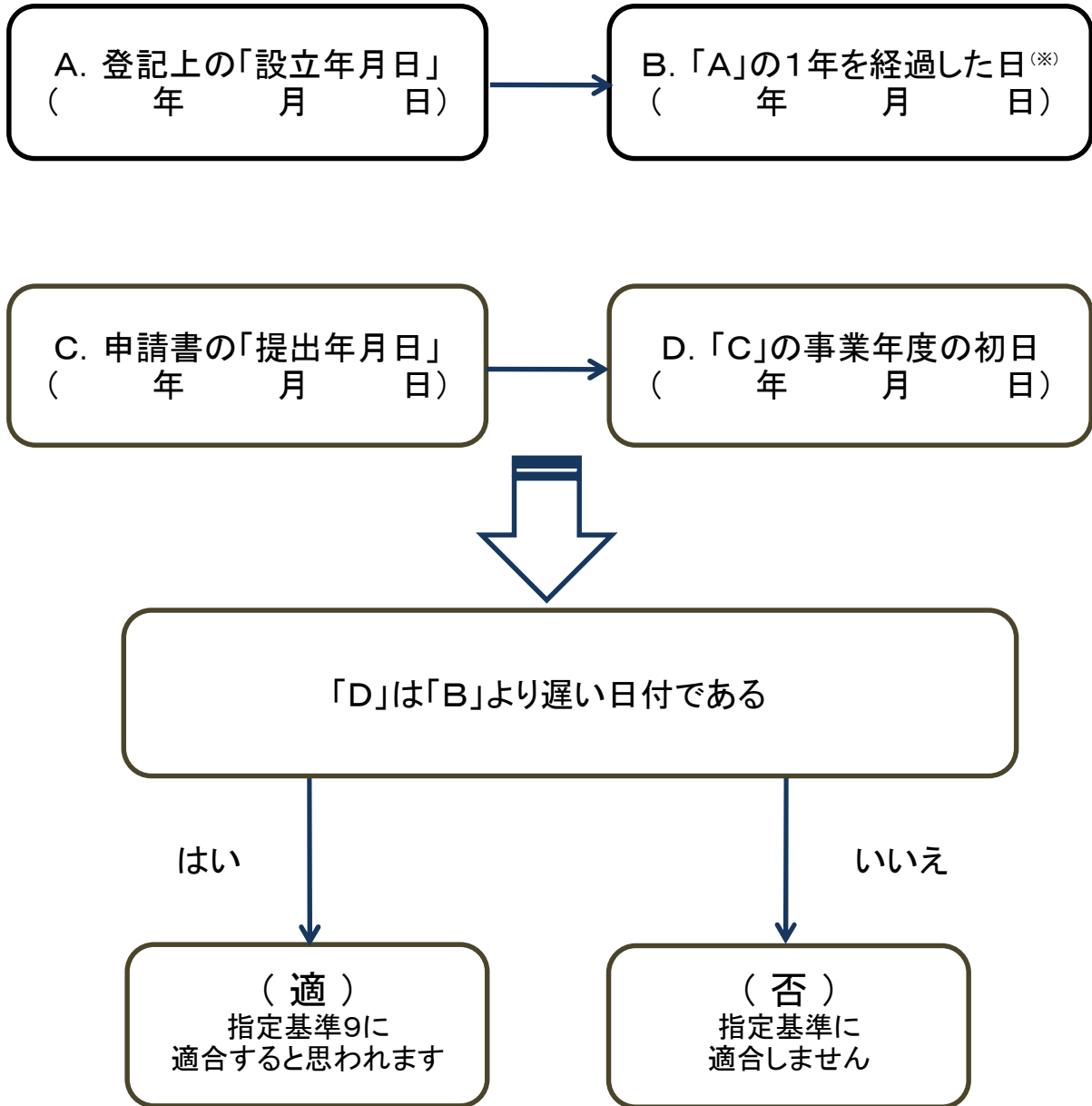
※ 事業報告書等

- ・ 事業報告書
- ・ 財産目録
- ・ 貸借対照表
- ・ 活動計算書
- ・ 年間役員名簿
- ・ 社員のうち10人以上の者の氏名および住所または居所を記載した書面

指定基準8 — 不正行為等について —



指定基準9 — 設立後の経過期間について —



※ 合併によって設立したNPO法人が申出を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

また、合併によって存続したNPO法人が申出を行う場合は、合併法人および各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

— 欠格事由について —

○役員の中に、次のA～Dのいずれかに該当する者がある

A. 指定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

B. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日はまたはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

はい

C. NPO法、暴力団員不当行為防止法もしくは北海道暴力団排除条例に違反したことにより、もしくは刑法第204条等もしくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、または国税もしくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

D. 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（J.において「暴力団の構成員等」といいます。）

いいえ

E. 指定を取り消され（主たる事務所を市外に移転したことにより、取消しを受けた法人を除く）、その取消しの日から5年を経過しない

はい

いいえ

F. 定款または事業計画書の内容が法令等に違反している

はい

いいえ

G. 国税または地方税の滞納処分が執行されているものまたは当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

はい

いいえ

H. 国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない

はい

いいえ

○次のいずれかに該当する法人

I. 暴力団

J. 暴力団または暴力団の構成員等の統制下にある法人

はい

いいえ

(適)  
欠格事由に該当  
しないと思われます

(否)  
欠格事由に該当します

## 第3章 指定NPO法人制度（解説編）

# 指定手続等の概要

## NPO法人

特定非営利活動を行うことを主たる目的とする等の一定の要件を満たし、特定非営利活動促進法の規定に基づき、所轄庁の認証を受けて設立された特定非営利活動法人をいいます（法2②、10①）。

### 事前相談(任意)

- ◎ 指定申出をお考えの方は、まず、事前相談をお願いします。
  - 指定を受けるための基準についてはP36～55をご確認ください。

### 申出書提出

- ◎ 函館市に指定申出書を提出してください。
  - 申請等にかかる様式については「様式集」P85～をご確認ください。

### 実態確認等

- ◎ 函館市の担当者が実態確認等を行う場合があります。
  - 確認させていただく資料(例)についてはP56をご確認ください。

### 条例提案

- ◎ 指定要件に適合する法人について、当該法人を指定するための条例を市議会に提案します。

## —指定NPO法人—

住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れるNPO法人として、函館市の条例で法人の名称および主たる事務所の所在地を定められたNPO法人をいいます（地方税法314の7）。

### 変更の届出

(P62 参照)

- ◎ 指定NPO法人は、法人の名称、代表者の名称、事務所の所在地、事業の概要、役員の氏名・住所、定款に変更があった場合には、その旨を記載した届出書(添付書類を含みます)を、函館市に提出しなければなりません(条例10、条規30)。

### 情報公開

(P63～64 参照)

- ◎ 指定NPO法人は、事業報告書等、役員名簿、定款等指定等申請の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させるとともに、うち一部の書類についてインターネットにより公開しなければなりません。なお、役員名簿等については、個人の住所または居所に係る記載の部分を除くことができます(条例11、12、条規31～33)。

### 役員報酬規程等の提出

(P60～61 参照)

- ◎ 指定NPO法人は、役員報酬規程等、助成金支給の実績および海外送金等の提出書を函館市に提出しなければなりません。ただし、役員報酬規程と職員給与規程については、既に提出されているものから内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要です(条例13、条規34)。

# 1 指定または指定の有効期間の更新を受けるための申出手続

## (1) 指定を受けようとする場合

① 指定NPO法人として指定を受けようとするNPO法人は、条例で定めるところにより、次のア～カの書類を添付した申出書を市に提出し、指定を受けることとなります（条例3）。

（注） 申出書および添付書類については、様式集P85～をご覧ください。

ア 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（寄附金の支払者ごとの氏名（法人の名称）と住所ならびに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの）

（注） 実績判定期間とは、指定を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に指定を受けたことのない法人または主たる事務所を道外に移転したことにより指定の取り消しを受けた法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（条例2④）。詳しくは、「参考1（実績判定期間）」（P31～32）を参照してください。

イ 指定の基準に適合する旨を説明する書類および欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（注） 指定の各基準についてはP36～53を、欠格事由についてはP54～55をご覧ください。

ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

エ 実績判定期間内の日を含む各事業年度の事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名および住所または居所を記載した書面）

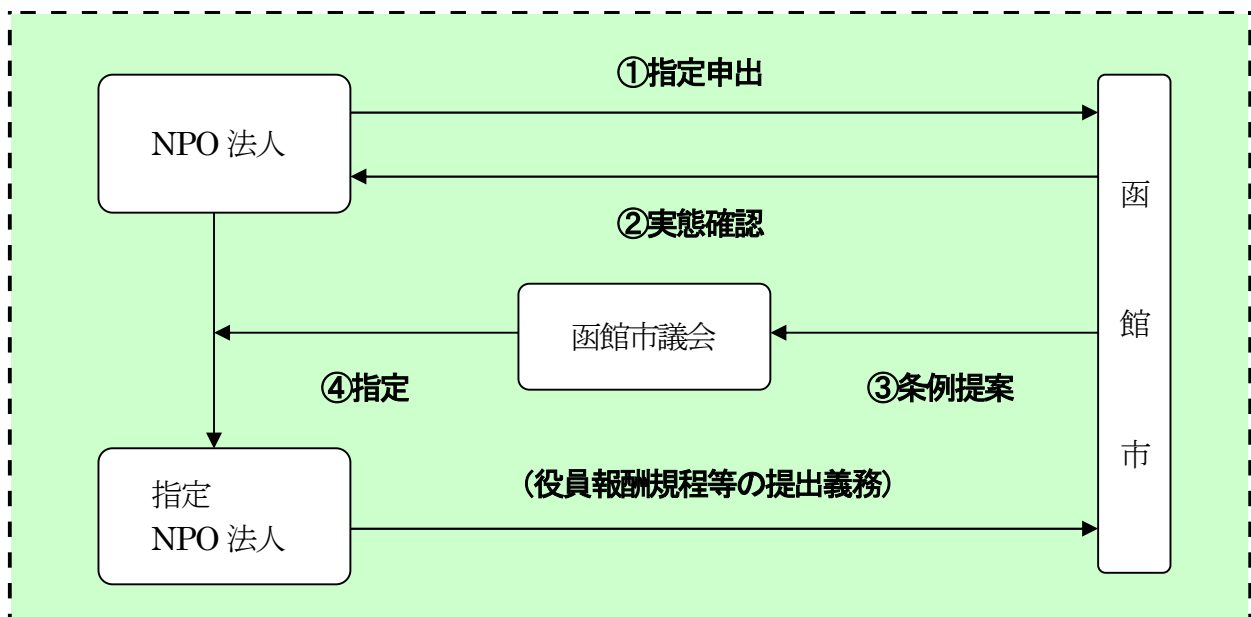
オ 役員名簿（役員の氏名および住所または居所ならびに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）

カ 定款等（定款ならびにその認証および登記に関する書類の写し）

② 指定の申出書の提出は、申出書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります（条例4①(10)）。

③ 指定の有効期間は、函館市の条例による指定の効力を生じた日から当該指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日から起算して5年となります（条例9①）。

指定の有効期間の満了後、引き続き、指定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする指定NPO法人は、事前にその有効期間の更新を受ける必要があります（次の「(2) 指定の有効期間の更新を受けようとする場合」を参照してください。）（条例9②）。





## (2) 指定の有効期間の更新を受けようとする場合

指定の有効期間の更新を受けようとする指定NPO法人は、有効期間の満了の日の9月前から5月前までの間（以下「更新申出期間」といいます。）に、次の①～②の書類を添付した有効期間の更新の申出書を函館市に提出し、有効期間の更新を受けることとなります（条例9②）。

### ① 指定の基準に適合する旨を説明する書類および欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（注） 指定の各基準についてはP36～53を、欠格事由についてはP54～55をご覧ください。

### ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

（注1） 申出書および添付書類については、様式集P85～をご覧ください。指定の有効期間の更新の申出書には、寄附者名簿の提出は不要ですが、5年間事務所に備え置く必要があります（条例12②）。

（注2） 指定の有効期間の更新の申出に係る実績判定期間は、更新を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（条例2④）。

（注3） 上記①、②に係る書類については、既に市長に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます（条例9③ただし書）。

ウ 指定の有効期間の更新がされた場合の指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります（条例9①）。

## (3) 指定NPO法人の役員報酬規程等の提出義務

指定NPO法人は、毎事業年度1回、役員報酬規程等を市長に提出しなければなりません（条例13）。提出する書類等の詳細は、P60～61「(1)事業年度終了後の役員報酬規程等の提出」をご覧ください。

### 《参 考》

#### 1 指定NPO法人の名称等の使用制限

指定NPO法人でない者は、その名称または商号中に指定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も、不正の目的をもって他の指定NPO法人であると誤認されるおそれのある名称または商号を使用してはならないこととされております（条例8）。

#### 2 指定等の通知

市長は、NPO法人からの申出について、指定または指定の有効期間の更新が条例で可決されたときはその旨を当該申出法人に対し書面により通知することになります。また、指定または指定の有効期間の更新手続を行わないことを決定したときはその旨とその理由を、申出法人に対し書面により通知することになります（条例7）。

#### 3 指定の公示

市長は、指定NPO法人の指定または指定の有効期間の更新をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項を公示することとされております（条例7②、規則28）。

（公示事項）

- ① 指定NPO法人の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所の所在地
- ④ その他の事務所の所在地
- ⑤ 指定の効力を生じた年月日
- ⑥ その現に行っている事業の概要
- ⑦ 個人市民税の税額控除の対象となる期間

#### 4 協力依頼

市長は、条例の施行のために必要があると認めるときは、官庁、他の公共団体その他の者に照会し、または協力を求めることができるものとされています（条例20）。この規定により、市長が指定申出中のNPO法人に対し、申出書の内容の確認や指定を取り消すべき理由が発生していないかどうか等を確認するために実態確認を実施することがあります。

## 参 考 1 (実績判定期間)

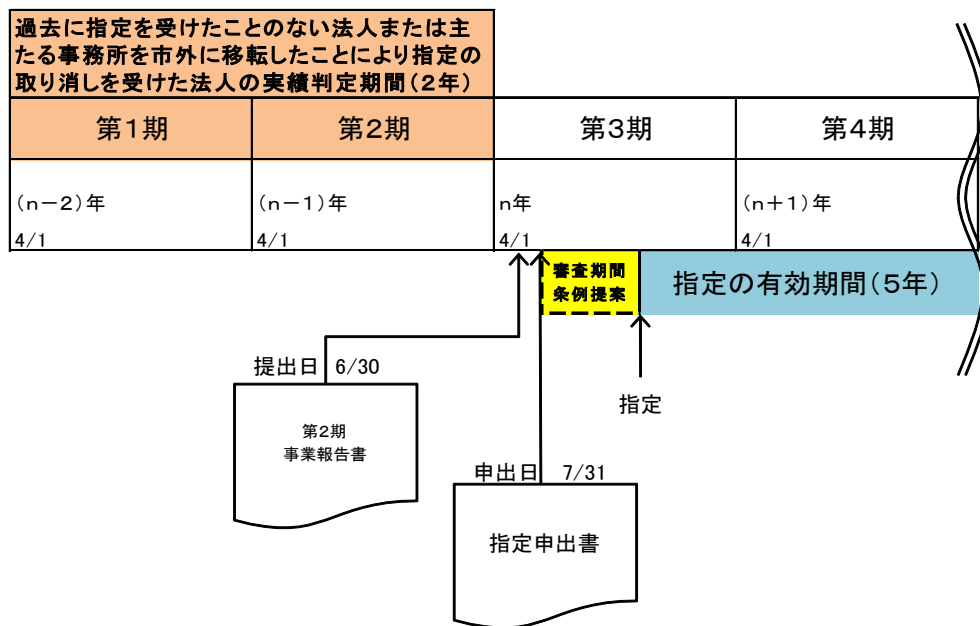
実績判定期間とは、指定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に指定を受けたことのない法人または主たる事務所を市外に移転したことにより指定の取り消しを受けた法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（条例2④）。

### 【具体例1】

《過去に指定を受けたことのない法人または主たる事務所を市外に移転したことにより指定の取り消しを受けた法人の申出の場合》

- 事業年度 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 n年6月30日
- 申出書を提出した日 n年7月31日
- 実績判定期間 (n-2)年4月1日(第1期)～n年3月31日(第2期)

過去に指定を受けたことのない法人または主たる事務所を市外に移転したことにより指定の取り消しを受けた法人が申出を行う場合の実績判定期間は、(n-2)年4月1日(第1期)からn年3月31日(第2期)までの2年間となり、実績判定期間で算定する指定基準については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



### 【具体例2】

《指定の有効期間の更新の場合》

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 : (n-1)年6月30日
- 初回の指定申出書の提出日 : n年3月16日
- 指定日 : n年10月15日
- 指定の有効期間 : n年10月15日～(n+5)年10月31日
- 更新申出期間 : (n+5)年2月1日～(n+5)年5月31日
- 更新の申出書の提出日 : (n+5)年3月16日

ケースA：更新申出期間中の（n+5）年2月1日～（n+5）年3月31日の間に更新の申出書を提出する場合

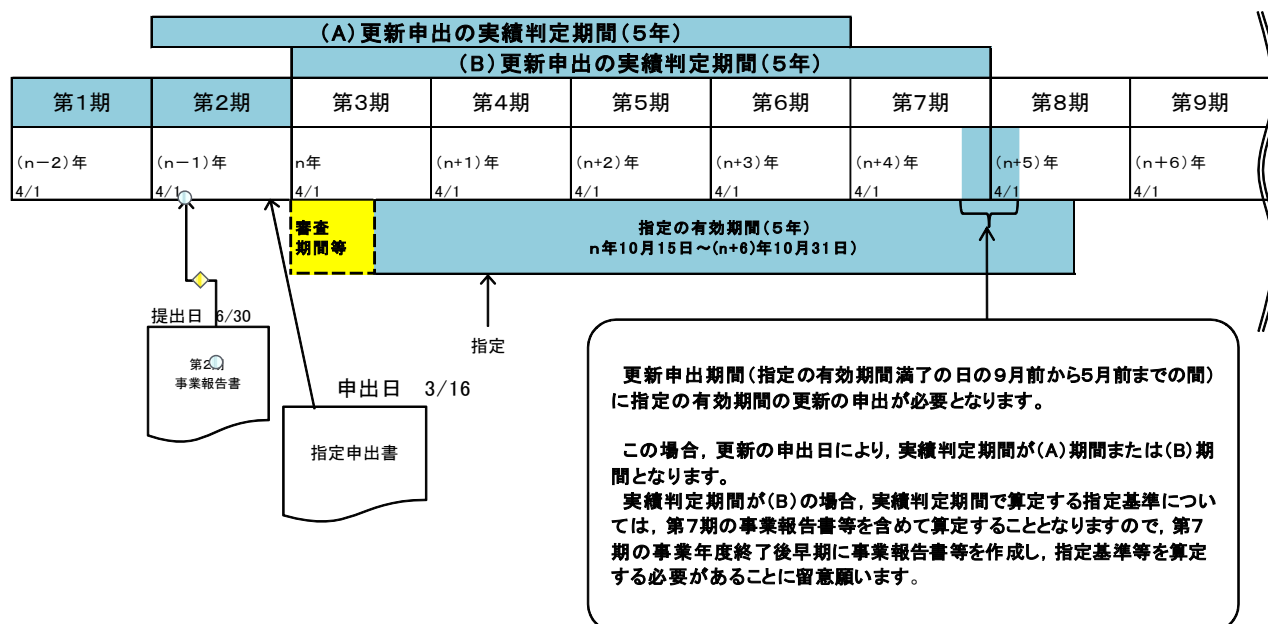
➤ 実績判定期間：（n-1）年4月1日（第2期）～（n+3）年3月31日（第6期）

この場合の実績判定期間で算定する指定基準については、第2期から第6期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

ケースB：更新申出期間中の（n+5）年4月1日～（n+5）年5月31日の間に更新の申出書を提出する場合

➤ 実績判定期間：n年4月1日（第3期）～（n+5）年3月31日（第7期）

この場合の実績判定期間で算定する指定基準については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなりますので、第7期の事業年度終了後早期に事業報告書等を作成する必要があります。



## 参考 2 (指定を受けるための申出書および添付書類)

### 1 指定を受けるための申出書および添付書類一覧

申 出 書 ・ 添 付 書 類	
	1 指定申出書 (別記第1号様式)
	2 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿
	3 基準に適合する旨および欠格事由に該当しない旨を説明する書類
公益性要件	①～③のいずれか1つの基準を選択してください。
	① 相対値基準適用法人
	指定基準等チェック表 (第1表 相対値基準用)
	受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準用)
	社員から受け入れた会費の明細表 (第1表付表2 相対値基準用)
	② 絶対値基準適用法人
	指定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)
③ 北海道の条例個別指定法人	指定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)
市民参加・市民周知要件	①～④のうちいずれかの基準を選択し、該当する書類を提出することとなります。
	① 指定基準等チェック表 (第2表1 新聞等への掲載)
	② 指定基準等チェック表 (第2表2 広報資料の配置)
	③ 指定基準等チェック表 (第2表3 催物の開催)
	④ 指定基準等チェック表 (第2表4 ボランティア従事者の参加)
指定基準等チェック表 (第3表 協働事業の実績)	
基本的要件	指定基準等チェック表 (第4表 共益的活動の割合)
	指定基準等チェック表 (第5表 運営組織および経理が適切)
	役員の状況 (第5表付表1)
	帳簿組織の状況 (第5表付表2)
	指定基準等チェック表 (第6表 事業活動の内容が適正)
	役員等に対する報酬等の状況 (第6表付表1)
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第6表付表2)
	指定基準等チェック表 (第7表 情報公開が適切)
指定基準等チェック表 (第8, 9, 10表 事業報告書の提出等)	
欠格事由チェック表	
	4 寄附金予定事業一覧 (別記第2号様式)
	5 実績判定期間内の日を含む各事業年度の事業報告書, 計算書類 (活動計算書, 貸借対照表) および財産目録
	6 最新の役員名簿
	7 最新の定款ならびにその認証および登記に関する書類の写し

## 2 指定の有効期間の更新の申出書および添付書類一覧

申出書・添付書類	
1 指定更新申出書（別記第3号様式）	
2 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿	
3 基準に適合する旨および欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
公益性要件	①～③のいずれか1つの基準を選択してください。
	① 相対値基準適用法人
	指定基準等チェック表（第1表 相対値基準用）
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準用）
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）
	② 絶対値基準適用法人
	指定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）
	③ 北海道の条例個別指定法人
	指定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）
	市民参加・市民周知要件
① 指定基準等チェック表（第2表1 新聞等への掲載）	
② 指定基準等チェック表（第2表2 広報資料の配置）	
③ 指定基準等チェック表（第2表3 催物の開催）	
④ 指定基準等チェック表（第2表4 ボランティア従事者の参加）	
指定基準等チェック表（第3表 協働事業の実績）	
基本的要件	指定基準等チェック表（第4表 共益的活動の割合）
	指定基準等チェック表（第5表 運営組織および経理が適切）
	役員の状況（第5表付表1）
	帳簿組織の状況（第5表付表2）
	指定基準等チェック表（第6表 事業活動の内容が適正）
	役員等に対する報酬等の状況（第6表付表1）
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第6表付表2）
	指定基準等チェック表（第7表 情報公開が適切）
	指定基準等チェック表（第9表 法令違反等がない）
	欠格事由チェック表
4 寄附金予定事業一覧（別記第2号様式）	

（注意事項）

- 「指定基準等チェック表（第5表）ロ」欄および「指定基準等チェック表（第8表）ならびに（第10表）」欄の記載は必要ありません。
- 「2 基準に適合する旨および欠格事由に該当しない旨を説明する書類」、「3 寄附金予定事業一覧」の書類のうち、新規申出時と内容に変更がない書類については、改めて提出する必要はありません。

(参 考)

北海道に提出していることが必要な書類
① 事業報告書
② 計算書類 (活動計算書, 貸借対照表)
③ 財産目録
④ 年間役員名簿 (役員であったことのある者全員の氏名および住所または居所ならびにこれらの者への報酬の有無を記載した名簿)
⑤ 社員のうち 10 人以上の者の氏名および住所または居所を記載した書面

(注意事項)

上記書類については、法第 29 条の規定に基づき北海道に提出していることが指定要件の一つとなっています (条例 4①(8))。

## 2 指定基準の概要

### (1) 指定の基準の概要

指定NPO法人としての指定を受けるためには、その運営組織および事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、次の1から3までの要件に掲げる基準に適合する必要があります（条例4）。

次表は指定基準等の概要をまとめたものですが、詳細についてはP40以降をご覧ください。

項 目	指 定 基 準 の 概 要
1 公益性要件	<p>市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、次の3つの基準のいずれかに適合すること。</p> <p><b>(1) 相対値基準</b></p> <p>実績判定期間における</p> $\text{寄附金等収入金額} \div \text{経常収入金額} \geq \frac{1}{10}$ <p>(注) 寄附金等収入金額、経常収入金額の詳細については、P41～43を参照してください。</p> <p>※ 上記の相対値基準の計算において、その法人に国の補助金等がある場合には、法人の選択により国の補助金等を分母・分子に算入することができます。その詳細については、P43を参照してください。</p>
	<p><b>(2) 絶対値基準</b></p> <p>実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均50人以上であること。</p> <p>(注1) 氏名または名称および住所が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>(注2) 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。</p> <p>(注3) 寄附者が、そのNPO法人の役員および役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。</p>
	<p><b>(3) 北海道の条例個別指定法人</b></p> <p>北海道が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人（市長が適当と認めるものに限りです。）については、公益性要件を満たしているものとして取り扱います。</p>

2	市民周知・市民参加に関する要件	<p>事業活動が広く市民に周知されまたは市民の参加を得、かつ、地域と一体となった事業活動を行っているかどうかを判断するための基準として次の(1)、(2)のいずれにも適合すること</p> <p>(1) ①～④のいずれかに適合すること</p> <p>① 事業活動に関する情報を新聞等を通じて市民に対して各事業年度において2回以上提供したこと</p> <p>② 事業活動を周知するため自ら発行した広報資料を各事業年度において市内の5以上の公共施設その他の市民が利用する施設に必要な数置いたこと</p> <p>③ 市民を対象としたその事業活動に係る催物を各事業年度において、2回以上開催し、かつ、これらの催物の参加者の延べ人数が50人以上であること</p> <p>④ 事業活動にボランティアとして従事した者の延べ人数が各事業年度において50人以上であること（実従事者数10人以上）</p> <p>(2) 行政機関、企業、団体等との協働実績が各事業年度において1回以上</p>
3	(1) 活動地域	市内に主たる事務所を有すること
	(2) 活動の対象について	<p>実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が100分の50未満であること。</p> <p>① 会員等に対する資産の譲渡等、会員等の相互交流など会員等が対象である活動</p> <p>② 特定の範囲の者に便益がおよぶ活動</p> <p>③ 特定の著作物または特定の者に関する活動</p> <p>④ 特定の者の意に反した活動</p>
	(3) 運営組織および経理について	<p>次のいずれの基準にも適合していること。</p> <p>① 運営組織が次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア <math display="block">\frac{\text{役員のうち親類縁者等が構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の数}} \leq \frac{1}{3}</math></p> <p>イ <math display="block">\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員または使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の数}} \leq \frac{1}{3}</math></p> <p>② 各社員の表決権が平等であること。</p> <p>③ 会計について公認会計士もしくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第53条～第59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。</p> <p>④ 不適正な経理を行っていないこと。</p> <p>⑤ 法人の運営または業務の執行のための職員をその主たる事務所に1名以上配置していること</p>



(4) 事業活動について	<p>次のいずれの基準にも適合していること。</p> <p>① 次に掲げる活動を行っていないこと。</p> <p>ア 宗教活動 イ 政治活動 ウ 特定の公職者等または政党を推薦、支持または反対する活動</p> <p>② 役員、社員、職員もしくは寄附者もしくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないことおよび営利を目的とした事業を行う者や上記①の活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。</p> <p>③ 実績判定期間における 特定非営利活動に係る事業費 <math>\div</math> 総事業費 <math>\geq</math> 80%</p> <p>④ 実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額 <math>\div</math> 受入寄附金総額 <math>\geq</math> 70%</p>
(5) 情報公開について	<p>次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。</p> <p>① 事業報告書等、役員名簿および定款等（個人の住所または居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>② 各指定の基準に適合する旨および欠格事由に該当しない旨を説明する書類ならびに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>③ 前事業年度の役員報酬または職員給与の支給に関する規程および収益の明細その他の資金に関する事項・資産の譲渡等に関する事項・寄附金に関する事項等を記載した書類</p> <p>④ 助成の実績を記載した書類</p>
(6) 事業報告書類等の提出について	各事業年度において、事業報告書等を北海道知事に提出していること。
(7) 不正行為等について	法令または法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他の不正の行為により利益を得、または得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。
(8) 設立後の経過期間について	指定の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

指定NPO法人の上記基準のうち、1の(1)と(2)、3の(3)～(7)の基準については、実績判定期間において適合する必要がある、特に、3の(3)、(4)の①と②、(5)～(7)の基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく指定時まで適合している必要があります（ただし、実績判定期間中に指定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については3の(5)②～④の基準を除きます。）（条例4①(11)）。

指定を受けた後に(3)、(4)の①と②、(7)の基準に適合しなくなった場合には、市長は指定を取り消すことができます（条例19②(2)）。

## (2) 欠格事由の概要

指定の基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定を受けることができません（条例6）。

次表は各欠格事由の概要をまとめたものですが、詳細についてはP54～55をご覧ください。

項 目	欠 格 事 由 の 概 要
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいる	<p>NPO法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。</p> <p>(1) 指定NPO法人が指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定NPO法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの</p> <p>(3) 法、暴力団員不当行為防止法もしくは北海道暴力団排除条例に違反したことにより、もしくは刑法第204条等もしくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、または国税もしくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(4) 暴力団の構成員または暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないもの</p>
2 指定取消の日から5年を経過していない	<p>指定の取消し（市内に主たる事務所がなくなったことによるものを除く。）を受けた場合、その指定の取消しの効力が生じた日から5年を経過しない場合には、欠格事由に該当します。</p>
3 定款または事業計画書の内容が法令に違反している	<p>NPO法人の定款または事業計画書の内容が法令または法令に基づいてする行政庁の処分に違反している場合には、欠格事由に該当します。</p>
4 国税または地方税の滞納処分を受けている	<p>国税または地方税の滞納処分の執行がされているNPO法人、または当該滞納処分の終了の日から3年を経過していないNPO法人は、欠格事由に該当します。</p>
5 国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過していない	<p>国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していないNPO法人は、欠格事由に該当します。</p>
6 次のいずれかに該当する	<p>NPO法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。</p> <p>(1) 暴力団</p> <p>(2) 暴力団または暴力団の構成員等の統制の下にある</p>

### 3 指定NPO法人としての指定を受けるための基準

指定NPO法人としての指定を受けるためには、次の(1)～(8)の指定基準に適合する必要があります(条例4)。

#### (1) 公益性要件に関する基準

公益性要件に関する基準の判定に当たっては、次の①～③のいずれかの基準を選択できます。

##### ① 相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が10分の1以上であること。

国の補助金等	相対値基準計算上の分母・分子に算入しない場合	<p style="text-align: center;"><b>《算式1》</b> 原則 (P41～42 参照)</p>
	相対値基準計算上の分母・分子に算入する場合	<p style="text-align: center;"><b>《算式2》</b> 国の補助金等を算入する場合 (P43 参照)</p>

##### ② 絶対値基準 《算式3》

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均50人以上であること(P43参照)。

(注1) 寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)およびその住所が明らかな寄附者のみを数えます。

(注2) 寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。

(注3) 申請法人の役員およびその役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

(注4) 寄附者が休眠預金等交付金関係助成金を提供している場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を加算した金額となります。

##### 【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 50 \text{人}$$

##### ③ 北海道の条例個別指定法人

指定NPO法人として指定を受けるための申出書を提出した日の前日において、北海道の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること(市内に主たる事務所を有するNPO法人に限ります。)

## ①-1 相対値基準〔算式1〕

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \geq \frac{1}{10}$$

【経常収入金額とは？】

総収入金額 - **アの金額**

【寄附金等収入金額とは？】

受入寄附金総額 - **イの金額** + **ウの金額**

(解説)

実績判定期間における経常収入金額（総収入金額<sup>(注1)</sup>から**アの金額**を控除した金額）のうち寄附金等収入金額（受入寄附金総額から**イの金額**を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それに**ウの金額**を加算した金額）の占める割合が10分の1以上であること（条例4①(2)ア，規則4）。

(注1) 総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額です。ただし、活動計算書にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額については、経常収益計から控除することとなります。

**アの金額** ⇒ 次に掲げる金額の合計額（条例4①(2)ア(ア)，規則5）

- ① 国等（国，地方公共団体，法人税法別表第一に掲げる独立行政法人，地方独立行政法人，国立大学法人，大学共同利用機関法人および我が国が加盟している国際機関をいいます。以下同じです。）からの補助金その他国等が反対給付を受けずに交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律または政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部または一部につき，その対価を支払うべき者に代わり国または地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金，贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部または一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち，一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- ⑦ 寄附者の氏名（法人にあっては，その名称）およびその住所が明らかでない寄附金
- ⑧ 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に規定する実行団体もしくは資金分配団体からの助成金，または同法に規定する指定活用団体からの助成金（以下「休眠預金等交付金関係助成金」といいます。）

(注2) 役員が寄附者の場合，他の寄附者のうちに当該役員の配偶者および3親等以内の親族ならびに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは，これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（規則8）。

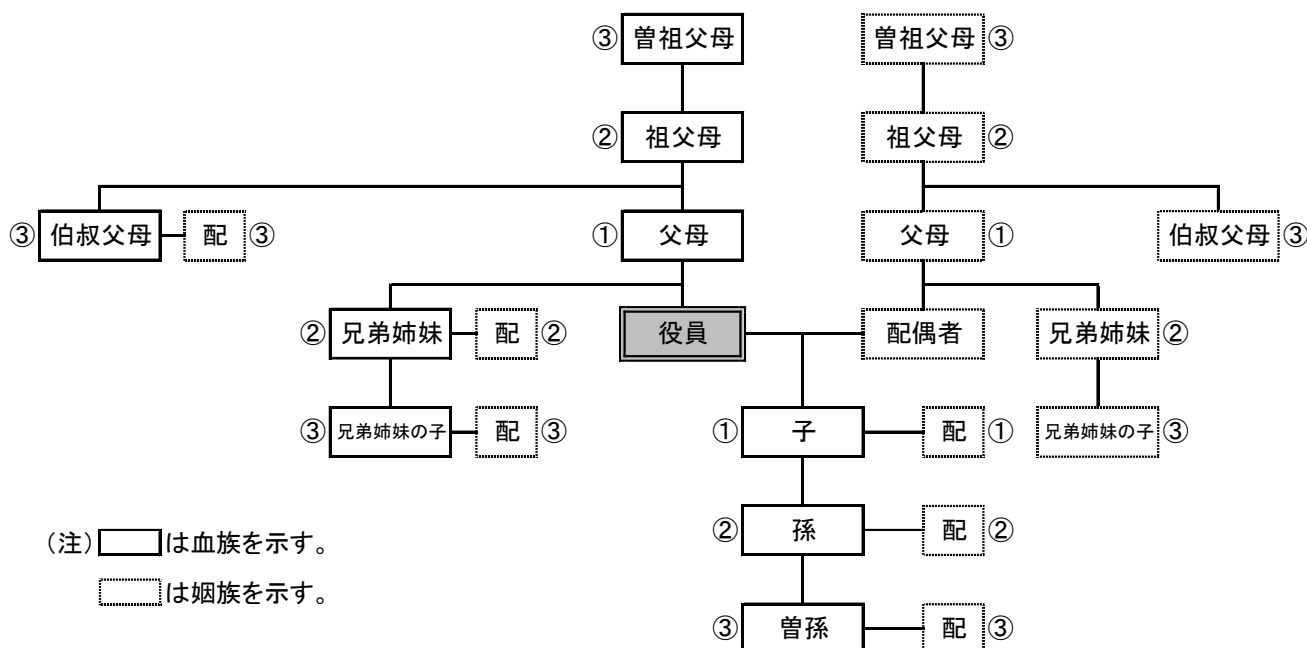
上記の「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（規則4①(2)・17）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係および使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持し

ている関係

- c a または b に掲げる関係のある者の配偶者および3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

### 《3親等以内の親族図》



**イの金額** ⇒ 次に掲げる金額の合計額 (条例4(2)ア(イ), 規則6・7)

- ① 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額に相当する金額
- ② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないものの合計額
- ③ 寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)およびその住所が明らかでない寄附金
- ④ 休眠預金等交付金関係助成金の額の総額

(注3) 役員が寄附者の場合は、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者および3親等以内の親族ならびに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします(いわゆる親族合算)(規則8)。

上記「特殊の関係」については、**アの金額**(注1)をご覧ください。

(注4) 「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額のうち受入寄附金総額の100分の10を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定NPO法人または指定NPO法人からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の100分の50を超える部分の金額となります(規則6)。

(注5) 「一者当たり基準限度超過額」および「1,000円未満(同一の者からの合計額)の寄附金」の判定については、実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します(規則7)。

**ウの金額**(条例4①(2)ア(ウ), 規則8)

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額(「①活動の対象に関する基準」に定める割合(P46参照)を乗じて計算した金額をいいます。)を控除した金額(ただし、受入寄附金総額－**イの金額**を限度とします。)

(注6) **ウの金額**を公益性要件の分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります(規則4)。

- (イ) 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。
- (ロ) 社員(役員ならびに役員の配偶者および3親等以内の親族関係ならびに役員と特殊の関係のある者

を除きます。「特殊の関係」については、**アの金額**（注1）と同様です。）の数が20人以上であること。

（注7） 上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（P46 ①の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額をいいます。

### ①-2 相対値基準（国の補助金等を算入する場合）〔算式2〕

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額} + \text{エの金額}}{\text{経常収入金額} + \text{オの金額}} \geq \frac{1}{10}$$

（注） 国の補助金等を公益性要件に算入するか否か選択適用可能

（角解説）

国の補助金等を受け入れている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です（規則26）。ただし、分子に算入する国の補助金等の額（**エの金額**）は、受入寄附金総額から**イの金額**（P42参照）を控除した金額が限度となります（分母には、国の補助金等の額の全額（**オの金額**）を算入します）。

上記算式のうち、寄附金等収入金額および経常収入金額については、《算式1》（P41）を参照してください。

**エの金額** ⇒ 次のいずれか少ない金額（規則26）

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額から**イの金額**（P42参照）を控除した金額

**オの金額**（規則26）

国の補助金等の全額

### ② 絶対値基準〔算式3〕

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 50 \text{人}$$

- （注）
- 1 寄附者の氏名およびその住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地）の明らかな寄附者のみを数えます。
  - 2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
  - 3 寄附者が、そのNPO法人の役員および役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
  - 4 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。
  - 5 寄附者が休眠預金等交付金関係助成金を提供している場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を加算した金額となります。

（角解説）



実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均50人以上であること(条例4①(2)イ, 規則9, 10)。

なお, 実績判定期間の各事業年度単位で, 年3,000円以上の寄附者数が50人以上となっている場合には, 上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

### ③ 北海道の条例指定法人

指定NPO法人として指定を受けるための申出書を提出した日の前日において, 北海道の条例により, 個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること

(注) 1 市内に主たる事務所を有するNPO法人に限ります。

2 指定申出書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

(解説)

北海道の条例指定法人とは, 個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人として, 北海道の条例により定められている法人であり, 市長が適当と認めた法人については, 公益性要件を満たすものとして認めるものです(市内に主たる事務所を有するNPO法人に限ります。)(条例4①(2)ウ, 地方税法37の2①四)。

なお, 条例による個別指定については, 寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人の名称および主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

## (2) 市民周知, 市民参加等に関する要件

### ①, ②のいずれにも適合

#### ① ア～エのいずれかに適合

ア 事業活動に関する情報を新聞等を通じて, 市民に対して各事業年度において年2回以上提供

イ 事業活動を周知するため自ら発行した広報資料を各事業年度において市内の5以上の(インターネットにより公表している場合は4以上)公共施設等に配置

ウ 各事業年度において, 市民を対象とした催物を年2回以上, かつ, 参加者の延べ人数が50人以上

エ 事業活動へのボランティア従事者が各事業年度50人以上(実従事者10人以上)

#### ② 市内において, 事業活動を行政機関, 企業, 団体等と協働実績が各事業年度1回以上

(解説)

市民周知, 市民参加等に関する要件を満たすためには, 実績判定期間内の日を含む各事業年度において, ①, ②の両方の要件を満たすこととしています(条例4①(3), 規則11)。

① 市民からその活動が認知されているNPO法人を対象とするため, 市民から認知されるための周知活動の実施状況, または, 団体の活動への市民の参加状況を確認するための基準として規定するものであり, ア～エのいずれかについて基準を満たすことを要件としています。

ア 法人が自らの活動を市民に周知するための広報活動の実施状況を確認するための要件として, 法人の事業活動について, 新聞, ラジオ, テレビ等の広報媒体\*を通じた広報活動の実施回数について基準を設定するものです。実施回数については, 事業年度当初の年間計画策定時や個別事業の周知などを想定し, 各事業年度において, 2回以上の広報を行っていることを法人が達成すべき目標として基準を設定しています。

※広報媒体…不特定多数へ情報発信する媒体として、市が発行する広報誌、ラジオ、テレビ、新聞、雑誌、コミュニティFM、タウン情報誌等とします。（インターネットによる発信は除きます。）

イ 法人の活動を市民に周知するために法人自らが作成した広報資料<sup>※</sup>を配付することにより、広報活動を実施していることを確認するための要件として、法人の事業活動を掲載した広報資料を公共施設等に設置している箇所数について基準を設定します。基準とする設置箇所については、市役所や渡島総合振興局などの行政機関、地域交流まちづくりセンター、図書館、公民館、市民会館などの公共施設、病院、学校、小売店、飲食店など法人の活動と関連する施設、自らのホームページへの掲載（ホームページへの掲載についても1箇所としてカウントします。）等による設置・掲載を対象としており、各事業年度において、5箇所以上に設置・掲載していることを法人が達成すべき目標として基準を設定しています。

※広報資料…法人が自ら作成したその活動を紹介する会報誌、リーフレット、パンフレット等

ウ 法人が市民からの共感や信頼を受け、その活動に一定の認知がなされているものとして、市民と一体となった活動を積極的に行っており、当該活動に対し、一定程度の市民の参加が得られていることを確認するための要件として、市民を対象とした催物<sup>※</sup>の開催回数、当該催物への一般参加者数について基準を設定します。基準とする催物の開催回数および一般参加者数については、法人に求める目標として各事業年度において、催物を2回以上開催しており、かつ、各事業年度の一般参加者数の総数が50人以上いることを基準として設定しています。

※催物…セミナー、イベント、講習会等

一般参加者…法人の役員、社員、職員を除く、一般の参加者

エ 法人が市民からの共感や信頼を受け、その活動に一定の認知がなされているものとして、市民と一体となった活動を積極的に行っており、当該活動に対し、一定程度の市民の参加が得られていることを確認するための要件として、法人が実施する特定非営利活動<sup>※</sup>へのボランティアの参加人数について基準を設定しています。基準とするボランティアの参加者数については、市が法人に求める努力目標として、各事業年度において50人以上の参加者（法人の役員、職員を除く。）がいることとしています。なお、地域への広がりをもった活動を行っていることについても努力目標とするため、10人以上の実参加者数を求めることとしています。

※対象とする特定非営利活動…法人が市民を対象して実施する事業であり、総会、理事会等法人の運営に関するもの等を除く。

② 法人が市民からの共感や信頼を受け、その活動に一定の認知がなされているものとして、地域の課題の解決に向けた活動を地域と一体となって実施していることを確認するための要件として、各事業年度において、国、地方公共団体、企業、大学、研究機関、町内会・自治会等の地縁組織などとの協働事業<sup>※</sup>を1回以上実施していることを基準として設定しています。

※対象とする協働事業…それぞれの主体が対等な立場で協力し合う取組であり、協定書、会議録等書面による確認が可能な事業



### (3) 基本的要件

#### ① 活動の対象に関する基準

実績判定期間における

- ア 会員等に対する資産の譲渡等および会員等  
が対象である活動
- イ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
- ウ 特定の著作物または特定の者に関する活動
- エ 特定の者の意に反した活動

の事業活動に占める割合 < 50%

(解説)

実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること（条例4①(4)）。

(注) 上記の割合は、そのNPO法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標によりその事業活動のうちア～エに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます（規則12）。

ア 会員またはこれに類する者（NPO法人の運営または業務の執行に関係しない者で一定の者を除きます。以下「会員等」といいます。）に対する資産の譲渡もしくは貸付けまたは役務の提供（以下「資産の譲渡等」といいます。）、会員等相互の交流、連絡または意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のものを除きます。）

(注1) 会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます（規則13）。

- ・当該申請に係るNPO法人から継続的にもしくは反復して資産の譲渡等を受ける者または相互の交流、連絡もしくは意見交換に参加する者として、NPO法人の帳簿書類等に氏名または名称が記載された者であって、そのNPO法人から継続的にもしくは反復して資産の譲渡等を受け、または相互の交流、連絡もしくは意見交換に参加する者
- ・当該申請に係るNPO法人の役員

(注2) NPO法人の運営または業務の執行に関係しない者で規則に定めるものとは、NPO法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外のNPO法人の活動に関係しない者をいいます（規則14）。

(注3) その他規則で定めるものとは、次に掲げるものをいいます（規則15）。

- ・そのNPO法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常対価の額のおおむね10%程度に相当する額以下のものおよび交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額（イにおいて「付随費用の実費相当額」といいます。）以下のものを会員等から得て行うもの
- ・そのNPO法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がそのNPO法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のものおよび付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの
- ・法別表19号に掲げる活動または同表第20号の規定により同表第19号に掲げる活動に準ずる活動とし

て都道府県もしくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動（公益社団法人もしくは公益財団法人である会員等または認定NPO法人もしくは指定NPO法人である会員等（※1）が参加しているものに限り。）に対する助成

※1 旧民法法人のうち、特定公益増進法人の認定の有効期間内のものを会員等とする場合を含みます（規則15）。

2 旧民法法人とは、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第38条（民法の一部改正）の規定による改正前の民法第34条の規定により設立した法人をいいます。

イ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者などその便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で上記①(注)3に掲げる活動および会員等に対する資産の譲渡等を除きます。）

ウ 特定の著作物または特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

エ 特定の者に対し、その者の意に反した作為または不作為を求める活動

## ② 運営組織および経理に関する基準

運営組織および経理について、次のいずれにも適合していること。

ア 運営組織が次のいずれにも該当すること

$$\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の数}} \leq \frac{1}{3}$$

かつ

$$\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員または使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の数}} \leq \frac{1}{3}$$

イ 各社員の表決権が平等であること

ウ 会計について

公認会計士等の監査を受けていること

または

青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること

エ 不適正な経理を行っていないこと

オ 法人の運営または業務の執行のための職員をその主たる事務所において1名以上配置していること

(解説)

その運営組織および経理に関して次に掲げる基準を満たしていること（条例4①(5)）。

ア 次の割合のいずれについても3分の1以下であること。

(ア) 役員の数の中に役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族（以下「親族関係を有する者」といいます。）ならびに役員と特殊の関係のある者の数の占める割合

(イ) 役員の数の中に特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。以下同じ。）の役員または使用人である者ならびにこれらの者と親族関係を有する者ならびにこれらの者と特殊の関係のある者の数の占める割合

(注1) 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（規則17）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係および使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a または b に掲げる関係のある者の配偶者および3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 「一定の関係のある法人」とは、一の者（法人に限ります。）が法人の発行済株式または出資（以下「発行済株式等」といいます。）の総数または総額の50%以上の数または金額の株式または出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係（以下「直接支配関係」といいます。）にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数または総額の50%以上の数または金額の株式または出資を保有するものとみなされます（規則18）。

a 一の者およびこれとの間に直接支配関係がある1もしくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数または総額の50%以上の数または金額の株式または出資を保有する場合

b 一の者との間に直接支配関係がある1もしくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数または総額の50%以上の数または金額の株式または出資を保有する場合

(注3) NPO法人の責めに帰することができない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなされます(規則20)。

イ 各社員の表決権が平等であること

ウ その会計について公認会計士もしくは監査法人の監査を受けていること、または法人規第53条から第59条までの規定(青色申告法人の帳簿書類の保存)に準じて帳簿および書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿および書類を保存していること(規則21)。

エ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと(規則22)。

オ 法人が地域からの信頼を受け、その活動を継続的に実施していくことができる体制を構築するため、安定した事務局体制を構築していること

(注1) 安定した事務局体制とは、法人の通常の活動時間について、交代等による配置も含め、主たる事務所に1名以上の職員を配置している場合

なお、主たる事務所以外の場所での事業活動のため、事務所に職員が不在になる際に、一般市民等からの主たる事務所への連絡等に対し、速やかに対応出来る体制を整えている場合も含まれます。

### ③ 事業活動に関する基準

事業活動が次のいずれも満たしていること

ア 宗教活動、政治活動および特定の公職者等または政党を推薦、支持または反対する活動を行っていないこと

イ 役員、社員、職員または寄附者等に特別の利益を与えないことおよび営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと

ウ 実績判定期間における

$$\frac{\text{特定非営利活動に係る事業費}}{\text{総事業費}} \geq 80\%$$

エ 実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geq 70\%$$

(解説)

その事業活動に関し、次に掲げる基準を満たしていること（条例4①(6)）。

ア 次に掲げる活動を行っていないこと。

(ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成すること。

(イ) 政治上の主義を推進し、もしくは支持し、またはこれに反対すること。

(ウ) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対すること。

イ その役員、社員、職員もしくは寄附者もしくはこれらの者と親族関係を有する者またはこれらの者と特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準を満たしていること。

(注1) ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（規則17）。

a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

b 使用人である関係および使用人以外の者で当該役員、社員、職員もしくは寄附者またはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係

c aまたはbに掲げる関係のある者の配偶者および3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます（規則24）。

a 当該役員の職務の内容、当該NPO法人の職員に対する給与の支給の状況、当該NPO法人とその活動内容および事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等（役員、社員、職員もしくは寄附者もしくはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族またはこれらの者と前条に規定する特殊の関係のある者をいう。）に対し報酬または給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。

b 役員等または役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該NPO法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。

c 役員等に対し役員の選任その他当該NPO法人の財産の運用および事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

d 営利を目的とした事業を行う者、アの(ア)から(ウ)に掲げる活動を行う者またはアの(ウ)の特定の公職の候補者もしくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと

ウ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。

(注1) この割合を事業費以外の指標によって算定し、申請書を提出した場合であっても、市長はその事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には、事業費により算定した割合に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます(規則25)。

(注2) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

エ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(注) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

#### ④ 情報公開に関する基準

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、これをその市内の事務所において閲覧させること。

- ア 事業報告書等、役員名簿および定款等（個人の住所または居所に係る記載の部分を除いたもの）
- イ 指定基準に適合する旨および欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- エ 前事業年度の役員報酬または職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項・資産の譲渡等に関する事項・寄附金に関する事項を記載した書類、規則で定める書類
- オ 助成の実績を記載した書類

(解説)

ア～オの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること（条例4①(7)）。

ア 事業報告書等、役員名簿および定款等（個人の住所または居所に係る記載の部分を除いたもの）（条例4①(7)ア）

イ 各指定基準に適合する旨および欠格事由に該当しない旨を説明する書類（指定申出時の書類）（条例3②(2)）

ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（指定申出時の書類）（条例3②(3)）

エ (ア)前事業年度の役員報酬または職員給与の支給に関する規程（条例12②(2)）

(イ)前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項  
その他規則で定める事項を記載した書類（条例12②(3)）

(注)「規則で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます（規則32）。

○収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

○資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

○次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

・収益の生ずる取引および費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引

・役員等との取引

○寄附者（当該指定NPO法人の役員、役員の配偶者もしくは3親等以内の親族または役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名ならびにその寄附金の額および受領年月日

○給与を得た職員の総数および当該職員に対する給与の総額に関する事項

○支出した寄附金の額ならびにその相手先および支出年月日

○海外への送金または金銭の持出しを行った場合におけるその金額および使途ならびにその実施日

(ウ)規則で定める書類（条例12②(4)、規則32②）

「②運営組織および経理に関する基準」(P48)のア、ウ～オ、「③事業活動に関する基準」(P50)のアおよびイ、「④情報公開に関する基準」(P52)、「⑥不正行為等に関する基準」(P53)に適合している旨ならびに「4欠格事由」(P54)のいずれにも該当していない旨を説明する書類。

(エ)助成の実績を記載した書類（条例12③）

#### ⑤ 事業報告書等の提出に関する基準

各事業年度において、事業報告書等を法第 29 条の規定により北海道知事に提出していること

(解説)

法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類および財産目録ならびに年間役員名簿ならびに前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名および住所または居所を記載した書面）を法第 29 条の規定により提出していること（条例 4①(8)）。

#### ⑥ 不正行為等に関する基準

法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

(解説)

法令または法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、または得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと（条例 4①(9)）。

#### ⑦ 設立後の経過期間に関する基準

指定の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること。

(解説)

申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること（条例 4①(10)）。



## 4 欠格事由

### 欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと

- (1) 役員のうち、次の①から④のいずれかに該当する者がある
  - ① 指定を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者
  - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
  - ③ NPO法もしくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
  - ④ 暴力団の構成員等
- (2) 指定の取消の日から5年を経過しない
- (3) 定款または事業計画書の内容が法令等に違反している
- (4) 国税または地方税の滞納処分が執行されているまたは当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない
- (5) 国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過しない
- (6) 次の①、②のいずれかに該当する法人
  - ① 暴力団
  - ② 暴力団または暴力団の構成員等の統制下にある法人

(解説)

欠格事由のいずれかに該当するNPO法人は、指定または指定の有効期間の更新の基準にかかわらず、指定または指定の有効期間の更新を受けることができません（条例6）。

- (1) NPO法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。
  - ① 指定NPO法人が次の事由により指定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定NPO法人のその業務を行う理事であった者でその取消の効力を生じた日から5年を経過しないもの
    - ・この欠格事由に該当したこと
    - ・偽りその他不正の手段により指定または指定の更新を受けたとき
    - ・この条例に基づく改善命令に従わないとき
    - ・法人から指定の取消しの申出があったとき
  - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの
  - ③ NPO法、暴力団員不当行為防止法もしくは北海道暴力団排除条例に違反したことにより、もしくは刑法第204条等<sup>(注1)</sup>もしくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、または国税もしくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税もしくは地方税を免れ、納付せず、もしくはこれらの税の還付を受け、もしくはこれらの違反行為をしようとするに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの
  - ④ 暴力団の構成員等<sup>(注2)</sup>
    - (注1) 「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条もしくは第247条をいいます。
    - (注2) 「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団またはその構成員（暴力団の

構成団体の構成員を含みます。)もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

- (2) 指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。
- (3) NPO法人の定款または事業計画書の内容が法令または法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人は、欠格事由に該当します。
- (4) 国税または地方税の滞納処分の執行がされている法人、または当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。
- なお、指定の申出時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」が、指定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」ならびに関係都道府県知事および市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。
- (注1) 添付が必要となる納税証明書は、国税および地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事および市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。
- (5) 国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。
- (6) 次のいずれかに該当する法人は、欠格事由に該当します。
- ① 暴力団
  - ② 暴力団または暴力団の構成員等の統制の下にある法人

## 確認させていただく資料（例）

指定基準の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として提示（または提出）をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。

確認させていただく書類の事例		(参考) 確認する主な指定要件(基準)
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	公益性要件
		市民周知・市民参加に関する要件
		基本的要件(活動の対象に関する基準)
		基本的要件(不正行為等に関する基準)
2	NPO法人の従業員一覧、給与台帳	基本的要件(運営組織および経理に関する基準)
		基本的要件(事業活動に関する基準)
		基本的要件(不正行為等に関する基準)
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士または監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	公益性要件
		基本的要件(活動の対象に関する基準)
		基本的要件(運営組織および経理に関する基準)
		基本的要件(不正行為等に関する基準)
4	申出書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	公益性要件
		基本的要件(活動の対象に関する基準)
		基本的要件(運営組織および経理に関する基準)
		基本的要件(事業活動に関する基準)
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)	基本的要件(活動の対象に関する基準)
		基本的要件(運営組織および経理に関する基準)
		基本的要件(事業活動に関する基準)
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	公益性要件
		基本的要件(活動の対象に関する基準)
		基本的要件(事業活動に関する基準)
7	絶対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均50人以上)の算出方法がわかる資料	公益性要件
8	条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	公益性要件
9	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書および報告書等	公益性要件
10	閲覧に関する細則(社内規則)	基本的要件(情報公開に関する基準)
11	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容およびNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	基本的要件(活動の対象に関する基準)
		基本的要件(事業活動に関する基準)
		基本的要件(不正行為等に関する基準)

(注) これらは、確認させていただく資料の一例であり、指定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

## 5 指定NPO法人に関する優遇措置

指定NPO法人に関する優遇措置としては、次のとおりです。

### ① 個人が支出した指定NPO法人への寄附金に対する税制上の優遇措置

#### <個人市民税の寄附金税額控除>

市民の指定NPO法人に対する寄附金は、個人市民税の控除を受けることができます（地方税法第314条の7）。



#### <<算式>>

$$(\text{寄附金}^{(注1)} - 2\text{千円}) \times 6\% = \text{税額控除額}$$

(注1) 寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

(注2) 住民税の税控除は寄附をした翌年度に個人住民税所得割が課税される人が対象となり、住民税所得割が課税されない場合は、控除を受けることができません。

#### 【寄附金税額控除に関する申告】

個人市民税の寄附金控除を受けようとする場合には、函館市への申告が必要となります。

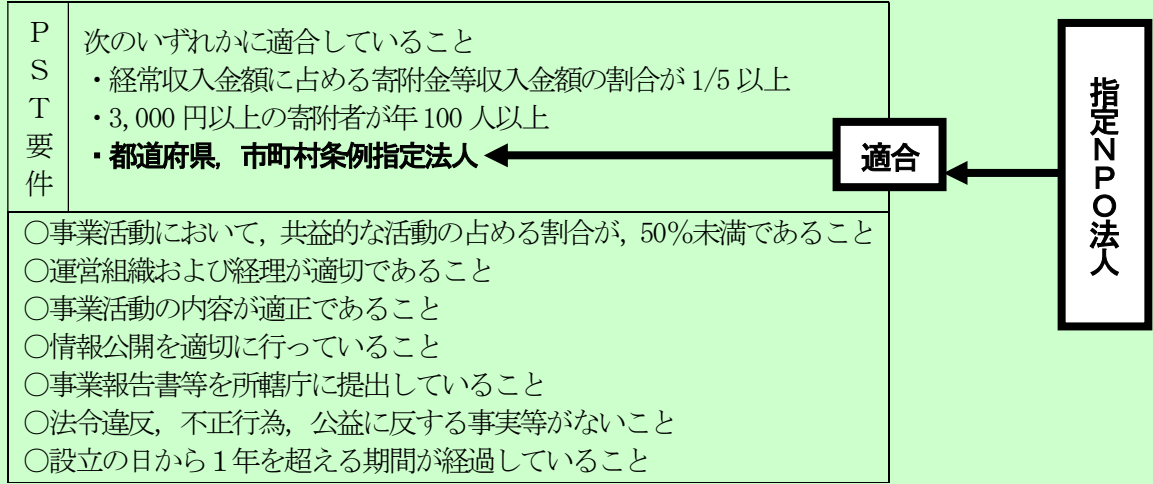
※具体的な申告方法等については、函館市税務室の担当窓口にお問い合わせ願います。

**② 認定NPO法人の一部の要件に適合**

**<認定NPO法人のPST要件を充足>**

指定NPO法人に指定された法人については、認定NPO法人の認定基準のうちのPST要件を満たすこととなります。(法45①-ハ)

**認定基準 (認定NPO法人)**



**※認定NPO法人に認定されるためには、改めて所轄庁に申請する必要があります。**

**参考 (認定NPO法人の税制上の措置等)**

《寄附者に対する税制上の措置》

- 個人が寄付した場合
  - ・ 所得税の寄附金控除 (所得控除) または税額控除 (40%)
  - ・ 個人住民税の税額控除 (都道府県税4%, 市町村税6%)
- 法人が寄付した場合
  - ・ 損金算入限度額の拡大
- 相続人等が相続財産等を寄付した場合
  - ・ 寄付した財産の価額について、相続または遺贈にかかる相続税の課税対象外

《当該認定NPO法人に係る措置》

- みなし寄附金制度の適用
  - ・ 法人の収益事業に属する資産のうちから、法人の収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が可能

## 第4章 法人の管理・運営について

## 1 指定NPO法人の報告義務

### (1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の提出

指定NPO法人は、毎事業年度終了の日から3か月以内に、下表①～⑩に掲げる書類を市長に提出しなければなりません（条例13，規則34）。

（注1）すべてのNPO法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度1回、所轄庁に事業報告書等を提出する必要があります（法29）。

#### ○ 函館市長に毎事業年度提出する書類一覧（規則第34条第1項関係）

	提出書類	参照ページ	
①	控除対象特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書 (別記様式第5号)	92～93	
②	前事業年度の役員報酬または職員給与の支給に関する規程 (内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要)		
③	収益の源泉別の明細，借入金金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	前事業年度の収益の明細など	
④	次に掲げる取引に係る取引先，取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 ア 収益の生ずる取引および費用の生ずる取引のそれぞれについて，取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 イ 役員等 <sup>(注1)</sup> との取引		
⑤	寄附者（当該指定NPO法人の役員，役員の配偶者もしくは3親等以内の親族または役員と特殊の関係のある者 <sup>(注2)</sup> ）で，前事業年度における当該指定NPO法人に対する寄附金の合計額が20万円以上であるものに限り，その氏名ならびにその寄附金の額および受領年月日を記載した書類		
⑥	役員等に対する報酬または給与の状況 ア 役員等に対する報酬または給与の支給の状況（イに係る部分を除く。） イ 給与を得た職員の総数および当該職員に対する給与の総額に関する事項		
⑦	支出した寄附金の額ならびにその相手先および支出年月日		
⑧	海外への送金または金銭の持出しを行った場合におけるその金額および用途ならびにその実施日を記載した書類		
⑨	指定基準に適合している旨を説明する書類（P101～135）のうち，条例第4条第1項第5号（イに係る部分を除く。），第6号アおよびイ，第7号ならびに第9号に掲げる基準に適合している旨を説明する書類および欠格事由（第6条各号）のいずれにも該当していない旨を説明する書類 ※指定基準等チェック表（第5表，第6表，第7表，第9表），欠格事由チェック表		118～134

○ 函館市長に毎事業年度提出する書類一覧（規則第 34 条第 2 項関係）

提出書類		参照ページ
⑩	控除対象特定非営利活動法人事業報告書等提出書 (別記様式第 6 号)	94
⑪	事業報告書 (前事業年度分)	事業 報 告 書 等
⑫	活動計算書 (前事業年度分)	
⑬	貸借対照表 (前事業年度分)	
⑭	財産目録 (前事業年度分)	
⑮	年間役員名簿 (前事業年度分)	
⑯	社員のうち 10 人以上の者の氏名および住所または居所を 記載した書面 (前事業年度末日現在)	

(注 1) ④欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者もしくはこれらの者の配偶者もしくは 3 親等以内の親族またはこれらの者と次のア～ウに掲げる特殊の関係にある者をいいます。

ア 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

イ 使用人である関係および使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産によって生計を維持している関係

ウ 上記ア、イに掲げる関係のある者の配偶者および 3 親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注 2) ⑤欄の「特殊の関係」は、(注 1) ア～ウに掲げる関係をいいます。

(2) 助成金の報告

指定 N P O 法人は、助成金の支給を行ったときには、次に掲げる書類を作成し、市長に提出しなければなりません (条例 13③, 規則 34③)。

○ 助成金および海外送金等の報告

	書類の作成時期	作成 (提出) 書類
助成金の支給を行った場合	支給後遅滞なく	助成の実績を記載した書類



### (3) その他の報告（変更の届出）

指定NPO法人は、次表に掲げる「提出するとき」欄に該当する事項がある場合には、「提出書類」欄に掲げる書類を「提出先」欄に提出する必要があります。

	提出するとき	提出書類	対象法人
①	法人の代表者の氏名，事務所の所在地，現に行っている事業の概要および事業年度の変更等をした場合（条例10①）	①控除対象特定非営利活動法人変更届出書（規則30）	全ての指定NPO法人
②	役員の氏名，住所，居所に変更等があった場合（条例10②）	①控除対象特定非営利活動法人変更届出書（規則30） ②変更後の役員名簿 ③役員が新たに就任した場合は， ア その役員が条例第6条（役員の欠格事由）に該当しないことを誓約し，就任を承諾する書面の写し イ 当該役員の住所または居所を証する書面として条例で定めるもの	
③	定款を変更した場合（条例10③）	①控除対象特定非営利活動法人変更届出書（規則30） ②変更後の定款 ③当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第3項の規定により北海道知事の認証を受けなければならない事項に係るものにあつては，当該認証を受けたことを証する書類の写し） ④登記事項証明書（法人の登記事項に係る変更の場合に限る）	

## 2 指定NPO法人の情報公開

### (1) 指定NPO法人の情報公開（備置き、閲覧）

指定NPO法人は、以下の書類について、その事務所に備え置くとともに、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています（P64の「指定NPO法人、函館市における閲覧等書類一覧」参照）（条例11, 12）。

- ① 事業報告書等
  - ② 役員名簿
  - ③ 定款等
  - ④ 指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類および欠格事由に該当しない旨を説明する書類
  - ⑤ 指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
  - ⑥ 前事業年度の役員報酬または職員給与の支給に関する規程
  - ⑦ 前事業年度の収益の明細など
  - ⑧ ⑦のほか、規則32②で定める書類
  - ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類
- ※ ①・②の書類を請求に応じて閲覧させる場合、個人の住所または居所に係る記載の部分を除くことができます。

### (2) 指定NPO法人の情報公開（インターネット）

指定NPO法人は、上記の書類のうち、①～③、⑥および⑦の一部について、自らのホームページ等において、インターネットにより公開しなければなりません（P64の「指定NPO法人、函館市における閲覧等書類一覧」参照）（条例12⑥）。

※ 個人の住所または居所に係る記載の部分を除いて公表することができます。

### (3) 市長の情報公開（閲覧・謄写）

市長は、指定NPO法人から提出を受けた上記(1)の書類のうち④～⑩について、閲覧または謄写の請求があったときは、これを閲覧させ、または謄写させることとしています（条例14）。

※ 個人の住所または居所に係る記載の部分を除きます。

《指定NPO法人，函館市における閲覧等書類一覧》

指定NPO法人または函館市において閲覧等（函館市においては謄写も可能です。）の対象となる書類およびその閲覧可能期間は次のとおりです。

書 類 名	指定NPO法人			市長	
	備置き 期間	公 開		閲覧 謄写	期 間
		閲 覧	インターネット 期 間		
事業報告書	作成日から5年間	○	作成日から5年経過の末日までの間	○	作成日から5年経過の末日までの間
計算書類(活動計算書，貸借対照表)		○			
財産目録		○			
年間役員名簿(各事業年度において役員であった者全員の氏名および住所等ならびに報酬の有無を記載した名簿)		○			
社員のうち10人以上の者の氏名および住所等を記載した書面		○			
前事業年度の寄附者名簿					
役員名簿	○		○		
定款等(定款，認証および登記に関する書類の写し)		○	○		最新のもの
指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類および欠格事由に該当しない旨を説明する書類	指定日から5年間	○	○	○	指定の有効期間中
指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		○	○	○	
前事業年度の役員報酬または職員給与の支給に関する規程		○	○	○	
前事業年度の収益の明細など	作成日から5年経過日を含む事業年度の末日までの間	○	作成日から5年経過日を含む事業年度の末日までの間	○	過去5年間に提出を受けたもの
収益の源泉別の明細，借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類		○			
資産の譲渡等に係る事業の料金，条件その他その内容に関する事項を記載した書類		○			
次に掲げる取引に係る取引先，取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類		○			
・収益の生ずる取引および費用の生ずる取引のそれぞれについて，取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引		○			
・役員等との取引		○			
寄附者(当該指定NPO法人等の役員，役員の配偶者もしくは3親等以内の親族または役員と特殊の関係のある者で，前事業年度における当該指定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限り，)の氏名ならびにその寄附金の額および受領年月日を記載した書類		○			
給与を得た職員の総数および当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類	○				
支出した寄附金の額ならびにその相手先および支出年月日を記載した書類	○				
海外への送金または金銭の持出しを行った場合におけるその金額および用途ならびにその実施日を記載した書類	○				
指定基準に適合している旨を説明する書類(P100～133)のうち，条例第4条第1項第5号(イに係る部分を除く。)，第6号アおよびイ，第7号，第9号に掲げる基準に適合している旨を説明する書類および欠格事由(第6条各号)のいずれにも該当していない旨を説明する書類 ※指定基準等チェック表(第5，6，7，9表)，欠格事由チェック表		○	○	○	
「助成金の支給の実績」を記載した書類	作成日から5年経過日を含む事業年度の末日までの間	○	○	○	作成日から5年経過日を含む事業年度の末日までの間

### 3 指定NPO法人に対する監督等

#### (1) 指定NPO法人に対する報告および検査

① 市長は、指定NPO法人が法令、法令に基づく行政庁の処分もしくは定款に違反し、またはその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該指定NPO法人に対し、その業務もしくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、市長は、その職員に当該指定NPO法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務もしくは財産の状況もしくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(条例17①)。

② 上記①の検査については、次のように定められています。

ア 市長は、当該検査をする職員に、上記①の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、指定NPO法人の役員等に提示させることとしています(条例17②)。

イ 市長が、上記①の検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記アの書面の提示を要しないこととしています(条例17③)。

ウ 上記イの場合において、市長は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、指定NPO法人の役員等上記イの書面を提示させることとしています(条例17④)。

エ 上記①の検査をする職員が、当該検査により上記アまたはウで理由として提示した事項以外の事項について、①の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではありません。この場合、アまたはイの規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとしています(条例17⑤)。

オ ①の検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければなりません。また、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません(条例17⑥、⑦、規則39)。

#### (2) 指定NPO法人に対する勧告、命令等

① 市長は、指定NPO法人について、(3)②ア～クの指定の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該指定NPO法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができます(条例18①)。

② 市長は、上記①の規定による勧告を受けた指定NPO法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定NPO法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます(条例18②)。

③ 上記①の勧告ならびに②の命令は、書面により行うよう努めなければなりません(条例18③)。

④ 市長は、上記①の勧告または②の命令をしたときは、インターネットの利用その他

適切な方法により，その勧告の内容または命令をした旨を公表しなければなりません（条例 18④）。

### (3) 指定NPO法人の指定の取消し

① 市長は，指定NPO法人が次のいずれかに該当するときは，指定の取消しに必要な手続を行わなければなりません（条例 19①）。

ア 市の区域内に主たる事務所を有しなくなったとき

イ 欠格事由（指定を取り消され，その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。欠格事由についてはP54～55を参照願います。）のいずれかに該当するとき

ウ 偽りその他不正の手段により指定または指定の有効期間の更新を受けたとき

エ 指定の有効期間が経過したとき（有効期間の更新の申出をした場合を除く）

オ 指定の有効期間の更新の申出をした場合であって，指定の基準に適合しないと市長が認めたとき

カ 合併の届出をした場合であって，合併後のNPO法人が指定の基準に適合しないと市長が認めたとき

キ 正当な理由がなく，上記(2)②の命令に従わないとき

ク 指定NPO法人から指定の取消しの申出があったとき

ケ 指定NPO法人が解散したとき

② 市長は，指定NPO法人が次のいずれかに該当するときは，指定の取消しに必要な手続を行うことができます（条例 19②）。

ア 条例第 13 条の規定に違反して役員報酬規程等や事業報告書等を市長に提出（P92～93, 136～142 参照）しないとき

イ 条例第 4 条第 1 項第 5 号（運営組織および経理に関する基準（P48～49 参照）），同項第 6 号ア・イ（事業活動に関する基準（P50 参照）），同項第 9 号（不正行為等に関する基準（P53 参照））に掲げる基準に適合しなくなったとき

ウ 条例第 10 条の規定に違反して変更の届出を市長に提出（P62 参照）しないとき，または，第 16 条第 1 項の規定に違反して合併の届出を市長に提出（P78 参照）しないとき

エ 正当な理由がないのに，条例第 11 条第 1 項または第 12 条第 4 項の規定（指定NPO法人の情報公開（P52 参照））に違反して，書類を閲覧させないとき，または虚偽の書類を閲覧させたとき

オ 正当な理由がないのに，条例第 11 条第 3 項または第 12 条第 5 項の規定（指定NPO法人の情報公開（P52 参照））に違反して，書類を公表しないとき，または虚偽の書類を公表したとき

カ 条例第 12 条第 1 項（条例第 16 条第 4 項において準用する場合を含む。），第 2 項または第 3 項の規定（指定NPO法人の情報公開（P52 参照））に違反して，書類を備え置かないとき，またはこれに記載すべき事項を記載しないとき，もしくは不実の記載をしたとき

キ 条例第 17 条第 1 項（指定 N P O 法人に対する報告および検査（P65 参照））の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき

ク 上記ア～キのほか、法令または法令に基づく行政庁の処分に違反したとき

③ 市長は、指定の取消しのために必要な手続を行うことを決定したとき、指定の取消しがあったときまたは指定の取消しがなかったときは、その理由を付した書面をもって、当該 N P O 法人にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表することとされています(条例 19③)。

④ 市長は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、官庁、他の公共団体等に照会等を行うこととしています（条例 20）。

ア 欠格事由の概要（P 39 参照）の 1 (1)および 6 の事由 道府県警察本部長

イ 欠格事由の概要（P 39 参照）の 4 および 5 の事由 都道府県知事または関係市町村長



## 第5章 法人の合併について



## 1 NPO法人の合併

NPO法人は、社員総会の決議により、他のNPO法人と合併することができます(法 33)。社員総会において合併の決議がなされたNPO法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を所轄庁に提出し、認証を受けなければなりません(法 34)。

所轄庁から合併の認証を受けたNPO法人は、その認証の通知のあった日から2週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表および財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります(法 35)。

法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続きが終了した日から2週間以内に、合併により設立したNPO法人または合併後存続するNPO法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じることとなります(組登令8)。

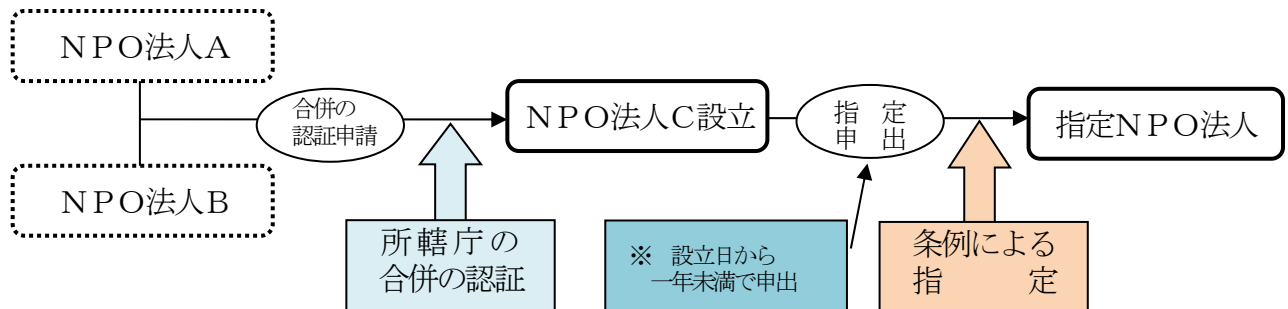
(注)「一定の期間内」の期間は、2カ月を下回ってはなりません。

## 2 合併法人に係る指定の基準の適用

合併により設立されたNPO法人または合併後存続するNPO法人が指定を希望する場合には、市長に指定の申出を行うこととなります。なお、申出書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないものが、指定を受けようとする場合には、指定の基準の適用において次のように取り扱われます。

### (1) 合併によって設立されたNPO法人が指定を行う場合

指定を受けようとするNPO法人が合併によって設立されたNPO法人で申出書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの(以下「合併新設法人」といいます。)である場合の実績判定期間および指定の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併によって設立された日から指定の申出日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

### ア 実績判定期間

合併新設法人の実績判定期間は、次のとおりとなります(条例5, 規則27③)。

#### (ア) 実績判定期間の終了日

- ① 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了しているとき  
その最初の事業年度の末日
- ② 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了していないとき  
設立の日の前日

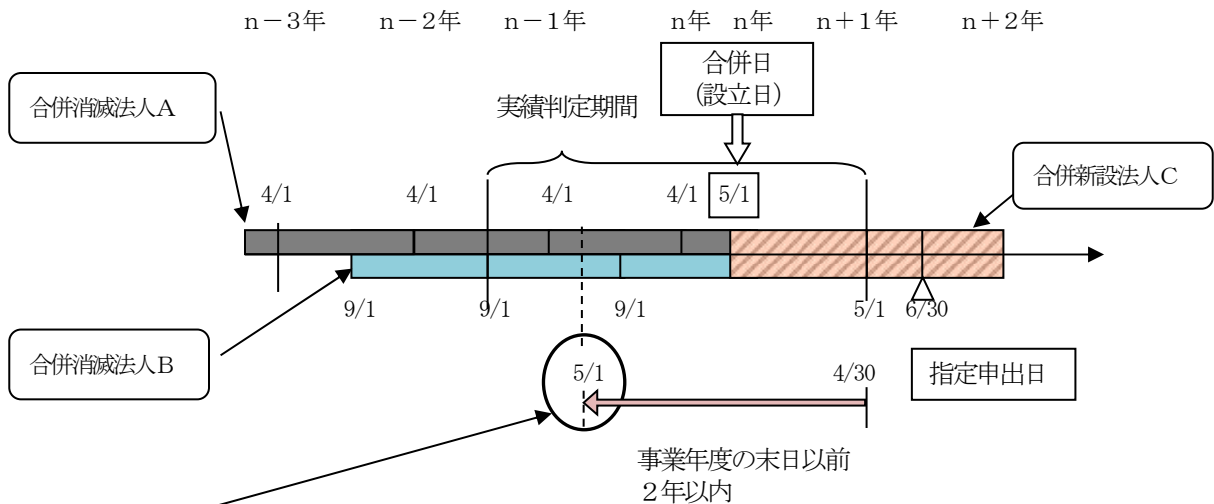
#### (イ) 実績判定期間の開始日

上記ア(ア)①または②の日以前5年(過去に指定を受けたことのないNPO法人等が指定を受け

ようとする場合2年) 内に終了した合併によって消滅した各NPO法人 (以下「合併消滅法人」といいます。) の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日

(設立後最初の事業年度が終了した合併新設法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立, 事業年度：9月～8月) が,
- ② n年5月1日に合併して新設法人C (事業年度：5月～4月) を設立し,  
(注) 合併新設法人の最初の事業年度は, 必ずしも1年間で設定されるとは限らず, 1年間よりも短く設定される場合もあります。
- ③ 新設法人Cがn+1年6月30日に指定の申出を行う場合

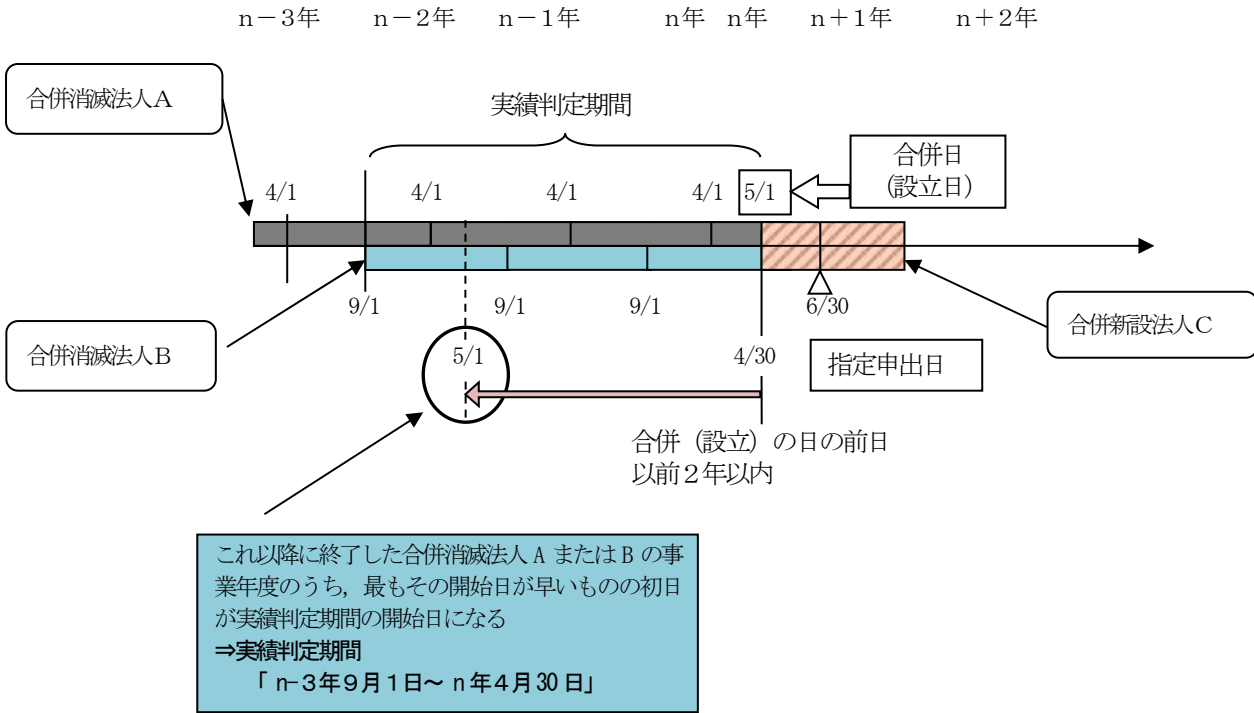


これ以降に終了した合併消滅法人AまたはBの事業年度のうち, 最もその開始日が早いものの初日が実績判定期間の開始日になる  
⇒実績判定期間  
「n-2年9月1日～n+1年4月30日」

《ポイント》  
この例の場合, 申出書を提出するn+1年6月30日に係る事業年度の初日 (n+1年5月1日) においては, 設立の日以後1年を超える期間が経過していません。  
なお, 申出書を提出した日を含む事業年度の初日において, 設立の日以後1年を超える期間が経過している場合には, 原則どおり申出した合併新設法人の事業年度で実績判定期間を判定することとなります。

(設立後最初の事業年度が終了していない合併新設法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立, 事業年度：9月～8月) が,
- ② n年5月1日に合併して新設法人C (事業年度：5月～4月) を設立し,
- ③ 新設法人Cがn年6月30日に指定の申出を行う場合



(参考:各規定の読替え (規則27②))

通常の申請時	読替え後
<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人その他規則で定める特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度(その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間(最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間)。以下同じ。)のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう(条例2④)</p>	<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(次条第1項の申出書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立の前日。以下この号において同じ。)以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人その他規則で定める特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度(その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間(最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間)。以下同じ。)のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう(条例2④)</p>
<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(条例4①(10))。</p>	<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること(条例4①(10))。</p>

## イ 法人の設立前の期間における指定の基準への適合の判定（条例5，規則27）

申出をしようとするNPO法人が合併新設法人である場合は、実績判定期間中に合併新設法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併新設法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間（実績判定期間中に限ります。）については、次表の判定方法によって、各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

指定基準		合併前の判定方法
公益性要件に関する基準		各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
市民周知・市民参加に関する要件に関する基準		
活動の対象に関する基準		
運営組織および経理に関する基準		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
事業活動に関する基準	ア 宗教活動，政治活動および特定の公職者等または政党を推薦，支持または反対する活動を行っていないこと	
	イ 役員，社員，職員または寄附者等に特別の利益を与えないことおよび営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ウ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	エ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
情報公開に関する基準	ア 事業報告書等，役員名簿および定款等を閲覧させること	各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	イ 各認定基準に適合する旨および欠格事由に該当しない旨を説明する書類，役員報酬または職員給与の支給に関する規定，収益に関する事項等，助成金の提出書，寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	各合併消滅法人（実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限り）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類提出に関する基準		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為等に関する基準		

また、設立後の経過期間に関する基準は次のとおりとなります。

合併新設法人が申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注1）各基準の詳細は、第3章 解説編「3 指定NPO法人としての指定を受けるための基準（P40～53）」を参照してください。

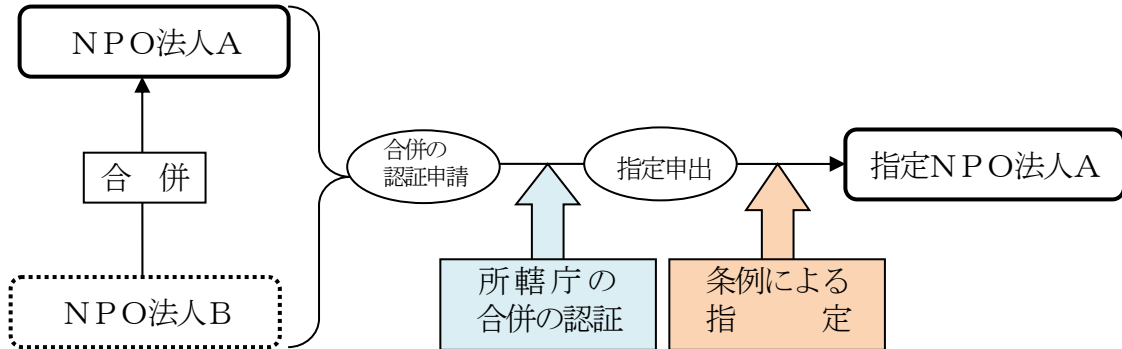
### 《ポイント》

指定申出書の添付書類は、合併新設法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。

また、運営組織および経理に関する基準、事業活動に関する基準のアとイ、情報公開に関する基準、所轄庁への書類提出に関する基準および不正行為等に関する基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく指定の時まで満たしておく必要があります（条例4①(11)）。

## (2) 合併後存続したNPO法人が申出を行う場合

指定を受けようとするNPO法人が合併後存続するNPO法人で申出書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの（以下「合併存続法人」といいます。）である場合の実績判定期間および指定の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併の日から指定の申出日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

### ア 実績判定期間

合併存続法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（条例5，規則27①）。

#### (ア) 実績判定期間の終了日

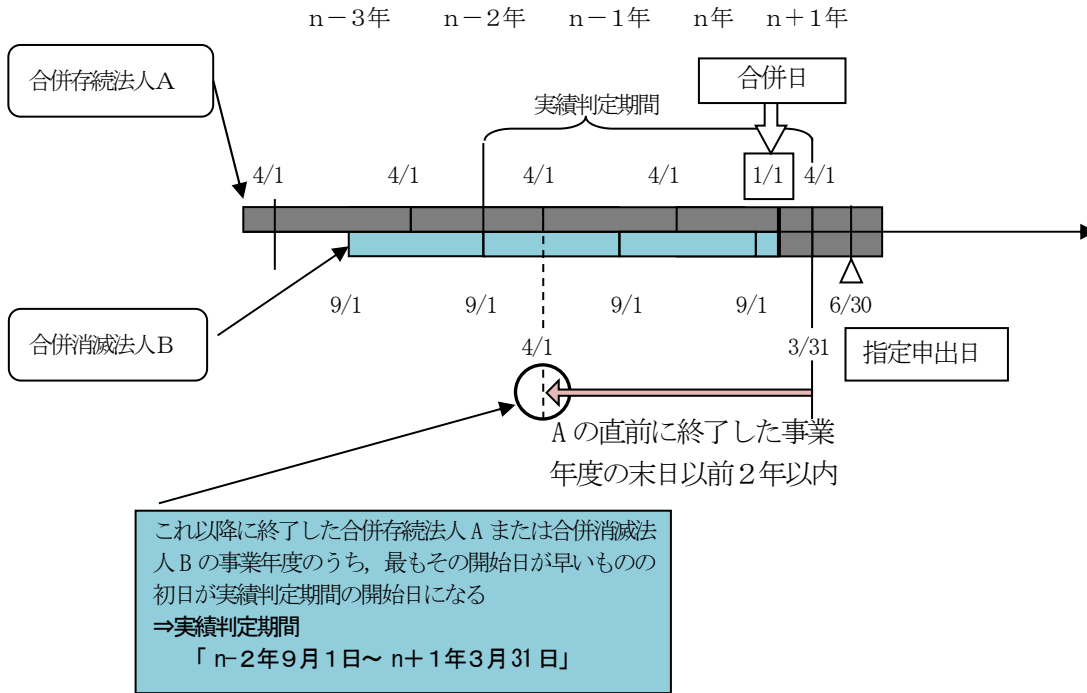
- ① 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了しているとき  
その最初の事業年度の末日
- ② 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了していないとき  
合併の日の前日

#### (イ) 実績判定期間の開始日

上記ア(ア)①または②の日以前5年（過去に指定を受けたことのないNPO法人が指定を受けようとする場合は2年）内に終了した合併存続法人または各合併消滅法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

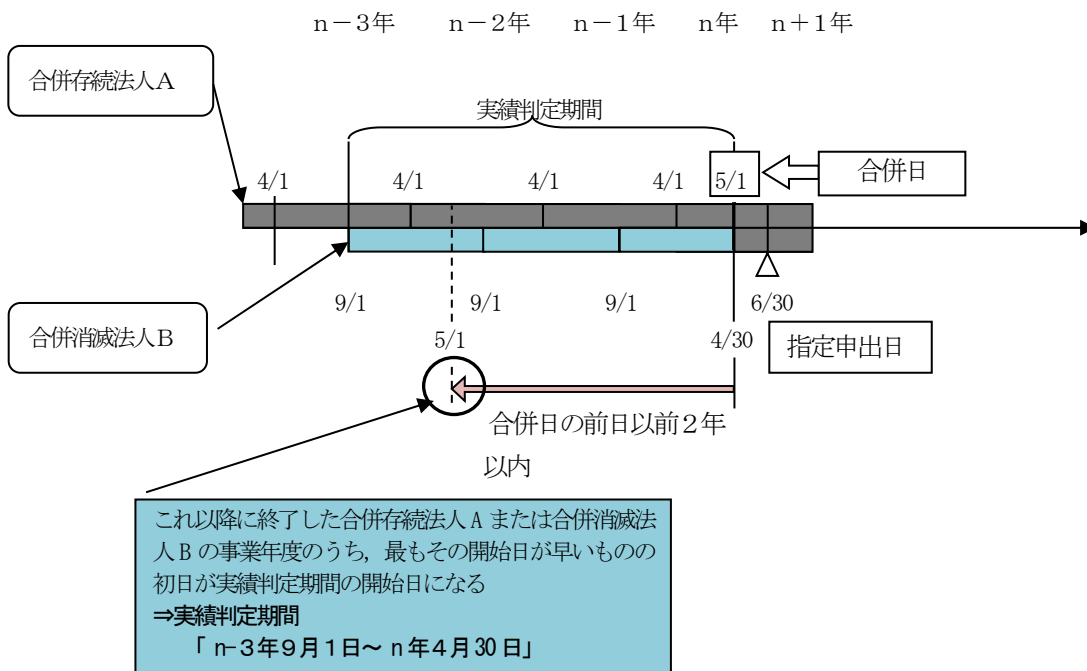
(合併後最初の事業年度が終了した合併存続法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立, 事業年度：9月～8月) が,
- ② n+1年1月1日に合併して法人Aが存続し,
- ③ 合併後の法人Aがn+1年6月30日に指定の申出を行う場合



(合併後最初の事業年度が終了していない合併存続法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立, 事業年度：9月～8月) が,
- ② n年5月1日に合併して法人Aが存続し,
- ③ 合併後の法人Aがn年6月30日に指定の申出を行う場合





(参考:各規定の読替え(規則27①))

通常申請時	読替え後
<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人その他規則で定める特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了した各事業年度(その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間(最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間)。以下同じ。)のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう(条例2④)。</p>	<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。)以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人その他規則で定める特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了した当該特定非営利活動法人または合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度(その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間(最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間)。以下同じ。)のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう(条例2④)。</p>
<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(条例4①(10))。</p>	<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、当該申出に係る特定非営利活動法人または合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること(条例4①(10))。</p>

## イ 法人の合併前の期間における指定基準への適合の判定（条例5，規則27）

申出をしようとするNPO法人が合併存続法人である場合は、実績判定期間中に合併存続法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併存続法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間（実績判定期間中に限ります。）については、次表の判定方法によって、合併前の合併存続法人（以下「合併前法人」といいます。）および各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

指定基準		合併前の判定方法
公益性要件に関する基準		合併前法人および合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
市民周知・市民参加に関する要件に関する基準		
活動の対象に関する基準		
運営組織および経理に関する基準		合併前法人および合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
事業活動に関する基準	ア 宗教活動，政治活動および特定の公職者等または政党を推薦，支持または反対する活動を行っていないこと	
	イ 役員，社員，職員または寄附者等に特別の利益を与えないことおよび営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ウ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	エ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	合併前法人および合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
情報公開に関する基準	ア 事業報告書等，役員名簿および定款等を閲覧させること	合併前法人および合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	イ 各認定基準に適合する旨および欠格事由に該当しない旨を説明する書類，役員報酬または職員給与の支給に関する規定，収益に関する事項等，助成金の提出書，寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併前法人および合併消滅法人（実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限ります。）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類提出に関する基準		合併前法人および合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為等に関する基準		

また、設立後の経過期間に関する基準は次のとおりとなります。

合併存続法人が申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、合併存続法人または合併消滅法人のうちうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注1）各基準の詳細は、第3章 解説編「3 指定NPO法人としての指定を受けるための基準」（P40～53）を参照してください。

### 《ポイント》

指定申出書の添付書類は、合併存続法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る書類も提出する必要があります。

また、運営組織および経理に関する基準、事業活動に関する基準のアとイ、情報公開に関する基準、所轄庁への書類提出に関する基準および不正行為等に関する基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく指定の時まで満たしておく必要があります（条例4①(11)）。

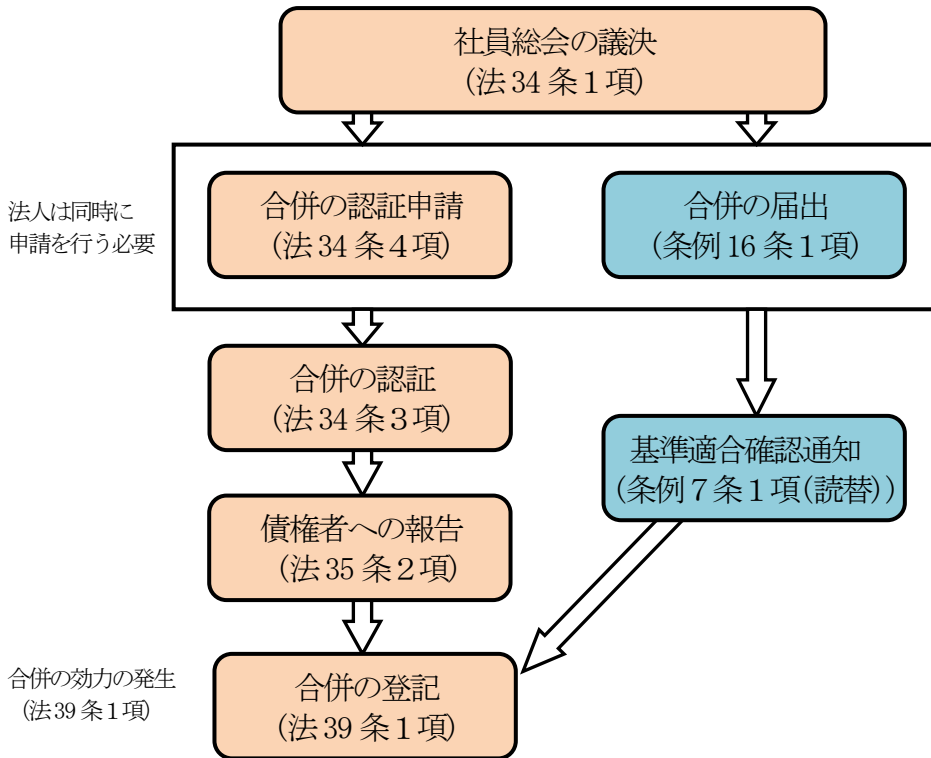


### (3) 指定NPO法人の合併

#### ア 指定NPO法人が指定NPO法人でないNPO法人と合併した場合

指定NPO法人が指定NPO法人でないNPO法人と合併した場合で、合併後存続または合併によって設立したNPO法人は、その合併後のNPO法人について、条例第4条第1項各号（第10号を除く）の基準に適合すると市長が確認したときに限り、指定NPO法人としての地位を承継します(条例16)。

#### ○ 申請から指定手続



#### イ 合併の申出

上記アの市長の基準適合確認を受けようとするNPO法人は、所轄庁に提出する合併の認証の申請に併せて、市長に当該合併の届出をしなければなりません(条例16)。

#### ウ 実績判定期間および指定基準

合併後存続するNPO法人または合併によって設立されたNPO法人が、上記の合併後に指定を受けようとする場合の実績判定期間および各指定基準は、次のとおりとなります。

##### (ア) 実績判定期間

合併後存続するNPO法人または合併によって設立されたNPO法人の指定に係る実績判定期間は、次のとおりとなります(条例16④, 規則37)。

##### ① 実績判定期間の終了日

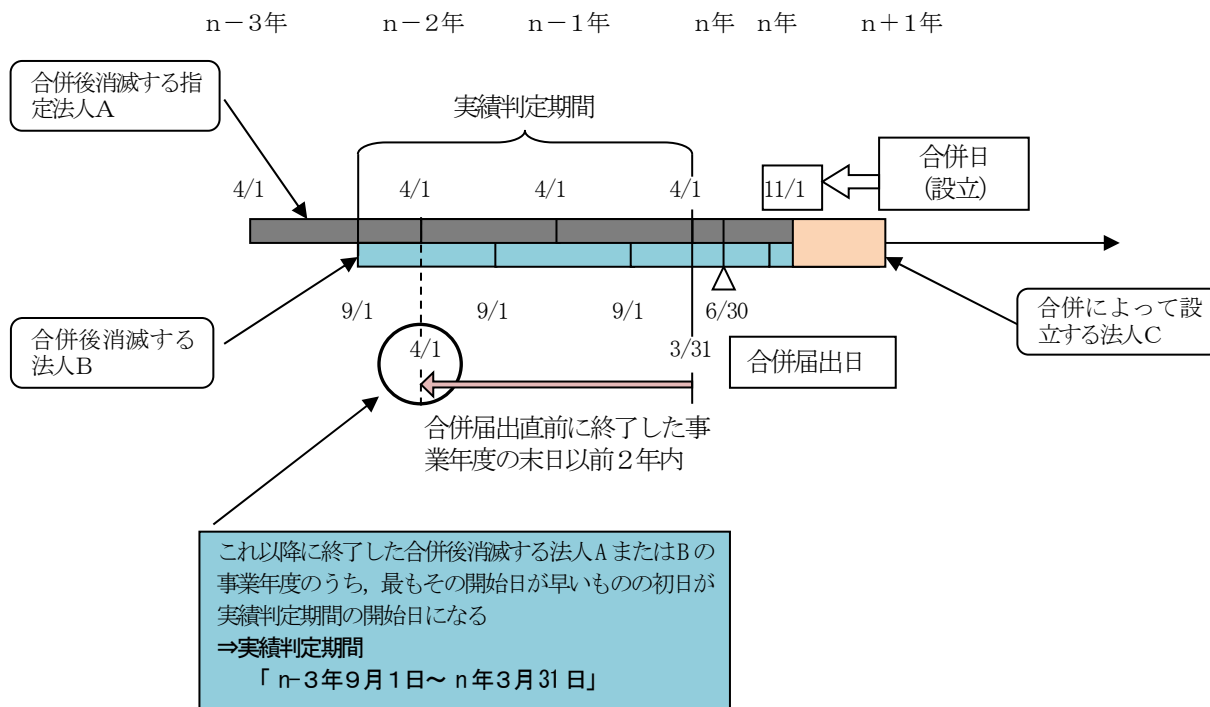
合併後存続するNPO法人および合併によって消滅する各NPO法人(合併によってNPO法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各NPO法人。以下同じです。)の各事業年度のうち申出書を提出する直前に終了した事業年度の末日

##### ② 実績判定期間の開始日

上記①の日以前2年以内に終了した合併後存続するNPO法人または合併によって消滅する各NPO法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

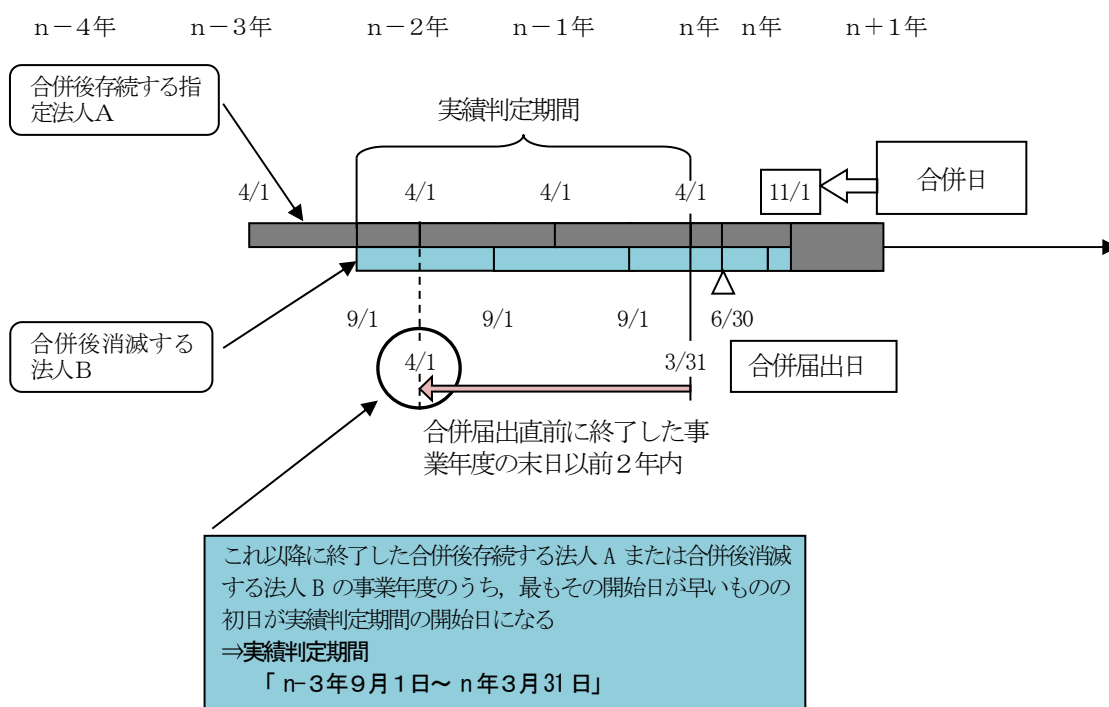
(合併によって設立されるNPO法人が指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立, 事業年度：9月～8月) が,
- ② n年11月1日に合併して新設法人C (事業年度：5月～4月) を設立するため,
- ③ n年6月30日に合併の届出を行う場合



(合併後存続するNPO法人が指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立, 事業年度：9月～8月) が,
- ② n年11月1日に合併してAを存続させるため,
- ③ n年6月30日に合併の届出を行う場合



(参考:各規定の読替え(規則37))

通常申請時	読替え後
<p>(実績判定期間について)  「実績判定期間」とは、<u>指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人その他規則で定める特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了した各事業年度(その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間(最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間)。以下同じ。)</u>のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう(条例2④)</p>	<p>(実績判定期間について)  「実績判定期間」とは、<u>合併後存続する特定非営利活動法人または合併によって消滅する特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。)</u>の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日以前<u>2年内</u>に終了した合併後存続する特定非営利活動法人または合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度(その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間(最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間)。以下同じ。)のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう(条例2④)</p>
<p>(添付書類について)  前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。(条例3②)</p>	<p>(添付書類について)  第16条第1項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。(条例3②)</p>
<p>(基準への適合について)  市長は、<u>前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。</u>(条例4①)</p>	<p>(基準への適合について)  市長は、<u>第16条第1項の規定による届出に係る合併後存続する特定非営利活動法人または合併によって設立する特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、同条第2項の規定による確認をするものとする。</u>(条例4①)</p>
<p>(寄附金等収入金額について)  実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者(当該事業年度における同一の者からの寄附金(寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)その他の規則で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このイにおいて同じ。)の額の総額(当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額)が<u>3,000円以上</u>である場合の当該同一の者をいい、<u>当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者および当該役員と生計を一にする者を除く。</u>以下このイにおいて同じ。)の数(条例4①(2)イ)</p>	<p>(寄附金等収入金額について)  実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者(当該事業年度における同一の者からの寄附金(寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)その他の規則で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このイにおいて同じ。)の額の総額(当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額)が<u>3,000円以上</u>である場合の当該同一の者をいい、<u>合併後存続する特定非営利活動法人または合併によって設立する特定非営利活動法人の役員である者および当該役員と生計を一にする者を除く。</u>以下このイにおいて同じ。)の数(条例4①(2)イ)</p>
<p>(共益的活動の割合について)  会員またはこれに類するものとして規則で定める者(当該申出に係る特定非営利活動法人の運営または業務の執行に関係しない者で規則で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。)に対</p>	<p>(共益的活動の割合について)  会員またはこれに類するものとして規則で定める者(合併後存続する特定非営利活動法人または合併によって設立する特定非営利活動法人の運営または業務の執行に関係しない者で規則で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。)に対する資</p>

<p>する資産の譲渡もしくは貸付けまたは役務の提供（以下この号および第12条第2項第3号において「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡または意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他規則で定めるものを除く。）（条例4①(4)ア）</p>	<p>産の譲渡もしくは貸付けまたは役務の提供（以下この号および第12条第2項第3号において「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡または意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他規則で定めるものを除く。）（条例4①(4)ア）</p>
<p>（国の補助金等がある場合における寄附金等収入金額の割合の計算方法等について） 前項の規定にかかわらず、<u>地方税法第314条の7第12項の申出をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合における前項第2号アに規定する割合の計算については、規則で定める方法によることができる。</u>（条例4②）</p>	<p>（国の補助金等がある場合における寄附金等収入金額の割合の計算方法等について） 前項の規定にかかわらず、<u>第16条第1項の規定による届出に係る合併後存続する特定非営利活動法人または合併によって設立する特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合における前項第2号アに規定する割合の計算については、規則で定める方法によることができる。</u>（条例4②）</p>
<p>（欠格事由について） 第4条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する<u>特定非営利活動法人</u>について、<u>指定のために必要な手続を行わないものとする。</u>（条例6①）</p>	<p>（欠格事由について） 第4条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する<u>合併後存続する特定非営利活動法人または合併によって設立する特定非営利活動法人</u>について、<u>第16条第2項の規定による第4条第1項各号（第10条を除く。）に掲げる基準に適合する旨の確認（次条および第12条第1項において「確認」という。）をしないものとする。</u>（条例6①）</p>
<p>（指定の通知について） 市長は、<u>指定があったときはその旨を、指定のために必要な手続を行わないことを決定したときまたは指定がなかったときはその旨およびその理由を、当該申出をした特定非営利活動法人</u>に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。（条例7①）</p>	<p>（指定の通知について） 市長は、<u>確認をしたときはその旨を、確認をしなかったときはその旨およびその理由を、当該届出をした控除対象特定非営利活動法人（合併後にある場合は、合併後存続する特定非営利活動法人または合併によって設立した特定非営利活動法人）</u>に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。（条例7①）</p>
<p>（指定の公表について） 市長は、<u>指定があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨および当該控除対象特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公表しなければならない。これらの事項に変更があったときも、同様とする。</u>（条例7②）</p>	<p>（指定の公表について） 市長は、<u>確認をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨および当該合併後存続する特定非営利活動法人または合併によって設立した特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公表しなければならない。これらの事項に変更があったときも、同様とする。</u>（条例7②）</p>
<p>（書類の備置きについて） <u>控除対象特定非営利活動法人は、指定を受けたときは、第3条第2項第2号および第3号に掲げる書類を、規則で定めるところにより、指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日（指定の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の指定の有効</u></p>	<p>（書類の備置きについて） <u>合併後存続する特定非営利活動法人または合併によって設立した特定非営利活動法人は、確認を受けたときは、第3条第2項第2号および第3号に掲げる書類を、規則で定めるところにより、合併の効力を生じた日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過する日までの間、当該法人の市の区域内の事務所に</u></p>

期間の満了の日の翌日) から起算して5年を経過する日までの間, 当該控除対象特定非営利活動法人の市の区域内の事務所に備え置かなければならない。(条例12①)	備え置かなければならない。(条例12①)
--	----------------------

(イ) 指定基準への適合の判定 (条例16, 規則37)

指定基準への適合の判定については, 次の判定方法によって, 合併後存続するNPO法人および合併によって消滅する各NPO法人の実績について判定を行うこととなります。

指定基準		合併前の判定方法
公益性要件に関する基準		合併前法人および合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
市民周知・市民参加に関する要件に関する基準		
活動の対象に関する基準		
運営組織および経理に関する基準		合併前法人および合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
事業活動に関する基準	ア 宗教活動, 政治活動および特定の公職者等または政党を推薦, 支持または反対する活動を行っていないこと	
	イ 役員, 社員, 職員または寄附者等に特別の利益を与えないことおよび営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ウ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
エ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	合併前法人および合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。	
情報公開に関する基準	ア 事業報告書等, 役員名簿および定款等を閲覧させること	合併前法人および合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	イ 各認定基準に適合する旨および欠格事由に該当しない旨を説明する書類, 役員報酬または職員給与の支給に関する規定, 収益に関する事項等, 助成金の提出書, 寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併前法人および合併消滅法人(実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限り)のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類提出に関する基準		合併前法人および合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為等に関する基準		

また, 設立後の経過期間に関する基準は次のとおりとなります。

合併存続法人が申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には, 合併存続法人または合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

(注1) 各基準の詳細は, 第3章 解説編「3 指定NPO法人としての指定を受けるための基準」P40~53)を参照してください。



条例第 16 条の合併届出書および添付書類一覧

申 出 書 ・ 添 付 書 類	
1 控除対象特定非営利活動法人合併届出書 (別記第 10 号様式)	
2 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿	
3 基準に適合する旨および欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
公益 性 要 件	(1)～(3)のいずれか1つの基準を選択してください。
	(1) 相対値基準適用法人
	指定基準等チェック表 (第 1 表 相対値基準用)
	受け入れた寄附金の明細表 (第 1 表付表 1 相対値基準用)
	社員から受け入れた会費の明細表 (第 1 表付表 2 相対値基準用)
	(2) 絶対値基準適用法人
	指定基準等チェック表 (第 1 表 絶対値基準用)
	(3) 市町村条例個別指定法人
	指定基準等チェック表 (第 1 表 条例個別指定法人用)
	市民 参 加 ・ 市 民 周 知 要 件
(1) 指定基準等チェック表 (第 2 表 1 新聞等への掲載)	
(2) 指定基準等チェック表 (第 2 表 2 広報資料の配置)	
(3) 指定基準等チェック表 (第 2 表 3 催物の開催)	
(4) 指定基準等チェック表 (第 2 表 4 ボランティア従事者の参加)	
指定基準等チェック表 (第 3 表 協働事業の実績)	
基 本 的 要 件	指定基準等チェック表 (第 4 表 共益的活動の割合)
	指定基準等チェック表 (第 5 表 運営組織および経理が適切)
	役員の状況 (第 5 表付表 1)
	帳簿組織の状況 (第 5 表付表 2)
	指定基準等チェック表 (第 6 表 事業活動の内容が適正)
	役員等に対する報酬等の状況 (第 6 表付表 1)
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第 6 表付表 2)
	指定基準等チェック表 (第 7 表 情報公開が適切)
	指定基準等チェック表 (第 8, 9, 10 表 事業報告書の提出等)
	欠格事由チェック表
4 寄附金予定事業一覧 (別記第 2 号様式)	
5 実績判定期間内の日を含む各事業年度の事業報告書, 計算書類 (活動計算書, 貸借対照表) および財産目録	
6 最新の役員名簿	
7 最新の定款ならびにその認証および登記に関する書類の写し	

(注意事項) 1 第 1 表, 第 4 表および第 6 表 (イおよびロに係る事項に限ります。) の記載に当たっては, 合併後存続する法人および合併によって消滅する法人 (合併によって法人を設立する場合にあっては, 合併によって消滅する各法人。以下同じです。) を一つの法人とみなして記載してください (規則 37②)。

2 各認定基準等チェック表のうち, 第 5 表, 第 6 表 (イおよびロに係る事項に限ります。), 第 7 表および第 8, 9, 10 表については, 合併後存続する法人, 合併によって設立する法人および合併によって消滅する法人について, それぞれ記載してください (規則 37②)。



## <様式集>



別記第1号様式（第3条関係）

控除対象特定非営利活動法人指定申出書

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地  
 申出者 法人の名称  
 代表者の氏名  
 電 話 局 番

控除対象特定非営利活動法人の指定を受けたいので、地方税法第314条の7第12項の規定により、次のとおり申し出ます。

設 立 年 月 日	年 月 日			
事 業 年 度	月 日から 月 日まで			
過去の指定の有無	有（ 年 月 日から 年 月 日まで）・無			
指定の取消しの有無	有（ 年 月 日）・無			
本申出において適用する公益性要件	<input type="checkbox"/> 相対値基準（条例第4条第1項第2号アに掲げる基準） <input type="checkbox"/> 絶対値基準（条例第4条第1項第2号イに掲げる基準） <input type="checkbox"/> 北海道条例個別指定法人（条例第4条第1項第2号ウに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人）			
現に行っている事業の概要				
主たる事務所 以外の事務所	所在地		電 話	局 番
	責任者氏名		責任者役職名	

添付書類

- 1 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿
- 2 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（1に掲げる書類を除く。）および条例第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

### 3 別記第2号様式の寄附金充当予定事業一覧

- 注 1 過去の指定の有無欄は、該当するものを○で囲み、過去に指定を受けたことがある場合は、その指定の有効期間を記入してください。過去に指定（有効期間の更新を除きます。）を複数回受けている場合は、直近の指定の有効期間を記入してください。
- 2 指定の取消しの有無欄は、該当するものを○で囲み、指定の取消しを受けたことがある場合は、その取消日を記入してください。過去に指定の取消しを複数回受けている場合は、直近の指定の取消日を記入してください。
- 3 本申出において適用する公益性要件欄は、該当する□内にレ印を記入してください。
- 4 現に行っている事業の概要欄は、その内容を説明する書類を別紙として添付してください。
- 5 主たる事務所以外の事務所の所在地欄は、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。主たる事務所以外の事務所が複数ある場合は、別紙に記入して添付してください。
- 6 主たる事務所以外の事務所の責任者氏名欄は、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者を記入してください。

別記第2号様式（第3条関係）

寄附金充当予定事業一覧

特定非営利活動法人の名称	
--------------	--

事業名	具体的な事業内容	実施予定年月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲および予定人数	寄附金充当予定額
						円
						円
						円
						円

寄附金の受入れおよび支出に利用する銀行口座名	

注 記入欄が不足する場合は、別紙に記入して添付してください。

別記第3号様式（第29条関係）

控除対象特定非営利活動法人指定更新申出書

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地  
 申出者 法人の名称  
 代表者の氏名  
 電 話 局 番

控除対象特定非営利活動法人の指定の有効期間の更新を受けたいので、函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第9条第2項の規定により、次のとおり申し出ます。

指定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで			
指定の有効期間の満了日の9月前の日	年 月 日			
指定の有効期間の満了日の5月前の日	年 月 日			
事業年度	月 日から 月 日まで			
本申出において適用する公益性要件	<input type="checkbox"/> 相対値基準（条例第4条第1項第2号アに掲げる基準） <input type="checkbox"/> 絶対値基準（条例第4条第1項第2号イに掲げる基準） <input type="checkbox"/> 北海道条例個別指定法人（条例第4条第1項第2号ウに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人）			
現に行っている事業の概要				
主たる事務所 以外の事務所	所在地		電 話	局 番
	責任者氏名		責任者役職名	

添付書類（既に市長に提出されている書類の内容に変更がない場合は、省略可能）

- 1 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（条例第3条第2項第1号に掲げる書類を除く。）および条例第6条各号のいずれにも該

当しない旨を説明する書類

2 別記第2号様式の寄附金充当予定事業一覧

- 注 1 指定の有効期間欄は、直近の指定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。
- 2 本申出において適用する公益性要件欄は、該当する□内にレ印を記入してください。
- 3 現に行っている事業の概要欄は、その内容を説明する書類を別紙として添付してください。
- 4 主たる事務所以外の事務所の所在地欄は、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。主たる事務所以外の事務所が複数ある場合は、別紙に記入して添付してください。
- 5 主たる事務所以外の事務所の責任者氏名欄は、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者を記入してください。

別記第4号様式（第30条関係）

控除対象特定非営利活動法人変更届出書

年 月 日

函館市長 様

届出者 主たる事務所の所在地  
法人の名称  
代表者の氏名  
電 話 局 番  
指 定 年 月 日  
指 定 の 有 効 期 間

次の事項について変更したので、函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	変更後	変更前	変更年月日

添付書類

- 1 条例第3条第1項各号（第5号を除く。）に掲げる事項の変更の届出にあつては、変更事項の内容を説明する書類（ただし、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、省略可能です。）
- 2 役員の氏名または住所もしくは居所の変更の届出にあつては、変更後の役員名簿および条例第6条第1号に該当しない旨を説明する書類
- 3 定款の変更にあつては、変更後の定款および次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類
  - (1) 特定非営利活動法人の登記事項に係る変更の場合 登記事項証明書
  - (2) (1)以外の場合 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものにあつては、当該認証を受けたことを証する書類の写し）

注 指定の有効期間は、直近の指定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。

別記第5号様式（第34条関係）

控除対象特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地  
法人の名称  
代表者の氏名  
提出者 電 話 局 番  
指 定 年 月 日  
指 定 の 有 効 期 間  
事 業 年 度

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第13条第1項の規定により、下記の書類を提出します。

記

- 1 前事業年度の役員報酬または職員給与の支給に関する規程
- 2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の次に掲げる事項を記載した書類
  - (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
  - (2) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
    - ア 収益の生ずる取引および費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
    - イ 役員等との取引
  - (3) 寄附者（当該控除対象特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者もしくは3親等以内の親族または役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該控除対象特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名ならびにその寄附金の額および受領年月日
  - (4) 次に掲げる役員等に対する報酬または給与に関する事項
    - ア 役員等に対する報酬または給与の支給の状況（イに係る部分を除く。）
    - イ 給与を得た職員の総数および当該職員に対する給与の総額
  - (5) 支出した寄附金の額ならびにその相手先および支出年月日
  - (6) 海外への送金または金銭の持出しを行った場合におけるその金額および使途ならびにその実施日
- 3 条例第4条第1項第5号（イに係る部分を除く。）、第6号アおよびイ、第7

号ならびに第9号に掲げる基準に適合している旨ならびに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

- 注 1 指定の有効期間は、直近の指定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。
- 2 事業年度は、その開始と終了の月日を記入してください。
- 3 前事業年度の役員報酬または職員給与の支給に関する規程については、既に市長に提出されている書類の内容に変更がない場合は、提出を省略することができます。



別記第6号様式（第34条関係）

控除対象特定非営利活動法人事業報告書等提出書

年 月 日

函館市長 様

提出者 主たる事務所の所在地  
法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号 局 番  
指定年月日  
指定の有効期間

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第13条第2項の規定により、下記に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等を提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称および代表者の氏名）および住所または居所を記載した書面

- 注 1 指定の有効期間は、直近の指定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。
- 2 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を1つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は脚注においてその旨を記載するか、その他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載してください。
- 3 前事業年度の年間役員名簿は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名および住所または居所ならびにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿としてください。

別記第7号様式（第34条関係）

控除対象特定非営利活動法人助成金支給実績提出書

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地  
法人の名称  
代表者の氏名  
提出者 電 話 局 番  
指 定 年 月 日  
指 定 の 有 効 期 間

助成金の支給を行ったので、函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第13条第3項の規定により、その助成の実績を次のとおり提出します。

支給日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

- 注 1 指定の有効期間は、直近の指定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。
- 2 記入欄が不足する場合は、別紙に記入して添付してください。

別記第8号様式（第35条関係）

控除対象特定非営利活動法人解散届出書

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地  
法人の名称  
清算人の氏名  
届出者 清算人の住所または居所  
電 話 局 番  
指 定 年 月 日  
指 定 の 有 効 期 間

次のとおり控除対象特定非営利活動法人を解散したので、函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第15条の規定により、届け出ます。

解 散 年 月 日	年 月 日
解 散 の 理 由	
残余財産の処分方法	

添付書類

解散および清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

注 1 指定の有効期間は、直近の指定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。

2 条例第16条第1項の規定による届出を既に市長に行った場合は、この届出書の提出は、不要です。

別記第9号様式（第36条関係）

控除対象特定非営利活動法人合併届出書

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地  
 法人の名称  
 代表者の氏名  
 届出者 電 話 局 番  
 指 定 年 月 日  
 指 定 の 有 効 期 間  
 事 業 年 度

年 月 日付けで特定非営利活動促進法第34条第3項の認証の申請をしたので、函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

本届出において適用する公益性要件	<input type="checkbox"/> 相対値基準（条例第4条第1項第2号アに掲げる基準） <input type="checkbox"/> 絶対値基準（条例第4条第1項第2号イに掲げる基準） <input type="checkbox"/> 北海道条例個別指定法人（条例第4条第1項第2号ウに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人）
------------------	--

合併後存続する法人または合併によって設立する法人	法人の名称				
	代表者の氏名				
	主たる事務所	所在地		電 話	局 番
	現に行っている事業の概要				
	区 分	指定・その他			
	主たる事務所以外の事務所	所在地		電 話	局 番
	責任者氏名		責任者役職名		

合併 によ って 消滅 する 法人	法人の名称				
	代表者の氏名				
	主たる事務所	所在地		電話	局番
	現に行っている事業の概要				
	区分	指定・その他			

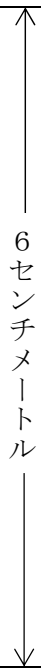

添付書類

- 1 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿
- 2 条例第16条第4項において準用する条例第4条第1項各号（第10号を除く。）に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（1に掲げる書類を除く。）  
および条例第16条第4項において準用する条例第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- 3 別記第2号様式の寄附金充当予定事業一覧

- 注
- 1 指定の有効期間は、直近の指定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。
  - 2 事業年度は、その開始と終了の月日を記入してください。
  - 3 本届出において適用する公益性要件欄は、該当する□内にレ印を記入してください。
  - 4 合併後存続する法人もしくは合併によって設立する法人の主たる事務所以外の事務所または合併によって消滅する法人が複数ある場合は、別紙に記入して添付してください。
  - 5 現に行っている事業の概要欄は、その内容を説明する書類を別紙として添付してください。
  - 6 区分欄は、該当するものを○で囲んでください。

別記第10号様式（第39条関係）

（表）

第 号	<p>身 分 証 明 書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日                      年      月      日</p> <p>上記の者は、函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第17条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証する。</p> <p style="text-align: right;">年      月      日交付</p> <p style="text-align: right;">函館市長 印</p>	
		

（裏）

<p>函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（抜粋）</p> <p>（報告および検査）</p> <p>第17条 市長は、控除対象特定非営利活動法人が法令，法令に基づいてする行政庁の処分もしくは定款に違反し，またはその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは，この条例の施行に必要な限度において，当該控除対象特定非営利活動法人に対し，その業務もしくは財産の状況に関し報告をさせ，またはその職員に，当該控除対象特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り，その業務もしくは財産の状況もしくは帳簿，書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>6 第1項の規定による検査をする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>7 第1項の規定による検査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
--

指定基準等チェック表（第1表 相対値基準）

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
1 (1) 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間（注意事項参照）において10分の1以上であること。			チェック欄
		実績判定期間	
経常収入金額（㉞の金額）		①	円
総収入金額		㉞	円
控除金額	国の補助金等の金額（㉟欄に金額の記載がある場合は、記入不可）	㉟	円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊱	円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国または地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊲	円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊳	円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額（付表1（相対値基準）㊴欄の「( )」）	㊴	円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のもの額（付表1（相対値基準）㊵欄）	㊵	円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなでない寄附金額（付表1（相対値基準）㊶欄）	㊶	円
差引金額（㉞-㉟-㊱-㊲-㊳-㊴-㊵-㊶）	㊷	円	
寄附金等収入金額（㊸の金額）		②	円
受入寄附金総額（付表1（相対値基準）㊸欄）		㊸	円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額（付表1（相対値基準）㊴欄）	㊹	円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のもの額（付表1（相対値基準）㊵欄）	㊺	円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなでない寄附金額（付表1（相対値基準）㊶欄）	㊻	円
差引金額（㊸-㊹-㊺-㊻）		㊼	円
会費収入（㊼欄と付表2（相対値基準用）㊽欄のうちいずれか少ない金額）		㊽	円
国の補助金等の金額（㊾欄の金額を限度とする。）		㊾	円
合計金額（㊼+㊽+㊾）		㊿	円
基準となる割合（②÷①）		③	%

（注意事項）

- ・ 実績判定期間とは、申出書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（指定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申出書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。  
したがって、例えば、3月決算法人が27年6月に申出書を提出する場合、実績判定期間は22年4月1日から27年3月31日（指定を受けたことのない法人の場合は25年4月1日から27年3月31日）となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第2表以下についても同様です。）。

「指定基準等チェック表」(第1表 相対値基準) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「総収入金額㉑」欄	<p>活動計算書の収益の部の合計額(経常収益と経常外収益の合計額)を記載します。</p> <p>なお、活動計算書の収益の部に、経理区分振替額(区分経理した他の会計からの繰入収入)等の内部損益に係る収益が含まれている場合は、その金額を収益の部の合計額から控除する必要があります。</p>	<p>その他の事業と特定非営利活動に係る事業とを区分して経理するなど、複数の活動計算書を作成している場合には、すべての活動計算書の収益の部の合計額を合計した金額を記載します。</p>
「国の補助金等の金額㉒」欄	<p>総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人および我が国が加盟している国際機関(以下「国等」といいます。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(以下「国の補助金等」といいます。)の金額の合計金額を記載します。</p>	<p>「国の補助金等の金額㉑」欄に金額の記載がある場合は記入できません。</p>
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㉓」欄	<p>総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。</p>	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国または地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㉔」欄	<p>総収入金額のうち、法律または政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部または一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国または地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。</p>	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㉕」欄	<p>総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。</p>	<p>貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。</p>
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㉖」～「寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額㉗」および「受入寄附金総額㉘」～「寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額㉙」の各欄	<p>「第1表付表1(相対値基準)」の各該当欄の金額を転記します。</p>	
「会費収入㉚」欄	<p>「差引金額㉛」欄と「第1表付表2(相対値基準用)㉜」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。</p>	
「国の補助金等の金額㉑」欄	<p>国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㉛」欄の金額を限度として記載します。</p>	<p>国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。</p>



受け入れた寄附金の明細表

第1表付表1（相対値基準）

法人名		実績判定期間	年 月 日～	年 月 日
-----	--	--------	--------	-------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	④	円
基準限度額（受入寄附金総額の10%相当額（④×10%））	⑤	円
基準限度額（受入寄附金総額の50%相当額（④×50%））	⑥	円

2 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）およびその住所が明らかでない寄附金

④のうち寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）およびその住所が明らかでない寄附金の額	⑦	円
---	---	---

3 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）およびその住所が明らかな寄附金

役員の氏名	役職	① 寄附金額	②	③
			①欄と②（特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人、控除対象特定非営利活動法人については③）欄のいずれか少ない金額	①のうち基準限度超過額（①-②）
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額		⑧	( ) 円	( ) 円
⑧欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人、控除対象特定非営利活動法人	⑨	( ) 円	( ) 円
	⑧欄以外の者	⑩	( ) 円	( ) 円
同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額		⑪	( ) 円	( ) 円
合 計（⑧+⑨+⑩+⑪）		⑫	( ) 円	( ) 円

（注意事項）

①～③の各欄の「( )」には、遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金または贈与者の被相続人に係る相続の開始があつたことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部または一部を当該贈与者から贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	<p>活動計算書の収益の部の寄附金および助成金の合計を記載します。</p> <p>なお、国の補助金等の金額は、寄附金および助成金には含まれません。</p> <p>④欄の金額は、⑤欄の金額と⑥欄の金額を合算した金額になります（④＝⑤＋⑥）。</p>	<p>受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。</p>
「役員の氏名」欄	<p>「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金の合計額が20万円以上のものについて各人別に記載します。</p> <p>役員からの寄附金の合計額の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者および3親等以内の親族ならびに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要があります。</p> <p>なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑦」欄に記載します。</p> <p>また、すべての寄附者（役員であって、寄附金の合計額が20万円以上のものに限り）について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。</p>	<p>左欄の「特殊の関係」は、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係および使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①または②に掲げる関係にある者の配偶者および3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「役職」欄	<p>役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。</p>	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人、控除対象特定非営利活動法人⑧」欄	<p>特定公益増進法人（法人令77）、認定特定非営利活動法人または控除対象特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑧欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「⑧欄以外の者⑨」欄	<p>上記⑧欄記載以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑨欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額⑩」欄	<p>同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額を記載します。</p>	

受け入れた寄附金の明細表

第1表付表1（次葉）

法人名		実績判定期間	年 月 日～	年 月 日
-----	--	--------	--------	-------

○ 役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と③欄のいずれか 少ない金額	③ ①のうち基準限度超過 額（①－②）
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
合計（または小計）		( ) 円	( ) 円	( ) 円

(注意事項)

役員からの寄附金の合計額（20万円以上）の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者および3親等以内の親族ならびに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要があります（第1表付表1（相対値基準）記載要領「役員の氏名欄」参照）。

社員から受け入れた会費の明細表

第1表付表2 (相対値基準用)

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

	基 準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判 定
イ	社員の会費の額が合理的な基準により定められている		はい・いいえ
ロ	社員（役員等を除く。）の数が20人以上である		はい・いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	.....	①	
共益的活動の割合（第4表③欄）	.....	②	
①から控除する金額（①×②）	.....	③	
差引金額（①－③）	.....	④	



第1表（相対値基準）④欄

「社員から受け入れた会費の明細表」第1表付表2（相対値基準用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「基準ロ」欄		<p>「役員等」とは、役員ならびに役員の配偶者および3親等以内の親族ならびに当該役員と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>なお、上記の特殊の関係とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係および使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>④ 上記①または②に掲げる関係にある者の配偶者および3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等」欄	<p>① イ欄には、例えば、「定款（または会則）第〇条に社員の会費の額については、一律〇円と規定」のように、基準を満たしている旨を証する書類の名称と合理的な基準により定められている旨を記載します。</p> <p>② ロ欄には、例えば、「社員名簿に〇名登載」のように記載します。</p>	
「社員の会費の額の合計額①」欄	活動計算書の収益の部に計上されている社員の会費の額を記載します。	活動計算書の会費収入に期末の未収会費額を計上している場合には、当該欄に未収会費額は算入できませんので、未収計上した会費の額は会費収入から控除する必要があります。

指定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日			
1 (2) 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均50人以上であること					チェック欄	
<p>【留意事項】</p> <p>1 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）およびその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。</p> <p>2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。</p> <p>3 貴法人の役員およびその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。</p>						
実績判定 期間内の 各事業年度	自	a 年 月 日	b 年 月 日	c 年 月 日	d 年 月 日	e 年 月 日
	至	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 3,000 円以上の寄附者の数が50人以上である		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
<p>【チェック欄】</p> <p><input type="checkbox"/> 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）およびその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 貴法人の役員およびその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。</p> <p>○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年50人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均50人以上かどうかを判定してください。</p>						
年 3,000 円以上 の寄附者の数	a	b	c	d	e	合計
	人	人	人	人	人	A 人
実績判定期間の月数 （注）一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B 月
実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数		A	人	× 12	= <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 60px; height: 40px; vertical-align: middle;"></span> 人 ≥ 50人	
実績判定期間の月数		B	月			

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申出書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（指定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申出書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3月決算法人が27年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は22年4月1日から27年3月31日（指定を受けたことのない法人の場合は25年4月1日から27年3月31日）となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第2表以下についても同様です）。
- ・ なお、指定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。

**「指定基準等チェック表」(第1表 絶対値基準用) 記載要領**

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
<p>「実績判定期間内の各事業年度」欄</p>	<p>実績判定期間内の各事業年度を、「㉑」から「㉓」の各欄に記載します。</p> <p>また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数が50人以上である場合は下欄の「はい」、50人未満である場合は「いいえ」に○をします。</p> <p>なお、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数が50人以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください(確認後は、□に✓を記入してください)。</p> <p>実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年3,000円以上の寄附者の数」の計算の表およびその下の計算式の記入は必要ありません。</p>	<p>寄附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。</p> <p>イ 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)およびその住所が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>ロ 寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人とします。</p> <p>ハ 貴法人の役員およびその役員と生計を一にする方は寄附者の数に含めません。</p>
<p>「年3,000円以上の寄附者の数」欄</p>	<p>実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が3,000円以上の寄附者の数を、「㉑」から「㉓」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。</p>	
<p>「実績判定期間の月数」欄</p>	<p>実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。</p>	<p>月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。</p>

指定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)

法人名		チェック欄						
1 (3) 北海道の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること								
<p>【留意事項】</p> <p>1 函館市の区域内に主たる事務所を有する場合に限りです。</p> <p>2 申出日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。</p>								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">条 例 指 定 年 月 日</td> <td style="width: 50%;">年 月 日</td> </tr> </table>		条 例 指 定 年 月 日	年 月 日					
条 例 指 定 年 月 日	年 月 日							
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">函館市の区域内に主たる事務所がある</td> <td style="width: 30%;">はい・いいえ</td> <td style="width: 40%;">事務所所在地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	函館市の区域内に主たる事務所がある	はい・いいえ	事務所所在地					
函館市の区域内に主たる事務所がある	はい・いいえ	事務所所在地						
<p>※ 北海道の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けた旨の条例の写し(公報の写し)を添付してください。</p>								

【記載要領】

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「条例指定年月日」欄	条例指定を受けた年月日を記載します。	申出書を提出する日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。
「函館市の区域内に主たる事務所がある」欄	該当する方に○をします。	
「事務所所在地」欄	主たる事務所の所在地を記載します。	



指定基準等チェック表（第2表1 新聞等への掲載）

法人名		チェック欄
2（1） 事業に関する情報を日刊新聞紙等を通じて市民に対して実績判定期間内の日を含む各事業年度において2回以上提供したこと		

2（1）

区分	項目	情報提供 の回数	内容等
㉑	年 月 日～ 年 月 日		
㉒	年 月 日～ 年 月 日		
㉓	年 月 日～ 年 月 日		
㉔	年 月 日～ 年 月 日		
㉕	年 月 日～ 年 月 日		

【記載要領】

- ・ 法人が自らの活動を市民に周知するため、その事業活動を新聞、ラジオ、テレビ等の広報媒体を通じて実施した広報活動を記載します。
- ・ 「情報提供の回数」欄には、情報を提供した回数を記載します。
- ・ 「内容等」欄には、情報を提供した日（期間）、広報媒体名、提供した内容等を記載します。

【留意事項】

- ・ 広報媒体とは、不特定多数へ情報発信する媒体として、市が発行する広報誌、ラジオ、テレビ、新聞、雑誌、コミュニティFM、タウン情報誌等とします。（インターネットによる発信は除きます。）

指定基準等チェック表（第2表2 広報資料の配置）

法人名		チェック欄
2（2） 事業活動を周知するため自ら発行した広報資料を実績判定期間内の日を含む事業年度において市内の5以上（インターネットの利用により当該広報資料を公表している場合は、4以上とする。）の公共施設その他の市民が利用する施設に必要数置いたこと。		

2（2）

区分	項目	広報資料		配置の内容等
		配置箇所数	ホームページによる公表	
㉑	年 月 日～ 年 月 日		有・無	
㉒	年 月 日～ 年 月 日		有・無	
㉓	年 月 日～ 年 月 日		有・無	
㉔	年 月 日～ 年 月 日		有・無	
㉕	年 月 日～ 年 月 日		有・無	

【記載要領】

- ・法人の活動を市民に周知するため、法人自らが作成した広報資料を配付することにより実施した広報活動を記載します。
- ・「広報資料」欄には、広報資料を置いた施設数を「配置箇所数」欄に記載するとともに、ホームページによる公表の有無を「ホームページによる公表」欄に記入します。
- ・「配置の内容等」欄には、広報資料名、配置箇所数に応じた施設名を記載します。

【留意事項】

- ・設置箇所は、市役所や渡島総合振興局などの行政機関、地域交流まちづくりセンター、図書館、公民館、市民会館などの公共施設、病院、学校、小売店、飲食店など法人の活動と関連する施設、自らのホームページへの掲載（ホームページへの掲載についても1箇所としてカウントします。）等による設置・掲載を対象とします。
- ・広報資料とは、法人が自ら作成した紹介する会報誌、リーフレット、パンフレット等とします。

指定基準等チェック表（第2表3 催物の開催）

法人名		チェック欄
2（3） 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、市民を対象としたその事業活動に係る催物を2回以上開催し、かつ、これらの催物の参加者（役員、社員または職員である者を除く。）の延べ人数が50人以上であること。		

2（3）

区分	項目	開催回数	参加者総数	催物の内容等
①	年 月 日～ 年 月 日			
②	年 月 日～ 年 月 日			
③	年 月 日～ 年 月 日			
④	年 月 日～ 年 月 日			
⑤	年 月 日～ 年 月 日			

【記載要領】

- ・市民を対象とした催物の実施状況を記載します。
- ・「開催回数」欄には催物を開催した回数、「参加者総数」欄には参加者の総数を記載します。
- ・「催事の内容等」欄には、催物の開催年月日（期間）、名称等を記入します。

【留意事項】

- ・催物とは、セミナー、イベント、講習会等であり、出席者名簿等により参加者が確認できる催物を対象とします。
- ・参加者とは、法人の役員、社員、職員を除く、一般の参加者とします。

指定基準等チェック表（第2表4 ボランティア従事者の参加）

法人名		チェック欄
2（4） 市内においてその事業活動にボランティアとして従事した者の延べ人数が実績判定期間内の日を含む各事業年度において50人以上であること（当該各事業年度において、同一の者を1人として計算した場合の当該従事した者の数が10人未満である場合を除く。）。		

2（4）

区分	項目	ボランティア従事人数		ボランティア活動の内容
		延べ人数	実人数	
㉑	年 月 日～ 年 月 日			
㉒	年 月 日～ 年 月 日			
㉓	年 月 日～ 年 月 日			
㉔	年 月 日～ 年 月 日			
㉕	年 月 日～ 年 月 日			

【添付書類】

- ・ ボランティア活動者名簿

【記載要領】

- ・ 法人が実施する特定非営利活動へのボランティア従事者の状況を記載します。
- ・ 「ボランティア従事人数」欄には、従事した「延べ人数」と「実人数」を記載します。
- ・ 「ボランティア活動の内容」欄には、ボランティアが従事した活動を記載します。

【留意事項】

- ・ 対象とする特定非営利活動とは、法人が市民を対象して実施する事業であり、総会、理事会等法人の運営に関するもの等を除きます。
- ・ ボランティア従事者には法人の役員、職員を除きます。（過去の役員名簿等について別途確認させていただきます。）
- ・ 当該従事者がボランティアとして参加したことが分かる資料（募集・応募に係る書類、活動に携わった日・時間帯や内容等を示す書類）を確認させていただく場合があります。

指定基準等チェック表（第3表 協働事業の実績）

法人名		チェック欄
3 市内においてその事業活動を国，地方公共団体，民間企業，試験研究機関その他の団体と協働して行った実績が実績判定期間内の日を含む各事業年度において1回以上あること。		

3

区分	項目	協働事業の実施の有無	協働事業の内容等
	①	年月日～年月日	有・無
②	年月日～年月日	有・無	
③	年月日～年月日	有・無	
④	年月日～年月日	有・無	
⑤	年月日～年月日	有・無	

【記載要領】

- ・地域の課題の解決のため，国，地方公共団体，企業，大学，研究機関，町内会・自治会等の地縁組織などとの協働事業の実施状況を記載します。
- ・「協働事業の実施の有無」欄には，該当する一方を「○」で囲みます。
- ・「協働事業の内容等」欄には，協働の事業名，相手方，期間，内容等を記載します。

【留意事項】

- ・協働事業とは，それぞれの主体が対等な立場で協力し合う取組であり，協定書，会議録等書面による確認が可能な事業を記載します。

指定基準等チェック表（第4表 共益的活動の割合）

法人名		チェック欄
<p>4 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること</p> <p>イ 会員等に対する資産の譲渡もしくは貸付けまたは役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡または意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>ハ 特定の著作物または特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為または不作為を求める活動</p>		
実績判定期間		
すべての事業活動に係る金額等	.....	① (指標 )
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	.....	②
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	③
	会員等相互の交流、連絡または意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	④
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	⑤
ハ	特定の著作物または特定の者に関する活動に係る金額等	⑥
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為または不作為を求める活動に係る金額等	⑦
合 計	(a+b+c+d+e)	⑧
		⇒②へ
基準となる割合 (⑧÷①)	.....	⑨

「指定基準等チェック表」(第4表 共益的活動の割合) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。 また、算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「①～③」各欄共通事項	「①～③」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「①～③」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等③」欄	会員等に対する資産の譲渡もしくは貸付けまたは役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的もしくは反復して資産の譲渡等を受ける者または相互の交流、連絡もしくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿または書類その他に氏名(法人にあっては、その名称)が記載された者であって、継続的もしくは反復して資産の譲渡等を受ける者または相互の交流、連絡もしくは意見交換に参加する者
「会員等相互の交流、連絡または意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等④」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①および②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡もしくは貸付けまたは役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動または同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県または指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人もしくは公益財団法人または認定特定非営利活動法人または控除対象特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	③ 役員 なお、①および②においては、当該法人の運営または業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもおよび交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもおよび付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑤」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①および②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動または同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県または指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人もしくは公益財団法人または認定特定非営利活動法人または控除対象特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	
「特定の著作物または特定の者に関する活動に係る金額等⑥」欄	特定の著作物または特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為または不作為を求める活動に係る金額等⑦」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為または不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

指定基準等チェック表（第5表 運営組織および経理が適切）

（初葉）

法人名		チェック欄
-----	--	-------

- 5 運営組織および経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員およびその親族等
- (2) 特定の法人の役員または使用人である者およびこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士または監査法人の監査を受けていること、または帳簿書類の備付け、取引の記録および帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと
- ホ 運営または業務の執行のために職員を主たる事務所において1名以上配置していること

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員または使用人である者およびこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

⑥ 各欄の人数等は、第5表付表1「役員の状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

（注意事項）

- 指定基準等チェック表（第5表）は、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載および添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。



第5表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士または監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録および帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書または第5表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ホ

項 目		主たる事務所に 配置した職員数	主たる事務所の開所曜日および開所時間
区 分			
㉑	年 月 日～ 年 月 日	人	
㉒	年 月 日～ 年 月 日	人	
㉓	年 月 日～ 年 月 日	人	
㉔	年 月 日～ 年 月 日	人	
㉕	年 月 日～ 年 月 日	人	
申 請 時		人	

（注意事項）

- ・ 指定審査の過程において、法人と当該職員の関係、当該職員の活動状況について確認させていただく場合がありますので、雇用契約書、出勤簿、活動の記録簿、日誌等の関係書類を確実に保管するようお願いいたします。

（注意事項）

指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「指定基準等チェック表」(第5表 運営組織および経理が適切)記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	<p>区分欄の「㉔」から「㉚」欄には、実績判定期間の各事業年度(または各年)を記載します。</p> <p>第5表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」および「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。</p>	
ロの各欄	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(または会則)第○条に正社員の表決権(または議決権)は平等に一票を与えると規定」のように記載します。</p>	
ハの各欄	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>なお、「㉔」から「㉚」については、上記イに記載する各期間(「㉔」から「㉚」)を示したものです。</p>	<p>① 「会計について公認会計士または監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。</p> <p>② 「帳簿書類の備付け、取引の記録および帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第5表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。</p>
ニの各欄	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>なお、「㉔」から「㉚」については、上記イに記載する各期間(「㉔」から「㉚」)を示したものです。</p>	

役員 の 状 況

第5表付表1

法人名		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 出 時
役 員 数		人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員または使用人である者ならびにこれらの者の親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出時	就任・退任年月日

(注意事項)  
 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第条13第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 「役員 の 状況」 第 5 表 付 表 1 記 載 要 領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」または「特定の法人の役員または使用人である者およびこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「@」から「◎」および「申出時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。  
なお、当該「@」から「◎」については、指定基準等チェック表（第 5 表）のイに記載する各期間（「@」から「◎」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
  - ① 役員 の 配 偶 者 お よ び 3 親 等 以 内 の 親 族
  - ② 役員 と 婚 姻 の 届 出 を し て い な い が 事 実 上 婚 姻 関 係 と 同 様 の 事 情 に あ る 者
  - ③ 役員 の 使 用 人 お よ び 使 用 人 以 外 の 者 で 当 該 役 員 か ら 受 け る 金 銭 そ の 他 の 財 産 に よ っ て 生 計 を 維 持 し て い る 者
  - ④ ② または ③ に 掲 げ る 者 の 配 偶 者 お よ び 3 親 等 以 内 の 親 族 で こ れ ら の 者 と 生 計 を 一 に し て い る 者
- 4 この表において、「特定の法人の役員または使用人である者ならびにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
  - ① 特定の法人の役員または使用人
  - ② ① に 掲 げ る 者 と 役員 の 配 偶 者 お よ び 3 親 等 以 内 の 親 族
  - ③ ① に 掲 げ る 者 と 婚 姻 の 届 出 を し て い な い が 事 実 上 婚 姻 関 係 と 同 様 の 事 情 に あ る 者
  - ④ ① に 掲 げ る 者 の 使 用 人 お よ び 使 用 人 以 外 の 者 で 当 該 ① に 掲 げ る 者 か ら 受 け る 金 銭 そ の 他 の 財 産 に よ っ て 生 計 を 維 持 し て い る 者
  - ⑤ ③ または ④ に 掲 げ る 者 の 配 偶 者 お よ び 3 親 等 以 内 の 親 族 で こ れ ら の 者 と 生 計 を 一 に し て い る 者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数または出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の 50%以上の株式の数または出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接または間接に保有する関係にある法人を含みます。  
なお、50%以上の株式の数等を直接または間接に保有する関係とは以下のとおりです。
  - 直接に保有する関係  
一 の 法 人 が 他 方 の 法 人 の 発 行 済 株 式 の 総 数 等 の 50% 以 上 の 株 式 の 数 等 を 保 有 す る 場 合 の 一 の 法 人 と 他 方 の 法 人 と の 関 係 （ 以 下 「 直 接 支 配 関 係 」 と い い ま す 。 ）
  - 間接に保有する関係  
一 の 法 人 お よ び 一 の 法 人 と 直 接 支 配 関 係 に あ る 法 人 ま た は 一 の 法 人 と 直 接 支 配 関 係 に あ る 法 人 が 、 他 方 の 法 人 の 発 行 済 株 式 の 総 数 等 の 50% 以 上 の 株 式 の 数 等 を 保 有 す る 場 合 の 一 の 法 人 、 一 の 法 人 と 直 接 支 配 関 係 に あ る 法 人 お よ び 他 方 の 法 人 と の 関 係

# 帳簿組織の状況

第5表付表2

法人名			
伝票または帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間

(記載要領)

- ・ 「伝票または帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、添付の必要はありません。

指定基準等チェック表（第6表 事業活動の内容が適切）

（初葉）

法人名		チェック欄
<p>6 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動または政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬または給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等または役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用および事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、および営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者または特定の公職の候補者もしくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、および信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容および事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬または給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等または役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等または役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用および事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者およびイの活動を行う者または特定の公職の候補者もしくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- ・「指定基準等チェック表（第6表）」は、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載および添付する必要があります。その場合、「指定基準等チェック表 第6表（次葉）」（ハおよびニ）の記載および添付の必要はありません。
- ・指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

③ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標および単位を記載してください。

使用した指標	単位

- 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)		%

## (注意事項)

「指定基準等チェック表(第6表 次葉)」(ハおよびニ)は、条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載および添付の必要はありません。

「指定基準等チェック表」(第6表 事業活動の内容が適切) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イおよびロの各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員もしくは寄附者もしくはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族またはこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係および使用人以外の者で当該役員、社員、職員もしくは寄附者またはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①または②に掲げる関係にある者の配偶者および3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>	<p>第6表付表1および2「財産の運用および事業運営の状況等」を記載し添付してください。</p> <p>なお、当該「㉔」から「㉖」については、認定基準等チェック表(第5表)のイに記載する各期間(「㉔」から「㉖」)を示したものです。</p>
ハ	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標および単位を㉗欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。
	「事業費の総額①」欄	<p>実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。</p> <p>損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。その場合には、損益計算書および金額の算定方法を示す資料を添付してください。</p>
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	<p>活動計算書における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。</p> <p>特定非営利活動に係る部分とそれ以外に共通する事業費は、それぞれに合理的に配賦します。</p>
ニ	「受入寄附金総額①」欄	第1表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「㉘」欄の金額を転記します。
	「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄	「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。この場合、当期に、特定非営利活動に係る特定資産として貸借対照表で計上する処理をした金額は、当期の「受取寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄に算入できます。
	「受入寄附金の充当割合③」欄	割合が100%を超える場合は、100%と記載します。



法人名

役員、社員、職員もしくは寄附者もしくはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族またはこれらの者と特殊の関係<sup>(注1)</sup>にある者(以下「役員等」という)に対する報酬または給与の支給等(実績判定期間および申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。

(注1)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係および使用人以外の者で当該役員、社員、職員もしくは寄附者またはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①または②に掲げる関係にある者の配偶者および3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

1 役員報酬の支給

氏名	職名	支給期間等	支給金額
			円
			円
			円
			円
			円
			円

2 役員親族等<sup>(注2)</sup>である職員に対する給与の支給

受給者の氏名等	役員との関係	支給期間等	支給金額
			円
			円
			円
			円
			円
			円

(注2)「役員親族等」とは、役員親族等もしくは3親等以内の親族または役員と特殊の関係にある者をいいます(「特殊の関係」は(注1)参照)。

3 給与を得た職員の総数および総額

集計期間	年 月 日 ~ 年 月 日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
	円

(注意事項)

- ・「役員等に対する報酬等の状況(第6表付表1)」は、条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載および添付の必要はありません。
- ・指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

法人名	
-----	--

1 役員、社員、職員もしくは寄附者もしくはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族またはこれらの者と特殊の関係<sup>(注)</sup>にある者（以下「役員等」という）または役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間および申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

（注）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係および使用人以外の者で当該役員、社員、職員もしくは寄附者またはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①または②に掲げる関係にある者の配偶者および3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(注意事項)

- ・「財産の運用および事業運営の状況等（第6表付表2）」は、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載および添付の必要はありません。
- ・指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## (3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

## 2 役員の選任その他当法人の財産の運用および事業の運営に関する事項

（該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。）

## 3 支出した寄附金（実績判定期間および申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに支出した寄附金）

支出先の名称等	住 所 等	支 出 金 額	支 出 年 月 日	寄 附 の 目 的 等

## （注意事項）

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第6表付表2）」は、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載および添付の必要はありません。
- ・指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

指定基準等チェック表（第7表 情報公開が適切）

法人名		チェック欄
7 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿および定款等（個人の住所または居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各指定基準等に適合する旨および欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬または職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名および住所または居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所または居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各指定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬または職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引および費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員もしくは寄附者もしくはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族またはこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者もしくは3親等以内の親族または役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名ならびにその寄附金の額および受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数および当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額ならびにその相手先および支出年月日 ⑦ 海外への送金または金銭の持出しを行った場合におけるその金額および使途ならびにその実施日		
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第7表は、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載および添付する必要があります。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、添付の必要はありません。

「指定基準等チェック表」(第7表 情報公開が適切) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	<p>閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。</p>
「ホ」欄		<p>③, ④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>ア 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>イ 使用人である関係および使用人以外の者で当該役員、社員、職員もしくは寄附者またはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>ウ 上記アまたはイに掲げる関係にある者の配偶者および3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

指定基準等チェック表 (第8, 9, 10表 事業報告書の提出等)

法人名	
-----	--

指定基準等チェック表 (第8表)

8 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等および役員名簿ならびに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等および役員名簿ならびに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

指定基準等チェック表 (第9表)

9 法令または法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、または得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、または得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
㊦ 指定基準等チェック表(第9表)は、条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載および添付する必要があります。					

指定基準等チェック表 (第10表)

10 申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	年 月 日

(注意事項)

- ・ 条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、指定基準等チェック表(第8表および第10表)は、記載する必要はありません。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、指定基準等チェック表(第8表および第10表)の記載の必要はありません。また、条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「指定基準等チェック表」(第8表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「◎」については、指定基準等チェック表(第5表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。

「指定基準等チェック表」(第9表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「◎」については、指定基準等チェック表(第5表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。

「指定基準等チェック表」(第10表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	

## 欠格事由チェック表

法人名		チェック欄
<p>指定または指定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定または指定の有効期間の更新を受けることができません。</p> <p>1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 控除対象特定非営利活動法人が指定を取り消された場合（P66 参照）において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該控除対象特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法、暴力団員不当行為防止法もしくは北海道暴力団排除条例に違反したことにより、もしくは刑法 204 条等<sup>(注1)</sup>もしくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、または国税もしくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>二 暴力団の構成員等<sup>(注2)</sup></p> <p>2 指定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人</p> <p>3 定款または事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税または地方税の滞納処分の執行がされているものまたは当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人（指定の申出時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」、指定の有効期間の更新の申出時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」ならびに関係都道府県知事および市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります<sup>(注3)</sup>）。</p> <p>5 国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団または暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	控除対象特定非営利活動法人が指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該控除対象特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法もしくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、もしくは刑法 204 条等もしくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、または国税もしくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有・無
二	暴力団の構成員等の有無	有・無
2	指定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人	はい・いいえ
3	定款または事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
4	国税または地方税の滞納処分の執行がされているものまたは当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	指定の申請時には上記 4 に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」を、指定の有効期間の更新の申請時には所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」ならびに関係都道府県知事および市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること	はい・いいえ
5	国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人	はい・いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団または暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ



(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条，第 206 条，第 208 条，第 208 条の 2，第 222 条もしくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは，法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は，国税および地方税の納付の有無にかかわらず，主たる事務所が所在する所轄税務署長，都道府県知事および市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。

# 寄 附 者 名 簿

閲覧対象外書類

法 人 名		事 業 年 度	年 月 日～ 年 月 日
-------	--	---------	--------------

寄附者の氏名または名称	住 所 ま た は 事 務 所 の 所 在 地	寄 附 金 の 額	受 領 年 月 日
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
合 計		円	

(注意事項)

- ・ この寄附者名簿は、毎事業年度初めの3月以内に作成し、その作成の日から起算して5年間その事務所の所在地に備え置く必要があります。

**函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第12条第2項第3号  
に定める事項を記載した書類**

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

**1 資金に関する事項** [①収益の源泉別の明細, 借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は, 函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第12条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他


2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ア 収益の生ずる取引および費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 イ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名または名称	住所または所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名または名称	住所または所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(3) 役員、社員、職員もしくは寄附者またはこれらの者の親族等との取引  
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所または所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所または所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	貸付資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所または所在地	役務の提 供年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名ならびにその寄附金の額および受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

4 役員等に対する報酬または給与の状況 [⑤ア 役員等に対する報酬または給与の支給（イを除く）、イ 給与を得た職員の総数および総額]

役員，社員，職員もしくは寄附者もしくはこれらの者の配偶者もしくは三親等以内の親族またはこれらの者と特殊の関係にある者（注1）（以下「役員等」という）に対する報酬または給与の支給について記載してください。

（注1）「役員，社員，職員もしくは寄附者もしくはこれらの者の配偶者もしくは三親等以内の親族またはこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員，社員，職員もしくは寄附者もしくはこれらの者の配偶者もしくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人および使用人以外の者で「役員，社員，職員もしくは寄附者またはこれらの者の配偶者もしくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②または③に掲げる者の配偶者もしくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬または給与の支給（ロを除く）

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額

（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数および総額

集計期間	年 月 日～ 年 月 日
------	--------------

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額ならびにその相手先および支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
合 計				円

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金または金銭の持出しを行った場合におけるその金額および使途ならびにその実施日]

実施日	使 途	金 額
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円



※この書類は函館市へ提出する必要はありません。

資産の譲渡等の内容に関する事項 [資産の譲渡等に係る事業の料金, 条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金および条件等

譲 渡 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金および条件等

貸 付 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金および条件等

役 務 の 提 供 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

「函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第12条第2項第3号に定める事項を記載した書類」記載要領

1 「1 資金に関する事項」欄

(1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。

(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。

(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)および(2)の各欄には、収益および費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位5者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員もしくは寄附者もしくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員もしくは寄附者もしくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員もしくは寄附者もしくはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人および使用人以外の者で「役員、社員、職員もしくは寄附者またはこれらの者の配偶者もしくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②または③に掲げる者の配偶者もしくは3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者もしくは3親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人および使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②または③に掲げる者の配偶者もしくは3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

4 「4 役員等に対する報酬または給与の状況」欄

この欄には、役員、社員、職員もしくは寄附者もしくはこれらの者の配偶者もしくは三親等以内の親族またはこれらの者と特殊の関係にある者に対する報酬または給与の支給について記載します。ロの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金または金銭の持出しを行った場合に記載します。

「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(函館市への提出は不要ですが、NPO法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。)

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金および特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。